

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
<p>2. 観光庁が主導的な役割を果たすべき主な施策</p> <p>2-1 国内外から選好される魅力ある観光地域づくり(観光地域のブランド化・複数地域間の広域連携等)</p>						
16	1	(1)観光地域のブランド化	<p>地域の特性を最大限に活かした観光地域づくりを行い、滞在型観光を促進するため、基軸となる観光地域づくりの理念(コンセプト)、主たる顧客層(ターゲット)、自地域の位置取り(ポジショニング)等を明確にした戦略的な計画の策定を促進する。さらに、国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを効果的に進めるため、日本を代表する有形・無形の地域資源がある観光地域について、地域の取組段階に応じた戦略的な観光地域づくりを促進する。</p> <p>具体的には、国が地域の努力や顧客の満足度等の客観的・恒常的な評価を実施し、地域の取組段階に応じた支援を行うこととし、地域の多様な者が参画した観光地域づくりを一元的かつ継続的に進める組織体の構築、当該組織体の運営や具体的な事業の企画・調整等を行う観光地域づくりの中核となる人材の育成、コンセプトに基づく地域資源の観光資源化、顧客の自由度や選択性を高める移動の利便性の向上や情報発信等、地域の状況に応じた適切な取組を促進する。</p>	<p>平成24年12月に観光圏整備法に基づく基本方針を改正し、観光地域づくりにおける一元的な窓口機能を担う事業者(観光地域づくりプラットフォーム)の設置と事業者の実務に持続的に携わる民間人材(観光地域づくりマネージャー)の配置を必須としたところ。また、観光圏を対象として補助事業「観光地域ブランド確立支援事業」を実施。</p> <p>この新たな基本方針の下、現在までに13地域の観光圏を認定し、「観光地域づくりプラットフォーム」が、地域の多様な関係者と連携を図りながら、ブランド確立のための戦略策定、滞在コンテンツの充実、インバウンド受入環境整備等により、国内外から選好される国際競争力の高い「ブランド観光地域」を形成する取組を「観光地域ブランド確立支援事業」で促進している。</p>	<p>各観光圏において設定している数値目標(満足度、宿泊者数、消費額、リピーター率)の達成に向けて、地域の関係者や、農業・教育・交通機関等異分野と幅広く連携した取組を支援することにより、ブランド観光地域づくりを目指している。</p> <p>また、総務省や文化庁等、他省庁の補助事業も活用して観光振興が図られており、各観光圏や自治体等が実施する事業との間に相乗効果が発揮されることが期待される。</p>	<p>引き続き観光圏における観光地域づくりへの取組を支援するとともに、これらの優れた取組を参考事例として全国の他の自治体等に横展開することを目指す。</p>
16	2	(2)外客受入環境の充実	<p>訪日外国人旅行者が安心して快適に、移動・滞在・観光することができる環境を提供することにより、訪日外国人旅行者の訪問を促進するとともに、満足度を高め、リピーターの増加を図る。</p> <p>外国人旅行者が日本を旅行する際に不自由を感じることがないよう、外国人旅行者が旅行の際に必要な実践的で実用的な旅行関連情報を、インターネット等を通じて提供し、訪日への不安を解消させ、外国人旅行者の利便性・満足度を向上させるとともに、インターネットを利用する上で不可欠となる無料公衆無線LAN環境の整備を促進する。</p> <p>外国人旅行者が我が国を安心して旅行することができるよう、外国人観光案内所網を構築し、外国人旅行者の受入れに必要な機能を満たした案内所の認定制度によるブランドの確立を図るとともに、必要とされる機能をカテゴリー別に分類することで機能向上と裾野の拡大を図る。また、その中核を担うことが期待される、日本政府観光局が委託する外国人観光案内所については、民間のノウハウを取り入れることで日本トップ水準のサービスを提供するとともに、海外にむけた積極的な広報活動等により、日本における観光案内のナショナルセンターとなることを目指す。</p>	<p>平成26年度補正予算、平成27年度当初予算及び平成28年度当初予算において、「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」を活用し、地方公共団体等による避難所・避難場所、官公署、自然公園等への無料公衆無線LAN環境の整備支援を実施。</p> <p>訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続きの簡素化・一元化について、平成28年2月に取組方針を公表するとともに、事業者の垣根を越えて一度の利用開始手続きにより接続可能な認証方式に関する実証実験を実施。</p> <p>平成26年8月より「無料公衆無線LAN整備促進協議会」の体制を活用し、①無料公衆無線LANの整備促進、②無料公衆無線LAN環境のスポットや多言語にて利用方法を紹介するウェブページの作成等を通じた周知・広報、③利用手続きの簡素化・一元化への取組を実施。</p> <p>平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算において「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」を活用し、宿泊施設・交通機関・観光案内所等へ無料公衆無線LAN環境の整備支援を実施。</p> <p>対応可能な言語や、案内範囲などの案内所の機能について、4つのカテゴリーに区分する外国人観光案内所認定制度を平成24年度より開始し、日本政府観光局が認定業務を実施。また、平成28年度より外国人観光案内所の機能強化に対する補助制度による支援を開始。</p> <p>日本政府観光局が委託する外国人観光案内所は、日本トップ水準のサービスを提供するとともに、全国の認定観光案内所を対象とした研修会や簡易通訳サポート等を通じて全国の認定観光案内所における案内機能の質的向上を支援。</p>	<p>訪日外国人旅行者数は年々増加傾向にあり、平成24年が836万人に対し、平成27年は1,974万人まで大幅に増加した。また、外国人リピーター数についても同様に、平成24年が528万人に対し、平成27年は1,162万人まで大幅に増加した。</p> <p>災害発生時の情報伝達手段確保のため、「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」を活用し、避難所・避難場所、官公署、自然公園等への無料公衆無線LANの整備を推進。</p> <p>総務省が実施した実証実験に参加した事業者・団体からなる一般社団法人 公衆無線LAN認証管理機構が平成28年9月30日に設立されたことにより、無料公衆無線LANについて事業者の垣根を越えた利用開始手続きの簡素化・一元化の促進が期待される。</p> <p>「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業補助金」を活用し、宿泊施設・交通機関・観光案内所等へ無料公衆無線LANの整備を促進。</p> <p>無料公衆無線LAN整備促進協議会を通して、訪日外国人旅行者の利便性・満足度を向上。</p> <p>外国人観光案内所の数は、認定制度を開始した平成24年度末の342箇所から、平成28年9月末時点の793箇所へと大きく増加するとともに、広域観光案内が可能となるカテゴリーⅡ以上の案内所が全ての都道府県に設置された。</p> <p>また、日本政府観光局は、外国人観光案内所の認定業務の効率化実施及び案内ノウハウの共有等を通じて全国の認定外国人観光案内所のネットワークを拡充。日本政府観光局の外国語ウェブサイトを活用し、海外にむけた広報及び国内旅行中の外国人旅行者への観光情報収集の利便性が向上。</p>	<p>平成29年度においては、「公衆無線LAN環境整備支援事業」により、防災の観点から地方公共団体等による避難所・避難場所、官公署、自然公園等への無料公衆無線LAN環境の整備を支援する予定。</p> <p>今後の訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続きの簡素化・一元化の取組の促進について、一般社団法人 公衆無線LAN認証管理機構を中心として自治体や通信事業者に対する積極的な周知等により拡充を図る。</p> <p>観光庁は、平成28年度補正予算において、「訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業」を実施し、継続して宿泊施設・交通機関・観光案内所等に対し無料公衆無線LAN環境の整備を支援する予定。平成29年度においても「訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業」にて無料公衆無線LANの整備が支援出来るよう予算要求中。</p> <p>引き続き無料公衆無線LAN整備促進協議会を通して、訪日外国人旅行者の利便性・満足度の向上を図る。</p> <p>地方部において、外国人観光案内所が、より多く設置されるよう、外国人観光案内所の情報発信強化に対する補助を行う。また、訪日外国人旅行者が安心して快適に滞在できるよう、日本政府観光局が中心となり、引き続き、研修等を実施することで、案内機能の質の向上を図る。</p> <p>また、日本政府観光局は、「ウェブ、モバイル等のICTを活用した訪日外国人旅行者にとって利便性の高い観光情報提供機能の拡充を図る。</p>
17	3	(3)大都市における観光の推進	<p>大都市の観光は国際的に大きく注目されており、我が国の大都市も観光のポテンシャルが極めて高いことから、その底上げを図ることが必要である。このため、関係者間の連携を強化して、大都市ならではの観光資源の更なる活用、観光ルートの設定、外客受入環境の充実、積極的なプロモーション等の取組を一層促進する。</p>	<p>平成27年度より、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、品川区において舟運を活用した観光地づくりを推進。平成28年度からは新たに千代田区秋葉原におけるメディア博物館構想に対する支援や、京都市二条城のガイド育成についても支援を行っている。</p> <p>主要空港や新幹線主要停車駅における無料公衆無線LANの整備や全国の観光や交通の案内ができるカテゴリーⅢの外国人観光案内所の整備等を実施。また、海外発行カード対応ATMの設置を促進。</p> <p>訪日外国人旅行者に人気のあるゴールデンルートについては、市場のニーズに応じてプロモーションを積極的に実施しているところ。</p>	<p>支援対象地である天王洲アイル地区のイベント等による入り込み客数は順調に伸びている。</p> <p>平成25年度における主要空港の無料公衆無線LANの整備率が87%、新幹線主要停車駅が52%に対し、平成27年度にそれぞれ96%・67%までに整備が進んだ。カテゴリーⅢの外国人観光案内所の数についても、平成24年度末の7箇所から、平成28年9月末時点の47箇所へと大きく増加し、我が国のゲートウェイとしての役割を担っている。3メガバンクの海外カード対応ATMについては、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、2020年までに計3,000台設置する計画を前倒し、2018年中にその大半を設置することとされており、平成27年末より順次導入を開始している。</p> <p>東京・大阪・名古屋といった大都市への訪日外国人旅行者は順調に増加しており、プロモーションが一定程度寄与したと考えている。</p>	<p>引き続き、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により支援を行っていく。</p> <p>FITのリピーターを中心に、地方部への需要も高まる中で、大都市の整備に限らず、地方部も含めた受入環境整備を促進していく。</p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」において東北をはじめとする地方誘客の促進が示されているが、東南アジア等、成熟度が低い市場を中心に市場のニーズに応じて大都市の観光魅力を発信していく。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
17	4	(4)複数地域間の広域連携	<p>更なる国内外の観光客を惹きつけ、滞在型観光を推進するとともに、観光客が各地域を周遊する環境を整備するためには、我が国の有する多様な観光資源の潜在能力を最大限に発揮させることが重要である。このため、複数の観光地域間において、テーマ性を持った周遊・滞在ルートを構築し、有機的な連携を強化していく。</p> <p>具体的には、テーマに基づき、魅力ある周遊・滞在ルートの設定、地域間の運動性に富んだ商品の企画・提供、それらを活用した戦略的な情報発信、地域間の相互送客の強化等を促進する。</p>	<p>訪日外国人旅行者の地方誘客に資するテーマ・ストーリーを持ったルートの形成を促進するため、平成27年度より「広域観光周遊ルート形成促進事業」を実施し、地域の観光資源を活かした滞在コンテンツの充実、外国人旅行者の周遊促進の取組、ターゲット市場へのプロモーション等を支援している。</p>	<p>平成27年6月に7ルート、平成28年6月に4ルートの広域観光周遊ルート形成計画を国土交通大臣が認定し、平成27年6月に認定した7ルートに関しては平成28年4月に20のモデルコースを策定するなど、地方誘客を進めている。</p>	<p>各ルートの広域観光周遊ルート形成計画に定められた外国人延べ宿泊者数などの目標の達成に向けた各地域の実施主体の取組を積極的に支援していく。</p>
17	5	(5)新たな観光地域づくりのモデルとなる先進的取組	<p>魅力ある観光地域づくりの新たなモデルとなるような地域の創意工夫を活かした先進的取組を促進し、地域が主体となった新たな観光地域づくりの取組を全国に展開する。</p>	<p>地域における観光地域づくりの取組を奨励し、魅力ある観光地域づくりの参考となるよう、観光地域づくりのモデルとなるような先進的取組などについて事例を選定し、事例集として取りまとめ、「日本を元気にする地域力 観光地域づくり事例集2015」を発行した。</p> <p>平成28年度より「テーマ別観光による地方誘客事業」により、共通の観光資源を活用した各地域をネットワーク化し、共通プロモーション等情報発信強化に向けた支援により、モデルケース形成を行う。</p>	<p>作成した「日本を元気にする地域力 観光地域づくり事例集2015」について、都道府県等の地方公共団体や観光関係団体等の関係者に広く配布するなどし、優れた事例の横展開を図っている。</p> <p>テーマ毎の全国的なネットワーク組織が立ち上がり、各地域への誘客に向けた取り組みが開始された。</p>	<p>魅力ある観光地域づくりを推進するため、地域における先進的取組等の事例について、観光地域づくりの舵取り役である日本版DMOの取組も含め、引き続き横展開を図っていく。</p> <p>各ネットワークが自立・継続するために、各年度毎に厳正な審査を行いながら、3年程度継続して支援する予定。</p>
17	6	(6)観光産業の参画	<p>旅行者のニーズの多様化や高齢者及び訪日外国人旅行者の増加等、観光を取り巻く国内外の環境は大きく変化しており、観光産業は既存のビジネスモデルに捉われず、より付加価値の高いサービスを提供するとともに地域の雇用・経済を支えることで、地域社会への貢献を図ることが重要である。このため、地域づくりの原動力としての役割を果たすべく、「売り手よし、買い手よし、世間よし」というビジネスの原点に立ち、観光産業の国際競争力の強化や観光地域づくりへの参画の観点から、中長期的な今後の観光産業のあり方について平成24年度から検討を行い、段階的にその実現を図る。</p>	<p>観光産業の今後の望ましい方向と方策を検討するため、平成24年度に、学識経験者、業界団体関係者、企業関係者等からなる「観光産業政策検討会」を開催。宿泊産業におけるマネジメント、生産性等の改善・向上が提言された。これを受け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館ホテル生産性向上協議会を設立し生産性向上に向けた方策の検討 ・生産性向上事業の実施(①経営改善・意識改革のためのオンライン講座、②モデル旅館・ホテルへのコンサルタントや全国開催のワークショップを通じた課題抽出・モデル事例の発信) ・宿泊施設が行うインバウンド対応整備経費支援事業の開始 ・観光庁と日本政府観光局(JNTO)の連携による旅館の情報発信の強化を通じた外国人旅行者の旅館への誘客により、ホテル・旅館の振興を行っている。 	<p>平成27年10月1日に第1回の旅館ホテル生産性向上協議会を設立し、業界全体の意識改革の啓発がなされた。</p> <p>生産性向上事業においては、全国の宿泊事業者により実施され、売上の増加や労働環境の改善に結びついた例が報告されている。</p> <p>また、平成27年度宿泊施設インバウンド対応支援事業においては、1232の宿泊事業者からの計画を認定している。さらに、旅館の情報発信の強化においては、より正確で充実した情報を発信しており、訪日外国人旅行者の利便性、快適性の向上に向けて一定程度寄与しているものと考えている。</p>	<p>既存の施設等の積極活用により、外国人旅行者の急増に伴う大都市のホテル不足を速やかに解消するとともに、多様な旅行ニーズに合わせた宿泊施設を提供していく。</p>
17	7	(7)観光分野における人材の育成	<p>観光分野における人材育成のため、教育プログラムや教材の開発・普及を進めてきたが、今後は、人材育成の地方展開を図りつつ、PDCAサイクルを通じた継続的な取組内容の改善を行い、各地の観光産業を活性化させるとともに、国際競争力の強化につなげる。</p>	<p>文部科学省・経済産業省・観光庁の3省庁で連携し、観光経営人材や観光の中核を担う人材の育成に向けた取組を実施。</p> <p>「産学連携サービス経営人材育成事業」により、観光経営人材育成に関するカリキュラム開発を行う大学を支援。</p> <p>宿泊産業の強化発展のため、地域大学との連携により経営改善に向けた教育プログラムを開発。平成27年度は小樽商科大学において「旅館・ホテルの経営人材育成講座」を開講、全国から38名の受講生が参加した。平成28年度は実施大学を拡大し、小樽商科大学(継続)のほか、和歌山大学及び大分大学での開講を予定しており、現在受講生の募集を行っている。</p> <p>また、DMOを担う人材育成については、教育プログラムの策定や研修実施に向けた検討に着手した。</p> <p>「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業を実施し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進している。観光分野においては、平成28年度は5件委託している。</p> <p>また、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について、2016年5月に中央教育審議会において答申が出された。</p>	<p>各大学における観光経営人材育成に関するカリキュラム開発を着実に後押ししている。</p> <p>教育プログラムの開発を通じて、地域宿泊産業の経営改善やインバウンド受入促進に寄与、また大学側にとっても宿泊産業の現状や課題を理解するきっかけとなり、ケース教材の開発や教員の育成にたいしても一定の効果が期待される。</p> <p>また、DMOを担う人材育成については、各DMO共通の人材育成教材を作成し、研修を行うことにより、DMO全体の底上げを図ると考えられる。</p> <p>「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業を通じて、教育機関と産業界が協働し、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発しており、観光分野においても、本事業を通じた産学連携が強化された。</p> <p>また、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の方向性が示された。</p>	<p>引き続き「産学連携サービス経営人材育成事業」により、産業界のニーズを踏まえた観光経営人材育成に向けたカリキュラム開発を支援していく。</p> <p>現在、教育プログラムの実施大学は北海道、関西、九州の3大学となるが、今後はカリキュラムのブラッシュアップを進めながら、他の地域にも水平展開をしていくことを目指すとともに、実施大学間での連携を図り自立持続した取り組みとなるよう、コンソーシアムの設置を目指して調査・検討していく。</p> <p>DMOを担う人材育成については、今年度策定するプログラムのブラッシュアップを図るとともに、プロモーション戦略等のプログラムを策定し、研修を実施することで、より専門的な知識を有する人材の育成を図る。</p> <p>「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業は引き続き、観光を含む成長分野等において、専修学校・大学等の教育機関が産業界等と連携し、今後の産業動向・人材ニーズを踏まえた教育を充実させる取組を推進する。</p> <p>また、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関は、2019年度の開学に向けて、中央教育審議会の答申を踏まえ、所要の制度上の措置を講ずる。</p>
18	8	(8)関係省庁をはじめとする関係者間の連携	<p>観光地域の魅力向上のためには、観光地域づくりの理念に沿った良好な景観の形成、街並み整備等が重要であるとともに、地域の文化財の保存・活用、農作業体験や農林漁家民泊等の機会の拡大、ニューツーリズムの推進等観光資源を活用した様々な取組を推進することが重要である。また、観光地域内の移動しやすい交通を確保するとともに、観光地域へのアクセスや観光地域間の周遊の利便性を向上することも重要である。このため、関係省庁、日本政府観光局等の政府関係機関における緊密な連携・協働を図り、さらに、地方公共団体、(社)日本観光振興協会等の観光・交通関係団体等と一体となって、総合的かつ計画的に施策を推進する。</p>	<p>平成27年度より、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」において、観光地の良好な景観形成や、文化財、国立公園などの活用など、地域資源を活用した観光地域づくりを支援している。</p> <p>山ノ内町では、観光資源であるスノーモンキーをアイコンとしたランタン設置による良好な温泉街の景観形成を支援している。富岡市では、世界遺産である富岡製糸場を核とした観光振興として駅と富岡製糸場をつなぐ二次交通の実証実験などを支援している。</p> <p>平成28年度より「テーマ別観光による地方誘客事業」において、共通の観光資源を活用した各地域をネットワーク化し、共通プロモーション等情報発信力強化に向けた支援を行うこととした。この事業により、全国各地域における関係者間の連携が図ることが可能。</p> <p>農産連携の一環として、「VISIT JAPANトラベルマート」のファムトリップの行程に、農家民宿や稲刈り体験を組み込む等の取り組みを実施。</p>	<p>景観、文化財に限らず、国立公園、農業、食など様々な地域ならではの資源を磨き上げ、着地型旅行商品の造成や、観光客の満足度を高めるためのガイドの育成などを行うことができた。</p> <p>農家民宿や稲刈り体験は、ファムトリップに参加した海外の旅行会社からは高い評価を受けており、観光地域の魅力向上に一定程度寄与したと考えている。</p>	<p>引き続き、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により地域の観光資源を発掘し、それを活用した観光地域づくりの支援を行っている。</p> <p>各ネットワークが自立・継続するために、各年度毎に厳正な審査を行いながら、3年程度継続して支援する予定。</p> <p>引き続き、政府関係機関や地方公共団体等と連携し、多様な日本の魅力を発信していく。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
---	------	----	------	------	----	-------------

2-2 オールジャパンによる訪日プロモーションの実施

19	9	(1)プロモーションの高度化	<p>震災により落ち込んだ訪日需要の一刻も早い回復のため、回復の遅い市場を中心として、正確な情報発信や海外旅行会社・メディアへの働きかけ等の徹底した風評被害対策を引き続き実施する。</p> <p>市場の回復状況を見極めつつ、ネガティブイメージの払拭に加えて、ポジティブな日本観光の魅力の発信に当たっては、マーケティング調査に基づく各市場ニーズの把握やプロモーションの効果測定を徹底し、事業の不断の改善により、事業の効果的展開、効率化を図る。また、これら市場別ニーズに基づく市場別プロモーションに加え、あらゆる訪日プロモーションの統一基盤として、震災で改めてその価値に気付かされた日本が世界に誇る「普遍的な魅力」をコンテンツとしてとりまとめ、外国人旅行者への訴求はもとより、日本人自らが誇りをもって世界へ打ち出す基盤とする。</p> <p>プロモーションの実施に当たっては、ブログやSNSの活用など、より効果的な手法を追求するとともに、訪日観光と親和性の高い日本文化、日本食、日本の先端技術などの日本ならではのコンテンツとの相乗効果を追求する。また、観光庁、日本政府観光局と在外公館をはじめとする関係省庁、インバウンドへの取組を加速する地方公共団体、日本ブランドの海外展開を進める経済界との連携、日本で開催される国際会議の活用やオープンスカイ政策による新規路線の就航等、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制で海外プロモーション事業を展開する。</p> <p>プロモーションの体制については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」等を踏まえ、日本政府観光局の組織の見直しとともに、本部事務所から海外事務所への経営資源と権限のシフトを行いつつ、他の国際関係法人の拠点を活用することで、プロモーションの高度化を支える機能的な体制を構築する。また、観光庁と日本政府観光局の機能の分化を徹底し、観光庁は訪日プロモーション政策の企画立案等に重点を置いてその機能を深化・特化するとともに、日本政府観光局は訪日プロモーション事業の海外現地における事業実施の推進機関として位置付ける。</p>	<p>東日本大震災後、被災地等に課されている、輸入規制・渡航制限の撤廃・緩和、風評払拭を目的とした風評被害対策に加え、観光地、県産品や地場産業等の地方の魅力を効果的に海外へ発信する「風評被害対策海外発信支援」事業を、平成27年度は宮城県、福島県等多数の関係自治体の参加を得て、香港、上海、ソウル、台北において実施した。</p> <p>また、在外公館において、我が国の政策や日本事情への理解普及を図ることを目的として、世論形成や政策決定に影響のある有識者や青少年を含む一般市民に対して、現地講演会、教育広報、情報資料の発信などの各種広報事業・活動を実施。また、観光庁やJNTOと連携し、在外公館を中心として訪日プロモーション事業を実施。</p> <p>一部の国地域において震災影響が残っている東北地方に対しては、「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、日本初となる全世界を対象としたデスティネーションキャンペーンを実施している。プロモーションに当たっては、日本の魅力をコンテンツとしてとりまとめ、活用した。</p> <p>また、効果的な訪日プロモーションを実施するため、外部のマーケティング専門家も参加するマーケティング戦略本部にて市場別プロモーション方針を策定し、市場特性に合わせたプロモーションを実施している。</p> <p>各市場において広告宣伝事業や共同広告事業のなかでWEBやSNSを活用したプロモーションを行い、また、メディア招請においては発信力のあるブロガーの招請も行うなど、より効果的な方法を追求した。</p> <p>また、日本ならではのコンテンツを、クールジャパン戦略との連携や、農産連携、在外公館との連携等も行いながら発信することで、オールジャパン体制でのプロモーションを実施した。</p> <p>観光庁が実施してきた訪日プロモーション事業を、平成26年度補正予算より、原則としてJNTOが発注主体として実施するように執行方式を変更した。</p> <p>JNTOと他の国際関係法人の海外事務所との共用化・近接化については、平成25年にジャカルタ(JF、JETRO、JNTO)、平成26年に上海(JETRO、JNTO)において実施済み。また、他の市場においても検討している。</p>	<p>香港では、「香港フードエキスポ2015」にジャパンブースを出展。同フードエキスポには5日間で約47万人が来場。上海におけるPRイベントでは3日間で約1万5千人が参加。ソウルでは、大使公邸でのレセプションに約100名が参加。また台北では、一般市民を対象としたPRイベントに、2日間で1万7,000人が来場した。</p> <p>更に、在外公館による現地講演会や教育広報による直接的な発信や、紙面買い上げ・情報発信誌のような媒体を用いた発信により、我が国の政策・日本の事情に関する理解を促進した。また、在外公館が観光展にブースを出展し、日本の魅力を伝える専門家を派遣する等、インバウンド観光を促進した。</p> <p>平成27年には、東北地方における延外国人宿泊者数も震災前の対平成22年比で104.0%と、震災前の水準を回復した。</p> <p>平成24年には、訪日外国人旅行者数が震災前の平成22年の水準まで回復しており、その後、平成27年には1974万人となり、目標であった1800万人を1年前倒しで達成することが出来た。</p> <p>これには、市場別プロモーション方針に基づき、効果的に事業を実施してきたことや、関係府省庁・団体が連携したオールジャパン体制でのプロモーションが一定程度寄与していると考えている。</p> <p>訪日プロモーション事業の執行主体をJNTOとすることにより、海外での直接契約が可能となり、外国人目線でのプロモーションが実施可能になったことや、意思決定が迅速で臨機応変な対応が可能になる体制を築くことが出来た。</p> <p>JNTOと他の国際関係法人との海外事務所の共用化・近接化によって連携の強化を図ることが出来ると考えている。</p>	<p>国際的風評被害対策と併せ、地方創生の一環として、県産品の輸出促進、観光促進等を支援する総合的なPR事業を平成28年度は北京及び台北で実施予定である。</p> <p>引き続き、在外公館による現地講演会や紙面買い上げ、観光展へのブース出展等を通して、効果的に広報活動を行い、日本への関心を高めるよう積極的に取り組む。</p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」に示されたとおり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も見据えて、東北をはじめとする地方への誘客促進、欧米豪や富裕層といった新規市場の開拓、ICTを活用したプロモーションを行っている。</p>
20	10	(2)観光産業の参画【再掲】	<p>旅行者のニーズの多様化や高齢者及び訪日外国人旅行者の増加等、観光を取り巻く国内外の環境は大きく変化しており、観光産業は既存のビジネスモデルに捉われず、より付加価値の高いサービスを提供するとともに地域の雇用・経済を支えることで地域社会への貢献を図ることが重要である。このため、「売り手よし、買い手よし、世間よし」というビジネスの原点に立ち、観光産業の国際競争力の強化や観光地域づくりへの参画の観点から、中長期的な今後の観光産業のあり方について平成24年度に検討を行い、段階的にその実現を図る。</p>	<p>観光産業の今後の望ましい方向と方策を検討するため、平成24年度に、学識経験者、業界団体関係者、企業関係者等からなる「観光産業政策検討会」を開催。宿泊産業におけるマネジメント、生産性等の改善・向上が提言された。これを受け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館ホテル生産性向上協議会を設立し生産性向上に向けた方策の検討 ・生産性向上事業の実施(①経営改善・意識改革のためのオンライン講座、②モデル旅館・ホテルへのコンサルタントや全国開催のワークショップを通じた課題抽出・モデル事例の発信) ・宿泊施設が行うインバウンド対応整備経費支援事業の開始 ・観光庁と日本政府観光局(JNTO)の連携による旅館の情報発信の強化を通じた外国人旅行者の旅館への誘客 <p>により、ホテル・旅館の振興を行っている。</p>	<p>平成27年10月1日に第1回の旅館ホテル生産性向上協議会を設立し、業界全体の意識改革の啓発がなされた。</p> <p>生産性向上事業においては、全国の宿泊事業者により実施され、売上の増加や労働環境の改善に結びついた例が報告されている。</p> <p>また、平成27年度宿泊施設インバウンド対応支援事業においては、1232の宿泊事業者からの計画を認定している。さらに、旅館の情報発信の強化においては、より正確で充実した情報を発信しており、訪日外国人旅行者の利便性、快適性の向上に向けて一定程度寄与しているものと考えている。</p>	<p>既存の施設等の積極活用により、外国人旅行者の急増に伴う大都市のホテル不足を速やかに解消するとともに、多様な旅行ニーズに合わせた宿泊施設を提供していく。</p>
20	11	(3)関係省庁をはじめとする関係者間の連携	<p>訪日外国人の来訪の促進のためには、留学生の増加・活用等国際相互交流の推進、査証発給、出入国手続の迅速化・円滑化、医療と連携した観光の推進等、様々な取組を推進することが重要であることから、関係省庁、日本政府観光局等の政府関係機関における緊密な連携・協働を図り、総合的かつ計画的に施策を推進する。</p>	<p>タイやマレーシア等のビザ緩和が行われた市場において、訪日プロモーションを集中的に実施。</p> <p>CIQ関係省庁等が連携し、人的整備については、当初予算での増員に加え、国際定期便の就航や国際クルーズ寄港の増加に対応するため、緊急増員を措置した。また、物的整備については、審査ブースの増設、審査機器の増配備等を実施した。</p>	<p>ビザ緩和に合わせて、旅行博や共同広告等での告知をタイムリーに行うことで、訪日客数拡大につながったと考えられる。</p> <p>地方空港・港湾を含めたCIQについて政府一体となって必要な人的・物的体制の整備を進め、出入国手続の迅速化・円滑化に取り組んでいるが、引き続き急増する訪日外国人旅行者に対応した人的・物的体制整備が必要。</p>	<p>「明日の日本を支える観光ビジョン」で示された訪日にあたってビザが必要な5ヶ国(中国、フィリピン、ベトナム、インド、ロシア)を対象とするビザ緩和と連携して、戦略的に訪日プロモーションを実施する。</p> <p>訪日外国人旅行者の更なる増加に対応し、外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、関係省庁等の連携のもと、審査ブースの増設やCIQに係る予算・定員の充実に図り、必要な人的・物的体制の整備を進める。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
2-3	国際会議等のMICE分野の国際競争力強化					
22	12	(1)MICEマーケティング戦略の高度化	<p>MICE市場の競争が激しくなる中、戦略的なマーケティングの重要性が増す一方、我が国は他国のマーケティングに比べて遅れを取っていることは否めない。このため、戦略の再構築、プロモーション・誘致活動の強化等について早急に取り組む。</p> <p>① 地方自治体・コンベンションビューロー等の誘致主体のMICEマーケティング戦略を再構築し、市場や顧客のニーズ、市場の成長ポテンシャル等を十分に踏まえつつ、ターゲットを明確化した新たなMICEマーケティング戦略の策定を行うよう国として促していく。</p> <p>② プロモーションや誘致等の活動を適切かつ効率的に実施することを通じて我が国のMICEブランドの構築等に一層努める。特に優先度の高いMICE案件について、国、地方公共団体、日本政府観光局、関係機関等が連携して、包括的かつ主体的な誘致支援等を行う。</p> <p>③ 我が国の各誘致主体がマーケティング戦略の高度化を図るに当たって必要となるMICE市場動向、競合国の動向等の情報収集・分析を行い、マーケティング戦略立案のプラットフォームを構築する。</p> <p>④ マーケティング活動の基礎となるMICE分野の統計データの整備を進める。</p>	<p>平成25年度～平成28年度にて大中型国際会議の誘致ポテンシャルを有する都市としてグローバルMICE都市及びグローバルMICE強化都市を選定し、マーケティング戦略の策定・高度化のための集中的な支援等を実施している。</p> <p>平成27年度に日本政府観光局等と連携し日本のMICEブランドを策定し、翌年度よりMICEブランドを活用した海外MICE見本市出展、海外メディア広告宣伝等を通じ、MICE誘致のためのプロモーションの強化を行うとともに、MICE誘致アンバサダー制度の創設等による国内主催者に対し観光庁や日本政府観光局が中心となり、地方公共団体や関係機関が連携し、国際会議誘致招請レターの発出や誘致支援を行うなど包括的な誘致支援等取組を実施している。</p> <p>各誘致主体のマーケティング戦略立案の参考とするため、観光庁や日本政府観光局が中心となり、MICE市場の動向や競合国の誘致体制等の情報収集・分析を行い、自治体等の各誘致主体への共有を実施している。</p> <p>ICCAやJNTO国際会議統計等の統計データを用いて、国内外のMICE開催の動向等の分析を行っている。また、経済波及効果分析手法として「MICE開催による地域別経済波及効果測定のための簡易測定モデル」を開発し、MICEの経済波及効果の分析等を行っている。</p>	<p>グローバルMICE都市につき、誘致に関わる専門スキルの取得・向上、ステークホルダー連携の構築・促進、人事体制の適正化、マーケティング戦略の策定といったMICEを誘致・開催するための基礎を築くことができた。一方、外国人アドバイザーからはコンベンションビューロースタッフのMICE誘致活動ノウハウ・知識の不足や、主催者・参加者ニーズに合致した商品の不足等の課題も指摘されており、今後誘致体制やマーケティング戦略の更なる強化が必要。</p> <p>自治体等の関係者と連携し、海外見本市出展等の各種プロモーション事業を行っている一方、MICEブランドのプロモーションの場での活用が普及していないとの指摘もある。また、MICEアンバサダーをこれまで39名任命し、誘致案件の発掘強化を進めているが、支援プログラムの内容が十分ではないとの指摘もあり、プログラムの抜本的改善を行う必要がある。更に、招請レターの発出等で関係省庁との連携は図っているが、連携状況はまだ限定的であり、今後、観光庁や日本政府観光局が司令塔となって、各自治体・コンベンションビューロー、民間事業者等との連携を強化する必要がある。</p> <p>MICE市場動向や競合国の動向等の分析について、関係者に共有を行っているが、各自治体等でのマーケティング戦略の立案は十分に普及しておらず、観光庁や日本政府観光局の戦略立案プラットフォームとしての機能の強化が必要。</p> <p>各種統計データの分析等を行っているが、分析内容のマーケティング戦略の高度化への活用は十分に進んでいない。</p>	<p>より一層の誘致力強化を図るため、国・日本政府観光局・コンベンションビューローの体制やノウハウを抜本的に強化すると共に、民間事業者、大学関係者等と連携し、日本のMICEブランドを活用したプロモーション活動や誘致活動を図る。また、MICE全体の経済波及効果の算出や国際機関等の統計の分析精度の高度化を通して、マーケティング戦略の高度化と戦略立案機能を強化する。</p>
23	13	(2)MICE産業の競争力強化	<p>国際会議や展示会等のMICEの誘致や開催を実際に担い、諸外国の誘致関係者と競争を繰り広げる主体は、地方公共団体・コンベンションビューロー、民間企業であり、MICEの一層の推進に当たっては、これらのMICE産業の競争力強化が必要である。このため、いわゆる横並び的な対応から脱却した選択と集中の徹底や、各主体の役割分担の明確化を十分に図りつつ、国全体として効率的かつ効果的な体制を整える。</p> <p>①MICEの誘致・開催で主体的役割を果たす地方公共団体・コンベンションビューローの人的・資金的資源の強化、支援ツール整備等の誘致体制・取組の強化に向けて、海外の先進事例等も参考にしつつ、今後の誘致体制のあり方について国として提言をまとめるとともに、必要に応じてそのための環境整備等を行う。</p> <p>②観光庁と日本政府観光局の機能の分化を徹底し、観光庁はMICE政策の企画立案等に重点を置いてその機能を深化・特化するともに、日本政府観光局は、MICE誘致における国内の誘致関係者への支援・連携機能に配慮しつつ、海外事務所及び本部の役割・体制並びにその取組を見直し、MICE分野のプロモーション・誘致機能を強化する。</p> <p>③MICE分野において国際的に通用する専門人材の育成を図るとともに、旅行業や宿泊業等のMICEビジネスへの取組について検討を行う。</p> <p>④MICE分野の各主体の取組を促すため、地域経済効果分析手法の開発・普及等により、地方公共団体、企業等に対するMICEの経済的意義・効用の普及・理解の促進を図る。</p>	<p>今後の誘致体制のあり方について、MICE国際競争力強化委員会(有識者委員会)を立ち上げ、平成25年8月には「我が国のMICE国際競争力の強化に向けて～アジアNo.1の国際会議開催国としての不動の地位を築く～」としてMICE誘致体制のあり方を国の提言としてとりまとめるとともに、都市の国際競争力の強化やMICEプレーヤーの強化等必要に応じた環境整備等を実施している。</p> <p>観光庁ではMICE政策の企画立案に重点を置くために人員増加と組織化を行うとともに海外市場や競合国状況調査分析などを通じ企画立案機能を深化させるとともに、日本政府観光局では執行機能化により海外契約による海外現場視点でのプロモーションの実施を行う等MICE分野のプロモーション・誘致機能強化を図っている。</p> <p>日本政府観光局において、MICE分野の国際的に通用する専門人材育成のため初級者を対象としたセミナー、旅行業や宿泊業等に対する実務経験者を対象とした人材育成セミナーを通じMICEビジネスへの取組を実施している。</p> <p>観光庁では、経済波及効果分析手法として「MICE開催による地域別経済波及効果測定のための簡易測定モデル」を開発し、地方公共団体・企業等に共有することにより、MICEの経済的意義・効用の普及・理解促進を図っている。また、現在、国際会議開催の経済的重要性を明確化するために、経済波及効果の調査・分析を行っているところ。</p>	<p>「我が国のMICE国際競争力の強化に向けて～アジアNo.1の国際会議開催国としての不動の地位を築く～」において、MICE誘致体制のあり方を国の提言としてとりまとめ、その提言に基づいた施策を行っている。</p> <p>観光庁と日本政府観光局の機能分化、企画立案機能の深化、海外現場視点でのプロモーションの実施が可能になり、より質の高い事業の展開を可能とする体制が構築された。一方、JNTOとコンベンションビューローの役割については明確になっておらず、今後双方の機能分化を図っていく必要がある。</p> <p>MICE誘致・開催に係る初級者や実務者向けの人材育成セミナーによってノウハウ・知識の強化を行っている一方、MICE誘致・受入の国際的に通用する専門ノウハウを養成するための人材育成が不十分であり、今後、研究・教育プログラムの充実が必要。</p> <p>簡易測定モデルを一部地方公共団体や企業等に共有し、活用を促進しているが、国内全体では未だMICEの経済的意義・効用の理解促進には至っておらず、啓蒙の強化が必要。</p>	<p>地方公共団体・コンベンションビューロー、民間企業の役割分担の明確化を十分に図りつつ、国全体として効率的かつ効果的な体制を整えていく。また、政府レベルで支援する体制を構築するため関係省庁連絡会議を設立すると共に、将来的には官民連携の横断組織を構築し、オールジャパン体制での支援を検討する。更に、MICE全体の経済波及効果を算出することにより、MICE開催による経済的意義の啓蒙・普及を促進する。</p>
23	14	(3)MICEに関する受入環境の整備	<p>MICEの誘致・開催競争に大きな影響を及ぼす国際会議場や展示場等のMICE施設に関し、国際会議場と展示場の一体整備、展示場規模の大型化、アフターコンベンション機能の充実を図る総合リゾート開発(IR)などの国際的な動きもあるため、我が国の競争力を維持・強化する観点から、まずは既存施設の有効活用を図ることを前提としつつ、求められるMICE施設の運営、整備等のあり方について検討を行う。さらに、MICEの受入に当たって求められるその他の受入環境についても、関係省庁、地方公共団体及び関係機関等とも連携を図りつつ、十分な整備を図る。</p>	<p>既存施設の有効活用を図るという観点から、ユニークベニューの利用促進するため、平成25年にユニークベニュー利用促進協議会を立ち上げ、検討を行った。平成27年には地方運輸局及び地方公共団体と連携を図り、ユニークベニュー候補施設をリスト化したユニークベニューベストプラクティス集の作成及び観光庁ホームページへの掲載を通じ、各地域のユニークベニュー活用取組事例のMICE誘致関係者への共有を図った。平成28年度にはユニークベニュー支援事業を行い、ユニークベニュー施設の利用促進を図っている。</p> <p>また、平成28年度にグローバル企業のビジネス活動を支える会議施設、外国語対応医療施設等の整備を促進するために、民間都市開発事業に対する支援制度を創設し、民間都市開発推進機構の金融支援の拡充を行った。</p>	<p>地方公共団体等と連携を図った取組を行うことにより、海外での事例も含め、MICE関係者にユニークベニューの重要性は認知されていると考えられる。一方、未だ施設側からの理解が低く、利用を阻害しているケースもあり、施設開放のための課題点の検討も含め、ユニークベニュー利用・普及を強化することが必要。</p>	<p>ユニークベニューの利用拡大に向けて、ホームページ等による利用者へのベニューの例示や施設側への規制緩和等を通して、MICE関係者等と連携して受入環境の整備を図っていく。また、今後も我が国の国際競争力の強化に資する民間都市開発事業を支援していく。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
2-4 休暇改革の推進						
25	15	(1) 休暇を取得しやすい職場環境の整備	<p>従業員の休暇の取得は、職場の雰囲気や上司の休暇取得に対する姿勢に大きく左右されている。このため、経営者に休暇の効用を示しつつ、経営者からの従業員に対する休暇取得の奨励や、労使の話し合いにより年間の取得日をあらかじめ定めることなどにより労働者が気兼ねなく年休を取得できる仕組みである年次有給休暇の計画的付与制度の導入を一層促進するとともに、労働時間等設定改善法に基づく中小企業・団体への指導、助成を効果的に実施し、休暇を取得しやすい職場環境の整備を行う。</p>	<p>年次有給休暇を取得しやすい職場環境整備のために以下の取組を実施。 次年度の年次有給休暇の計画づくりの時期である10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、集中的な広報を実施するとともに、連続した休暇を取得しやすい夏季、年末年始、ゴールデンウィークにも広報を実施。 地域のイベント等に合わせた年次有給休暇の取得促進を企業・住民に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運を醸成。(平成25年度：市町村2ヶ所、平成26年度：都道府県1ヶ所・市町村4ヶ所、平成27年度：都道府県1ヶ所・市町村5ヶ所、平成28年度：市町村5ヶ所) 厚生労働省幹部及び都道府県労働局長が、業界又は地域のリーディングカンパニーを訪問し、年次有給休暇の取得促進等の働き方改革の取組を企業トップに働きかけ(平成28年9月現在約1,200社訪問)るとともに、先進的な取組事例等について、ポータルサイトを活用して情報発信。 年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主への助成を行うとともに、都道府県労働局において年次有給休暇の取得等に関する助言・指導を実施。 また、年5日の年次有給休暇を確実に取得できる仕組みの創設等を内容とする労働基準法改正案を国会に提出している。</p> <p>本年度中に、有休取得に向けた民間企業の取組状況やホテル・旅館等への経済効果の測定等を調査する委託事業を実施予定。</p> <p>「家族の時間づくりプロジェクト」や、「ポジティブ:オフ運動」などの休暇取得促進の取組を実施し、休暇取得促進の機運醸成を図った。</p>	<p>年次有給休暇の計画的付与制度の導入率は、平成24年:15.4%、平成25年:19.6%、平成26年:23.6%、平成27年:16.0%であり、全体として増加傾向にある。なお、平成27年に割合が下がった理由として平成27年から調査対象を変更した(※)ことが考えられる。 年次有給休暇の取得率は、平成24年:47.1%、平成25年:48.8%、平成26年:47.6%であった。 (※)平成27年から調査対象が「常用労働者が30人以上の民営企業」から「常用労働者が30人以上の民営法人」に変更されている。</p> <p>左記調査結果を観光需要平準化に向けた取組に活用。</p> <p>「家族の時間づくりプロジェクト」や、「ポジティブ:オフ運動」などの休暇取得促進の取組を実施することで、各企業の休暇を取得しやすい職場環境の整備を行うことが出来た。</p>	<p>引き続き年次有給休暇の取得促進に向けた労使の働き方・休み方の見直しに対する効果的な支援、休暇取得促進の機運の醸成を図る取組を推進する。 また、5日間の年次有給休暇付与を使用者に義務付ける労働基準法改正案成立後、法の施行・周知を図る。</p> <p>左記調査結果を活用し、観光需要の平準化に向けた政策立案等を検討していく。</p> <p>引き続き、左記の取組を実施するとともに、関係省庁の連携の下、企業の休暇取得促進を促進していく。</p>
26	16	(2) 小・中学校の休業の多様化と柔軟化	<p>学期の区分の見直し、秋休みや地域の独自性を生かした休日の設定など、地域の企業等と連携した小・中学校の休業の多様化・柔軟化の取組を推進するとともに、子どもと過ごす休暇の意義や効用を明らかにすることで、親の休暇取得も促進する。</p>	<p>学校の休業日については、従前より、各学校の設置者である教育委員会が定めることとされており、様々な工夫がなされてきた。これに加え、平成28年4月25日付で、学校休業日に関する情報を地域の経済団体や社会教育施設等の学校以外の関係者とも共有し、幅広い関係者の中で学校休業日の設定について積極的に検討することを啓発・周知する旨の文書を、改めて、教育委員会宛に発出。</p> <p>「家族の時間づくりプロジェクト」において、全国13地域で、地域独自のイベント等に学校休業日を設定する等の取組を実施した。</p>	<p>各教育委員会において、秋休みや地域の独自性を生かした休業日の設定がなされている。</p> <p>左記取組を実施していることで、子供の休みに合わせて家族が休暇をとりやすくなった。</p>	<p>引き続き、各種会議等を通じて、教育委員会が幅広い関係者の中で学校休業日の設定について積極的に検討する旨を啓発・周知。</p> <p>引き続き、左記の取組を実施するとともに、関係省庁とも連携し、企業の休暇取得促進を促進していく。</p>
26	17	(3) 休暇取得の分散化	<p>大型連休を地域別に分散して設定する休暇取得の分散化の本格実施について、震災後の国民生活・経済活動等への影響及び国民的コンセンサスの状況を踏まえ、引き続き検討する。</p>	<p>「家族の時間づくりプロジェクト」や、「ポジティブ:オフ運動」などの取組を実施し、休暇取得促進の機運醸成を図るとともに、大型連休を地域別に分散して設定する休暇取得の分散化の本格実施について、検討した。</p>	<p>休暇取得促進の施策を通じ、休暇分散化の検討を実施している。</p>	<p>引き続き、左記の取組を実施するとともに、関係省庁の連携の下、検討を行う。</p>

3. 政府全体により講ずべき施策

3-2 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成

(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成

27	18		ア 国内外から選好される魅力ある観光地域づくり【施策2-1 再掲】	-	-	-
27	19	① 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保	イ 地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出 地域の自然、生活文化、地元の人々とのふれあいを求める旅行ニーズに応えるためには、地域独自の魅力を活かした地域密着型の旅行商品の創出が重要であることから、旅行者が着地型旅行商品の造成を取り扱いやすくするためのあり方について、平成23年度に検討した結果を踏まえ、その早期実現を図る。	地域密着型の旅行商品の創出に向けて、平成25年度より、旅行業法に基づく登録区分において、「地域限定旅行業」の区分を新たに創設し、その結果、平成28年4月時点で、地域限定旅行業者の数が118となっている。	地域限定旅行業の登録区分の創設により、地域密着型の旅行商品を取り扱いやすくなった。	地域密着型の旅行商品の創出に向けた更なる要望もあることから、今後、他の事案とあわせて検討会にて方向性を検討予定。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
27	20		ウ 観光の魅力高める地域産業・ものづくりの支援 地域の観光・集客サービス産業において、地域の特色ある産業やものづくり、中心市街地等の幅広い関係者の参画を得て、観光旅行者のニーズや地域の観光資源の特性を踏まえ、独自の差別化戦略を構築し、新サービスを提供する広域的かつ総合的に行われる取組を支援する。また、本支援事業で実施された取組の先進事例を分析し、観光・集客向上方針を取りまとめる。 観光資源等の地域資源を活用した中小企業の事業活動の促進を図るため、地域資源を活用した新たな商品・サービスを開発しその市場化に取り組む中小企業を総合的に支援する。	平成28年度第2次補正予算事業「観光資源等を活用した地域高度化計画の策定等支援事業(世界が訪れたい観光地づくりに向けた高度化計画策定等事業)」により、国内の4つの類型の観光地(山岳リゾート、海浜リゾート、温泉地、歴史的街区・集落)におけるビジョン及びビジネスモデルを含んだマスタープランを作成。さらに各モデル地域の事例から、各類型の観光地が、稼げる国際的観光地としての整備発展に必要な方策、解決すべき課題や対策を帰納的に導き出す予定。 地域資源活用促進法に基づく事業計画認定件数は、平成28年7月時点で1,499件を認定。当初より5年間で1000件の認定事業創出を目指しており、その目標が達成されたところ。	4地域のマスタープランが策定される予定。 認定件数以外にも事業化という点を重視し、市場取引達成率80%という目標を設定し、本事業を実施しているところ。平成28年度までの実績で成果目標を超える89.5%を達成している。	観光地のビジョン及びビジネスモデルを含んだマスタープランについて、4つの類型の観光地(山岳リゾート、海浜リゾート、温泉地、歴史的街区・集落)のモデル地域で作成後、その知見を他の観光地にも反映していく。 地域資源を活用した新事業の面的な取組を加速し、地域経済への裨益効果を増加させるために、先進的な自治体等の取組をモデル化し、他の自治体や消費者へ発信するとともに、地域ぐるみの取組を行う体制作りの支援を行うことにより、地域ブランド化の取組を全国的に促進する。
27	21	① 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保	エ 総合特区制度等の活用 総合特区制度、構造改革特区制度、地域再生制度、「環境未来都市」構想及び中心市街地活性化制度を活用して、地域の創意工夫を生かした魅力ある観光地づくりや観光資源の活用に資する取組を支援する。	(総合特区制度) 総合特別区域法に基づき、地域の包括的・戦略的な取組を、地域の実情に合致した形で各種施策(規制・制度の特例、財政・税制・金融措置)により支援している。 (構造改革特区制度) 民間企業や地方公共団体からの提案によって実現した規制の特例措置に基づき、地方公共団体が申請する構造改革特区計画を認定することで、地域の特性に応じた地域活性化を推進している。 (地域再生制度) 民間企業や地方公共団体等からの提案によって実現した支援措置に基づき、地域の創意工夫を生かした魅力ある観光地づくりや、観光資源の活用による地域再生計画を認定することで、地域の特性に応じた地域活性化を推進している。 (「環境未来都市」構想) 「環境未来都市」構想に基づき、平成23年に選定した11都市・地域の環境未来都市について、環境価値、社会的価値に加えて、観光や新産業等の分野における経済的価値の創造の支援を実施している。 (中心市街地活性化制度) 地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい、魅力ある市街地の形成に資する中心市街地活性化基本計画を認定することで、地域の特性に応じた地域活性化を推進している。	(総合特区制度) 総合特区として、現在、43区域を指定するとともに、各特区について総合特別区域計画を認定している。各特区において、当該計画に基づき、地域の資源や知恵を活かした意欲的な取組が推進され、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化が図られている。 (構造改革特区制度) 規制の特例措置を活用した構造改革特区計画は、これまでに1,271件認定している。 (地域再生制度) 支援措置を活用した地域再生計画を、種々の分野全体でこれまでに2,882件認定している。 (「環境未来都市」構想) 11都市・地域の環境未来都市が策定した環境未来都市計画の取組評価を毎年実施し、有識者が助言を行っている。また、創出した成功事例を、毎年開催する「環境未来都市」構想推進国際フォーラムにて発信し、国内外に普及展開を図っている。 (中心市街地活性化制度) 規制、財政面の特例措置を活用した中心市街地活性化基本計画を、平成24年度から平成27年度まで80計画認定した。	(総合特区制度) 今後とも、各特区の目標達成に向けて、毎年度の評価を適切に行い、当該評価結果を取組に反映させるとともに、引き続き、総合的かつ集中的な支援を行っていく。 (構造改革特区制度) 今後とも、民間企業や地方公共団体からの提案に基づき、規制の特例措置を講じていく。また、地方公共団体からの構造改革特区計画の認定申請を受け付けることにより、継続して地域の特性に応じた地域活性化を図っていく。 (地域再生制度) 今後とも引き続き、民間企業や地方公共団体等からの提案、地方公共団体からの地域再生計画の認定申請を受け付けることにより、地域の特性に応じた、地域の活性化を図る。 (「環境未来都市」構想) 環境未来都市計画の取組評価及び成功事例の普及展開、有識者による現地コンサルティング等の取組を行い、観光分野を含む経済的価値の創造を目指す。 (中心市街地活性化制度) 観光需要の取込等により中心市街地活性化に取り組む市町村を今後も継続して支援していく。
28	22	② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備	ア ホテル・旅館の振興 地域における観光客受入の中核をなす宿泊業については、海外からの旅行者にとって諸外国と遜色のない利便性・快適性を有する宿泊施設の整備を促進する必要がある。さらに、我が国の優れたサービスであるきめ細やかな「おもてなしの心」は、我が国への旅行を魅力的に伝える有力な素材である。このため、旅行者のニーズに対応しつつ、ホテル・旅館の魅力を活かした産業の育成のあり方について、平成24年度に検討を行い、段階的にその実現を図る。	観光産業の今後の望ましい方向と方策を検討するため、平成24年度に、学識経験者、業界団体関係者、企業関係者等からなる「観光産業政策検討会」を開催。宿泊業におけるマネジメント、生産性等の改善・向上が提言された。これを受け、 ・旅館ホテル生産性向上協議会を設立し生産性向上に向けた方策の検討 ・生産性向上事業の実施(①経営改善・意識改革のためのオンライン講座、②モデル旅館・ホテルへのコンサルタントや全国開催のワークショップを通じた課題抽出・モデル事例の発信) ・宿泊施設が行うインバウンド対応整備経費支援事業の開始 ・観光庁と日本政府観光局(JNTO)の連携による旅館の情報発信の強化を通じた外国人旅行者の旅館への誘客により、ホテル・旅館の振興を行っている。	平成27年10月1日に第1回の旅館ホテル生産性向上協議会を設立し、業界全体の意識改革の啓発がなされた。 生産性向上事業においては、全国の宿泊事業者により実施され、売上の増加や労働環境の改善に結びついた例が報告されている。 また、平成27年度宿泊施設インバウンド対応支援事業においては、1232の宿泊事業者からの計画を認定している。さらに、旅館の情報発信の強化においては、より正確で充実した情報を発信しており、訪日外国人旅行者の利便性、快適性の向上に向けて一定程度寄与しているものと考えている。	既存の施設等の積極活用により、外国人旅行者の急増に伴う大都市のホテル不足を速やかに解消するとともに、多様な旅行ニーズに合わせた宿泊施設を提供していく。
28	23		イ 観光振興等に資する社会資本整備等の観光振興等への配慮 観光振興に資する地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等を行う際には、これらの事業担当部局と観光関係部局との連携をしつつ、観光振興と観光交流推進に配慮した整備を行う。	平成28年3月には、関係部局が連携して魅力ある観光地づくりに資する社会資本整備を含めた「地方ブロックにおける社会資本整備重点計画」を取りまとめた。 また、平成27年2月には訪日外国人観光客受け入れに向けた「地方ブロック別連絡会」が発足し、地方ブロック毎に観光部局とインフラ整備部局が連携して、観光面での地域課題と解決策について議論を進めた。	社会資本整備等が観光振興へ貢献していると考えられる。	今後は、「地方ブロックにおける社会資本整備重点計画」で示された中期的な計画の下で、観光振興にも資する効果的なインフラ整備を引き続き進める。 また、「地方ブロック別連絡会」は平成29年度から「地方ブロック戦略会議」に発展改組され、「明日に日本を支える観光ビジョン」の具体化の状況及び対策方針をとりまとめる予定。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
28	24	② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備	ウ 観光振興等に資する地域づくり・街並み整備 観光振興等に資する地域づくり・街並みの整備を推進するため、広域的地域活性化基盤整備計画や都市再生整備計画に基づく事業の支援等を行うとともに、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行う街なみ環境整備事業を推進する。	広域的地域活性化基盤整備計画に基づく事業の支援に関しては、これまでに40都府県のべ112計画名数の広域的地域活性化基盤整備計画が策定され、同計画に基づく事業に対して交付金を交付している。(このうち、広域観光の活性化を目的とする広域的地域活性化基盤整備計画は、84計画名数策定) 平成24年度から平成28年度までに、都市再生特別措置法に基づき全国1427地区において都市再生整備計画が作成され、746市町村に対して社会資本整備総合交付金により支援を実施し、地域の創意工夫を活かしたまちづくりを推進。 平成24年度には145地区、平成25年度には157地区、平成26年度には161地区、平成27年度には159地区において街なみ環境整備事業を実施し、良好な街なみの形成を図った。平成28年度についても、社会資本整備総合交付金により、良好な街なみの形成に係る取組を推進している。	これまでに30府県のべ61計画名数の広域的地域活性化を目的とする広域的地域活性化基盤整備計画が完了し、観光の活性化に資する基盤整備等が着実に推進された。 全国40%超の市町村に対して支援を行った結果、ハード事業からソフト事業まで幅広い事業が実施され、地域の創意工夫を活かしたまちづくりが実現。 住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行う取組を推進した結果、景観の改善につながった。	平成28年度以降も、引き続き広域的地域活性化基盤整備計画に基づく事業の支援を講じていく。 今後とも必要な支援については、引き続き取り組んでいく。 平成29年度については、社会資本整備総合交付金において、良好な街なみの形成に寄与する取組に対し、引き続き支援を行う。
28	25		エ 都市再生・地域再生に資する市街地再開発事業の推進 駅周辺をはじめとした中心市街地等において、地域の観光の拠点となる商業施設等の建築物や、道路、広場等の公共施設の整備を行うことにより、観光地域にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図る。	平成24年度から平成28年度までに、全国76地区の市街地再開発事業(道路、公園等の重要な公共施設の整備を伴うものに限る。)に対して社会資本整備総合交付金等により支援を実施し、都市再生・地域再生に資する市街地再開発事業を推進。	中心市街地等における商業施設、公益施設等の整備や道路・公園等の公共施設の整備により、魅力ある都市空間の形成に寄与。	今後とも必要な支援については、引き続き取り組んでいく。
28	26		オ 景観等に配慮した道路整備の推進 道路は周辺と一体となって景観を形成していることをかんがみ、住民と連携しつつ周辺景観と調和した防護柵の設置や道路緑化、歩道緑化等の景観に配慮した道路整備を推進する。また、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等の観点から、道路管理者、電線管理者、地方公共団体等と連携し、引き続き無電柱化を推進する。	歩道整備や道路の拡幅事業と併せた街路樹整備などの緑化事業及び景観に配慮した防護柵の設置を実施した。 安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等の観点から、道路管理者、電線管理者、地方公共団体等と連携して無電柱化を実施した。	歩道の整備や拡幅事業に併せた道路の緑化や、景観に配慮した防護柵の設置等が着実に進んできていると考えられる。 道路管理者、電線管理者、地方公共団体等と連携して着実に無電柱化が推進されたと考えている。	地域の意見や沿道の状況等を勘案しつつ、道路緑化や景観に配慮した防護柵の設置に、平成29年度以降も引き続き取り組んでいく。 道路管理者と電線管理者等が連携し、PFI手法の活用や低コスト手法の導入に向けた取組により、平成29年度以降も引き続き無電柱化を推進していく。
28	27		カ 観光振興に資する道路空間の有効活用等 観光を活かした地域づくりを推進するため、道路空間の有効活用等先進的または斬新な施策の効果や影響を把握するための社会実験を実施するとともに、まちなぎわい・交流の場の創出など道路空間をより幅広く、有効に使う「道路空間のオープン化」を推進する。	観光を生かした地域づくりを支援するため、道路空間の再配分やエリアマネジメント組織による管理運営手法等の社会実験を実施した。 また、平成28年3月に「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」を改定し、道路空間を活用した地域活動を推進している。	道路空間の有効活用等、観光を活かした地域づくりの支援が図られていると考えられる。	観光を活かした地域づくりを支援するため、平成29年度以降も引き続き道路空間の有効活用の促進に取り組んでいく。
29	28		キ 河川空間、都市内水路等の保全・活用のための取組 散策できる河川管理用通路など治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援することで、川を活用したにぎわいのある水辺空間を創出する、かわまちづくりを推進する。 また、観光資源となる水路を保全・再生するための、地方公共団体が水路の保全・再生を図るための地域の取組を支援する。	自治体における、「かわまちづくり計画」の国土交通省への登録、河川占用許可準則緩和の活用等によって、かわまちづくりを推進。	「かわまちづくり」支援制度の創設年度である平成21年度から平成27年度末までに157箇所を登録。	引き続き、河口から水源地までを含めたかわまちづくりの取組を推進。
29	29		ク 観光地域における案内表示の整備等情報提供の充実 公共交通機関や徒歩、自動車等によって移動する観光旅行者の多くが必要とする観光情報を現地において適切に提供するため、観光活性化標識ガイドラインに基づく観光地域の案内表示の整備を促進する。また、外国人旅行者が言語面での障害を感じることがないよう、多言語による案内表示等の整備を促進するとともに、携帯型端末等を活用した、多言語や視覚情報による移動支援などICTを活用した移動容易化手段の普及促進などを推進する。	多言語対応については、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関など幅広い分野で共通するガイドラインを、平成26年3月に観光庁として策定・公表した。これに基づき、関係省庁や地方自治体、関係事業者等と連携して、駅や空港の案内看板等の多言語化を推進。 平成27年度補正及び平成28当初予算において「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」を活用し、宿泊施設・公共交通機関・観光案内所等における多言語化への支援を実施。 また、多言語対応の促進のために(独)情報通信研究機構が開発した翻訳アプリ「VoiceTra」の推奨も実施。 ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けて、移動に資するデータのオープンデータ化を推進。	平成28年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業を活用し、主に公共交通機関等が実施する多言語対応を後押しした結果、多言語対応が促進されている。 ポータルサイトの開設等、オープンデータ化に向けた取組が進んでいる。	「明日の日本を支える観光ビジョン」においても、多言語対応に関する施策が盛り込まれているところであり、その施策を着実に実行するとともに、平成29年度予算も継続的に活用し、多言語対応を推進していく。 効率的なデータ整備・更新手法の検討等、オープンデータ環境整備に引き続き取り組む。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
(二)観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成						
29	30	① ニューツーリズムを核に据えた持続可能な観光地域の形成	我が国は、自然や景観、歴史、伝統、文化、産業等、豊富な観光資源があり、訪日外国人のみならず、日本人にとっても魅力的な観光メニューを提供することができる。財政支出拡大による地域振興が望めない中、地域が魅力ある観光地域を形成し持続可能な地域経営を行うためには、これらの資源を活用してニューツーリズムを創出することにより、観光旅行者の多様なニーズに応えるとともに観光旅行者の宿泊数の増加につなげることが重要である。 このため、体験・交流の要素を取り入れた地域密着型のニューツーリズムを核とした持続可能な観光地域の形成を促進する。	観光地ビジネス創出のための総合支援として、持続可能な観光地域を形成するために、地域資源を活かした観光プログラムのモニターツアーなどの支援を行い、自主財源化に向けた支援を行った。平成27年度より、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、文化財、国立公園、食文化、産業などの地域資源を掘り起こし、地域資源を活用した観光地域づくりを支援している。平成28年度より「テーマ別観光による地方誘客事業」により、共通の観光資源を活用した各地域をネットワーク化し、共通プロモーション等情報発信力強化に向けた支援を行うこととした。この事業により、全国各地域における関係者間において成功事例を共有することにより、各地域における観光旅行者宿泊増加へつなげることが期待できる。	優良事例集として観光地域での自主財源率の高い地域をとりまとめたほか、自主財源率を高めるための手引書を作成した。 自然、景観、文化財、国立公園、農業、食など様々な地域ならではの資源を磨き上げ、着地型旅行商品の造成や、観光客の満足度を高めるためのガイドの育成などを行うことができた。	引き続き、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により地域の観光資源を発掘し、それを活用した観光地域づくりの支援を行っていく。 各ネットワークが自立・継続するために、各年度毎に厳正な審査を行いながら、3年程度継続して支援する予定。
29	31		ア 文化財の保存・活用 国民的財産である文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)は我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであるとともに、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであり、重要な観光資源ともなるものである。 このため、文化財について国と地方公共団体、所有者、国民が一体となって保存修理や整備等に取り組むことにより、文化財を災害や衰退の危機等から保護して次世代に継承していくとともに、積極的な公開・活用を行っていく。	「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、「文化財の観光資源としての開花」を図るため、文化財の適切な保存を基盤としつつ、観光への活用にも取り組んでいる。平成28年度には、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定し、地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説などの取組をより一層推進することとした。加えて、文化財解説の多言語化を進めるため、文部科学省と観光庁が連携し、「文化財の英語解説のあり方について」をとりまとめるなど、文化財の観光への活用を進めた。	歴史文化基本構想の制度に加え、平成27年度からは日本遺産の制度も創設されるなど、着実に地域の文化財を一体とした観光振興を図る取組がなされてきた。特に、日本遺産については、地域の歴史の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定する新たな取組であり、日本遺産認定地域においては、観光客数増加などの成果も現れている。	文化庁は、平成29年度概算要求においても、この方針に基づく対応を加速するため、「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」として121億円を要求している。今後とも、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点の整備を進め、2020年までにこうした拠点を200か所程度整備する予定である。
30	32	② 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発	イ 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化 我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域活性化に資する各地域の実情に即した総合的な取組を推進するため、都道府県・市町村が策定する文化遺産を活かした観光振興・地域活性化に関する計画に盛り込まれた、地域に伝わる伝統芸能等の後継者育成、民俗芸能等の発表機会の確保、地域の美術館・博物館における地域の文化資源・人材を活用した取組や外国人利用者等に対応する取組、重要文化財建造物の公開のための施設・設備の整備、史跡等の復元・公開活用等に対して支援する。	平成23年度から実施している「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」を、平成25年度からは地方公共団体が実施計画を策定する「文化遺産を活かした地域活性化事業」として実施し、伝統芸能・伝統行事の公開・後継者養成、古典に親しむ活動など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して支援している。	日本各地の多様で豊かな文化遺産を活用した総合的な取組を支援することで、有形・無形の文化芸術資源を活用した地域振興、観光・産業振興等が図られている。	文化庁は、引き続き文化遺産を活用して地域活性化を推進することを目的として、事業効果の地域への波及効果を検証する仕組みを体系化し、「文化遺産総合活用推進事業」に名称を変更して実施する予定である。(平成29年度概算要求に反映)
30	33		ウ 世界文化遺産の保護 世界遺産への文化遺産の登録は、海外へ日本文化を発信するとともに、我が国の文化を再認識し、歴史と文化を尊ぶ心を培い、また、文化財の次世代への継承を促すことにつながる。 このため、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年締結)に基づき、登録推薦の推進、登録後の文化遺産の適切な保護、世界遺産に係る正確な理解の促進及び条約の精神の普及啓発を行う。	我が国の文化遺産の推薦を推進し、平成28年7月には「ル・コルビュジェの建築作品ー近代建築運動への顕著な貢献ー」の構成資産として、国立西洋美術館が登録され、我が国の世界文化遺産は16件となった。また、現在は第41回世界遺産委員会における登録を目指して、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」を推薦中であることに加えて、来年2月までに「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を推薦すべく準備を進めているところ。 このほか、既に世界文化遺産として登録されている地域を対象として、情報発信・普及・保護活動の取組や観光振興等を支援するため、平成27年度より「世界文化遺産活性化事業」を実施している。 引き続き、文化遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するとの条約の精神の理解増進に努めていく。	新規の登録審査が厳しい状況にありながらも、世界文化遺産の登録件数を増加させることができた。また、世界文化遺産に係わる情報発信を行い、文化遺産の保護にかかる理解の増進に努めた。	引き続き、我が国の文化遺産の世界遺産推薦を推進するとともに、世界文化遺産に関する最新の情報を発信し、文化遺産の保護にかかる理解の増進を図る。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
30	34	② 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発	<p>エ ナショナルトラスト運動の推進</p> <p>国民的財産として後世に継承すべき産業・文化遺産や自然等の観光資源を保存・活用するため、現在、財団法人日本ナショナルトラスト、社団法人日本ナショナルトラスト協会、全国近代化遺産活用連絡協議会等の全国団体や地域の団体等が全国各地でナショナルトラスト運動を展開している。こうした民間レベルの運動は、政府や地方公共団体の取組を補完するとともに、観光資源を大切に守る意識を醸成するものであり、地域の人々や企業の資金協力も含めた参加を得て、適切な保全策を講じつつ、公開や利用に力点を置いた活動を奨励する。</p>	<p>財団法人日本ナショナルトラストでは、平成19年に「四国鉄道文化館」の開設、平成22年には「名勝旧大乗院庭園」の修復・公開を行っている。</p> <p>ナショナル・トラスト団体の活動強化のため、平成19年度には「ナショナル・トラストの手引き」の改訂を行った。また、ナショナル・トラスト運動の現況を整理し、今後の支援施策の方向性を探るために、平成20年度には「国民環境基金(ナショナル・トラスト)運動の成果及び課題に関する調査」を行い、さらに平成21年度には「自然環境保全のための土地の確保手法に関する検討調査」及び、「特定の土地を対象とした民間団体による自然環境保全活動の支援に関する諸外国制度比較調査」を実施した。また、「民間団体等による自然環境保全活動の促進に関する検討会」を行った。</p> <p>ナショナル・トラスト活動について、その一層の促進のため、引き続き税制優遇措置、普及啓発等を実施した。</p> <p>また、利用者からの入域料の徴収、寄付金による土地の取得等、民間資金を活用した地域における自然環境の保全と持続可能な利用を推進することを目的とし、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(地域自然資産法)(平成26年法律第85号)が平成26年6月に成立、平成27年4月1日に施行された。</p>	<p>具体的な数値目標がないため、定量的な効果測定ができないが、財団法人日本ナショナルトラストによる活動は深まり、後生に継承すべき観光資源の保存・活用が進んでいると言える。</p> <p>調査等により、土地の取得を促進するための経済的措置の必要性等の課題が抽出されるとともに、全国的な理解と協力のもとにナショナル・トラスト活動が積極的に推進されているとまではいえないところ、ナショナル・トラスト活動やその意義、ナショナル・トラスト活動を行う団体についての認知度がいまだに低いことが最大の問題であり、より強かに普及・啓発を図ることの重要性が示唆された。</p> <p>地域自然資産法の施行によって、ナショナル・トラスト活動の新たな枠組みが創設された。一方で、同法施行後、同法を活用した事例がなく、普及啓発を図る必要がある。</p>	<p>引き続き財団法人日本ナショナルトラストが実施する活動の支援を行う。</p> <p>また、ナショナル・トラスト活動に対する普及・啓発を引き続き行っていくと共に、税制措置も含め、様々な団体による活動を促進するための効果的な方策を検討していく。</p> <p>ナショナル・トラスト活動について、その一層の促進のため、地域自然資産法の普及を図り、地域主体の取組を推進する。</p>
30	35	③ 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発	<p>重要な観光資源である古都を始めとする歴史的風土の消失・質的低下を防止し、適切な保存・活用を図るほか、都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を活かす取組を推進するとともに、特に重要な歴史的・文化的価値を持つ道路を対象に選定した「歴史国道」について、その保存、復元及び活用を図り、地域の魅力向上を図る。</p> <p>さらに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)に基づき、文部科学省、農林水産省、国土交通省の連携により、歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、文化財を核とした良好な市街地の環境の維持・向上を図る。</p>	<p>古都保存法に基づき古都に指定された10都市を対象に、歴史的風土の保存・活用のための支援を行った。</p> <p>都市公園事業により、観光資源となる歴史的・自然的・文化的資源、又は景観形成上優れた建造物を活用し、観光振興の拠点となる都市公園の整備を推進した。</p> <p>「歴史国道」において、地域の清掃活動やイベントを通じた情報発信を行う等、地域の魅力向上につながる取り組みを実施した。</p> <p>文部科学省・農林水産省・国土交通省の連携により、歴史的風致維持向上計画の認定を希望する市町村に対して、計画策定を支援している。また、認定を受けた市町村の歴史まちづくりを支援した。</p>	<p>必要な土地の買入れ等が実施されるなど、歴史的風土の保存及び活用が推進されている。</p> <p>観光振興の拠点となる都市公園の整備等が促進され、地域の魅力向上に寄与している。</p> <p>平成28年10月末現在で、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村は59市町となり、地域固有の歴史と文化を活かした歴史まちづくりが進められている。</p>	<p>引き続き、古都における歴史的風土の適切な保存・活用を図るための取組に対して支援する。</p> <p>史跡や名勝、豊かな自然環境など観光資源を生かし、地域の魅力向上を図るため、観光振興の拠点となる都市公園の整備を引き続き支援する。</p> <p>歴史上、広域的な道路として利用され、国として特に重要な歴史的・文化的価値を有する道路について、その整備、保存、復元及び活用を図るため、地域の清掃活動やイベントを通じた情報発信に、平成29年度以降も引き続き取り組んでいく。</p> <p>引き続き文部科学省・農林水産省・国土交通省の連携により、歴史的風致維持向上計画の認定市町村を増やすとともに、認定を受けた市町村の文化財を核とした観光拠点形成等の歴史まちづくりを支援する。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
31	36	④ 優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発	<p>ア 優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進 優れた自然の風景地には、森林、河川、湖沼、山地、海岸、サンゴ礁など、我が国の豊かで貴重な自然環境が多く含まれている。これらは重要な観光資源でもあることから、その保全を図るとともに、適正に利用される必要がある。</p> <p>このため、自然保護思想の普及や自然公園、国有林における保護林、世界自然遺産の保護管理を推進すること等により、自然環境の保全及び野生生物の保護に取り組むとともに、こうした自然観光資源や明瞭な四季、雪、流水等の国内外の人々を魅了する我が国固有の美しい自然を生かし、地域住民等と行政が連携することにより、観光地域としても魅力的な地域づくりを推進する。</p> <p>また、大都市圏においても、関係機関が連携したまとまりのある自然環境の保全・再生・創出の取組を推進することで、地域住民だけでなく広く圏域住民の交流を推進する。</p> <p>さらに、多様な主体による協働のもと、道を舞台に景観・自然・歴史・文化等の地域資源を生かした美しい国土景観の形成を図る運動（日本風景街道等）を促し、人々の交流の拡大等を通じて、地域活性化や観光振興を推進する。</p>	<p>沖縄県では、サンゴ礁域や海浜など亜熱帯地域特有の観光資源への影響が顕在化している地域において、利用ルール策定、オニヒトデ駆除、トイレ整備などの市町村の取組に対し支援を実施。</p> <p>国有林野では、原生的な森林生態系や貴重な野生生物の生育・生息の場となっている森林などを保護林として設定した。さらに、野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保するため、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定した。世界自然遺産等のように来訪者が集中し、植生の荒廃等が懸念される国有林野において、グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)による巡視や入林マナーの啓発活動を行い、貴重な森林生態系の保全管理に取り組んだ。</p> <p>また、地域住民や環境保護に関心の高いNPO等と協働して、国有林内における貴重な野生動植物の保護や自然環境の保全の活動を実施した。</p> <p>優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した国有林として設定している「レクリエーションの森」について、地域のニーズを踏まえ、設定の見直し、地域等との連携の強化を実施。</p> <p>自治体における、「かわまちづくり計画」の国土交通省への登録、河川占用許可準則緩和の活用等によって、かわまちづくりを推進。多自然川づくり、湿地の復元、水質浄化等の河川環境整備等を推進。</p> <p>また、多様な主体と連携しながら生態系ネットワークの形成を図り、かつ観光振興にも貢献する取組等を推進。</p> <p>地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなど」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設としてみなどオアシスが登録された。また、「みなどオアシス」を構成する緑地等の港湾施設の整備等を支援している。</p> <p>北海道では、地域の活動団体が主体となり、行政と連携し、「美しい景観」「活力ある地域」「魅力ある観光空間」づくりを行う「シーニックバイウェイ北海道」を推進しており、沿道の花植え、景観改善、ビューポイントの整備、情報発信、観光メニューの創出等、様々な活動が展開されている。</p> <p>政策チェックアップの業績指標に「都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)」を登録し、状況を確認することで自治体間の連携を推進している。</p> <p>平成28年3月現在138ルートが日本風景街道として登録されており、これらのルートについて道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を支援した。</p> <p>国立・国定公園において、公園を取り巻く社会状況等の変化に応じ、適正な保護及び利用の増進を図っている。</p> <p>自然公園等における適正な利用を推進するため、自然公園指導員やパークボランティアの人材の育成を実施するとともに、自然とのふれあいの機会を提供している。</p> <p>サンゴ礁域や海浜など亜熱帯地域特有の観光資源への影響が顕在化している地域において、利用ルール策定、オニヒトデ駆除等を実施している。</p> <p>ラムサール条約湿地の新規登録・拡張を進めるとともに、普及啓発を図るなど、湿地の保全と賢明な利用を推進した。平成27年5月にラムサール条約湿地を新たに4箇所登録し、国内のラムサール条約湿地の数は50に達した。各ラムサール条約湿地においては、それぞれ、ラムサール条約の理念にのっとり、エコツーリズムや環境教育を含む賢明な利用の取組が行われている。</p> <p>国指定鳥獣保護区の指定を進めるとともに、巡視や普及啓発等の管理を行った。平成24～27年度には新たに6箇所を指定し、合計85箇所となっている。</p> <p>種の保存法に基づく希少野生動植物種について、捕獲及び譲渡等の規制を行うとともに、保護増殖事業等を実施し保護を図った。国内希少野生動植物種においては、平成24年度に3種を指定するとともに、平成26年から32年にかけて300種追加指定を目指して新たに86種を指定し、現在は合計175種となっている。(最近では2月24日公布、3月15日施行)</p>	<p>沖縄県では、取組を通じて環境への負荷が軽減したことはもとより、事業者、住民、行政との連携強化、意識啓発の醸成が着実に進んでいる。</p> <p>保護林は、855箇所968千ha(平成27年現在)、緑の回廊は、24箇所583千ha(平成27年現在)設定されており、適切に保護・管理が行われている。</p> <p>また、グリーン・サポート・スタッフによる巡視等を、人頭数196人、延べ人日7,324日(平成27年度実績)実施しているなど、地域住民等と協働した適切な森林の保全管理の取組が推進されている。</p> <p>「レクリエーションの森」を利用者のニーズに即した魅力あるフィールドとして活用できるよう、設定の見直しを実施した。</p> <p>「かわまちづくり」支援制度の創設年度である平成21年度から平成27年度末までに157箇所を登録。生態系ネットワークについては、平成27年度末時点で、7水系で広域的な生態系ネットワークの構築に向けた協議会を設置し、方針・目標を決定。</p> <p>みなどオアシスは、みなどや海岸の施設を地域の情報発信拠点として、あるいは地域の方々や観光客などの交流拠点として活用されている。</p> <p>平成28年9月末現在、92港のみなどオアシスが登録されている。「シーニックバイウェイ北海道」の取組が行われた各地において、地域住民等と行政が連携することにより、魅力的な地域づくり等が着実に進んできている。</p> <p>都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数は平成24年度以降順調に増加している。</p> <p>日本風景街道の取組が行われた各地において、沿道景観の向上等が着実に進んできていると考えられる。</p> <p>自然公園法に基づく許可、認可等は適正に運用されており、地域との連携による協働型の公園管理は着実に進んでいる。</p> <p>定期的に自然公園指導員(約2,600人)やパークボランティア(約1,500人)の研修を実施し、知識や技術の向上を図っているが、引き続き取組を進め、必要な人材の育成・確保に努める必要がある。</p> <p>サンゴ礁域や海浜など亜熱帯地域特有の観光資源への影響が顕在化している地域においては、取組を通じて環境への負荷が軽減したことはもとより、事業者、住民、行政との連携強化、意識啓発の醸成が着実に進んでいる。</p> <p>ラムサール条約湿地、国指定鳥獣保護区、希少野生動植物種の指定等により、野生生物やその生息・生育地の保護は着実に進んでいる。</p>	<p>沖縄県では、環境共生型の観光地形成に向けて、平成29年度以降も引き続き取組を実施。</p> <p>地域住民や関係行政機関等と連携しつつ、引き続き保護林や緑の回廊について適切に保護・管理を進める。</p> <p>「レクリエーションの森」の管理運営に当たり、地元自治体等との連携を強化するとともに、引き続き、設定の見直しを進める。</p> <p>引き続き、河口から水源地までを含めたかわまちづくりの取組み、多自然川づくり、湿地の復元等の自然再生、水質浄化等の河川環境整備、生態系ネットワーク形成の取組み等を推進。</p> <p>今後も、港湾の施設整備などのハード施策やみなどオアシスの指定等のソフト施策により、美しい港湾空間の形成を進めていくとともに、みなどオアシスの普及拡大を推進していく。官民連携による港湾の管理等を促進するため、港湾管理者が適正な民間団体等を指定する港湾協力団体を、みなどオアシスの運営、みなどオアシスでの活動を行う者として積極的に活用する。</p> <p>北海道における魅力的な地域づくり等を図るため、引き続き「シーニックバイウェイ北海道」の取組を進めていく。</p> <p>引き続き、都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数の状況を確認していく。</p> <p>美しい国土景観の形成を図るため、地域づくり活動に対する相談対応などの支援に、平成29年度以降も引き続き取り組んでいく。</p> <p>自然公園法に基づく許可、認可等を適正に運用するとともに、国立公園管理運営計画の定期的な見直しを行い、国立公園の適正な保護及び利用、地域との連携による協働型の公園管理を一層推進する。</p> <p>サンゴ礁域や海浜など亜熱帯地域特有の観光資源への影響が顕在化している地域においては、環境共生型の観光地形成に向けて、引き続き取組を実施する。</p> <p>引き続き、自然とのふれあいをサポートする人材の育成・確保を図るとともに、自然への理解と関心を高めるために、自然とのふれあいの機会を提供していく。</p> <p>引き続きラムサール条約湿地の新規登録・拡張を進めるとともに、湿地の保全と賢明な利用を推進するために、普及啓発等を行う。</p> <p>国指定鳥獣保護区の指定を進めるとともに、鳥獣の良好な生息環境の保全や整備を行うなど管理の充実に努める。</p> <p>希少野生動植物種については、捕獲及び譲渡等の規制を行うとともに、保護増殖事業等を実施し保全に努める。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
31	37	④ 優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発	イ 快適な散策ネットワークの整備 歩きやすさに十分配慮しつつ、周辺景観や地域の個性を生かした歩行者専用道路整備を目的としたベンチ等の休憩施設、デザイン等を工夫した案内標識及び来訪者の発着拠点となる駐車場等の整備を支援する。	歩きやすさや周囲の景観に十分配慮した路面、簡易な休憩施設、案内標識等の整備を支援した。	歩きやすさや周囲の景観に十分配慮した路面、簡易な休憩施設、案内標識等の整備が図られていると考えられる。	ウォーキングに適した道路整備のため、快適な散策ネットワークの整備の支援に、平成29年度以降も引き続き取り組んでいく。
31	38	⑤ 良好な景観に関する観光資源の保護、育成及び開発	国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成のためには、観光交流人口の拡大を生む地域固有の資源である良好な景観形成を図ることが重要な課題となる。このため、地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を推進する。また、重要文化的景観の選定を行うとともに、重要文化的景観の構成要素となる物件の修理・修景等、保存・活用のために必要な措置に対し支援する。 さらに、市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する。	平成24年度から平成28年度(10月時点)において、20件の文化的景観が新たに重要文化的景観として選定された。また、文化的景観の保存・活用のための調査事業や保存計画策定事業、整備事業、普及・啓発事業に対して、国からその経費の補助を行っている。 社会資本整備総合交付金又は集約促進景観・歴史的風致形成推進事業により景観重要建造物の修理等に対する支援を実施した。特別緑地保全地区の指定等、都市に残された貴重な緑地の保全を推進した。また、春季における都市緑化推進運動や都市緑化月間等を通じた市民との協働により、全国各地で緑化活動を推進した。自治体における、「かわまちづくり計画」の国土交通省への登録、河川占用許可準則緩和の活用等によって、かわまちづくりを推進。	重要文化的景観の選定や、保存・活用のための必要な措置に対する支援を適切に行った。 平成28年3月31日時点で景観重要建造物の件数は442件、景観重要樹木の件数は597件と着実に増加しており、地域固有の資源の保存による良好な景観形成が各地域で図られている。特別緑地保全地区について、平成24年度から平成26年度にかけて65地区を指定するなど、都市における緑地の保全を推進した。また、都市緑化推進運動や都市緑化月間等を通じた市民との協働により、都市における緑化の推進に寄与している。「かわまちづくり」支援制度の創設年度である平成21年度から平成27年度末までに157箇所を登録。	引き続き、文化的景観の保存・活用のための調査事業や保存計画策定事業、整備事業、普及・啓発事業に対して、国からその経費の補助を行う。 引き続き、各地域における地域固有の景観資源を活用した良好な景観の形成に向けた取組を支援していく。花と緑豊かな魅力ある都市の形成に向け、引き続き都市に残された貴重な緑地の保全および市民との協働による緑化等の推進に取り組む。 引き続き、河口から水源地までを含めたかわまちづくりの取組を推進。
32	39	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	ア 温泉の保護並びに可燃性天然ガスによる災害の防止及び適正な利用の確保 温泉は、古くから国民の療養、保養及び休養等に広く利用されてきている貴重な自然資源であり国内のみならず国際的にも関心が高い観光資源であるが、拡大する温泉利用による資源枯渇のおそれや温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害のおそれがあることから、大自然の恵みである温泉を将来世代に引き継ぐため温泉の保護対策及び可燃性天然ガスによる災害の防止対策の充実を図るための調査研究等を推進する。 また、多様化する国民のニーズに対応するため、利用者が好みの温泉の種類や温泉地を容易に選択できるよう、温泉の成因等の科学的な情報を発信するとともに、利用者にとって魅力ある温泉地をつくり、はぐくむための施策を展開する。	温泉の保護対策及び可燃性天然ガスによる災害の防止対策の充実を図るための調査研究等を実施した。 また、温泉の成因等の科学的な情報を発信するとともに、利用者にとって魅力ある温泉地をつくり、はぐくむための施策を行った。	温泉の保護については、一定の対策がなされているものの、近年開発件数が増加している地熱発電による温泉への影響について知見等を収集する必要がある。 可燃性天然ガスによる災害対策については、法改正後に事故等は発生していないものの、いったん事故が発生した場合は被害が甚大なものとなるおそれがあることから、引き続き災害対策に係る知見等の収集の必要がある。 温泉の利用及び魅力ある温泉地づくりについては、外国人観光客等からの温泉の人気の依然として高いことから、より一層充実した魅力ある温泉地づくりを目指す必要がある。	温泉の保護については、地熱発電と温泉の影響等についての科学的知見の充実を図り、それに基づき具体的な施策を検討する。 また、温泉の適正な利用については、引き続き検討調査を実施するとともに、その結果を受けて温泉の成分等についての情報提供の一層の充実を図る。 さらに、魅力ある温泉地づくりのため、引き続き国民保養温泉地の新規指定等を実施する。
32	40	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	イ 文化観光の推進 文化観光とは、日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光である。観光立国の実現のためには、観光による交流を単に一回限りの異文化、風習との出会いにとどめることなく、より深い相互理解につなげていくことが重要である。このため、国においては、文化財や歴史的風土に関する観光資源を活用した観光交流への取組を促進する。	文化庁と観光庁においては平成25年11月に包括的連携協定を締結、さらに平成26年3月にはスポーツ庁を含めた三庁において包括的連携協定を締結したところ。 「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、「文化財の観光資源としての開花」を図るため、文化財の適切な保存を基盤としつつ、観光への活用にも取り組んでいる。平成28年度には、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定し、地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説などの取組をより一層推進することとした。加えて、文化財解説の多言語化を進めるため、観光庁と連携し、「文化財の英語解説のあり方について」をとりまとめるなど、文化財の観光への活用を進めた。 沖縄県では、沖縄の特色ある文化・芸能を観光資源として活用して、観光客の滞在日数や観光消費額の増加を図るため、文化観光戦略を策定し、本戦略を推進。	歴史文化基本構想の制度に加え、平成27年度からは日本遺産の制度も創設されるなど、着実に地域の文化財を一体として観光振興を図る取組がなされてきた。特に、日本遺産については、地域の歴史的な魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定する新たな取組であり、日本遺産認定地域においては、観光客数増加などの成果も現れている。 沖縄県の文化・芸能を活用した観光誘客の取組への支援の効果もあり、沖縄県の観光客数・滞在日数・観光消費額が伸びた。(入域観光客数:592万人(平成24年度)→794万人(平成27年度)、観光客の平均滞在日数:3.75日(平成24年度)→3.83日(平成27年度)、観光消費額(1人当たり):67,459円(平成24年度)→75,881円(平成27年度))	文化庁は、平成29年度概算要求においても、この方針に基づく対応を加速するため、「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」として121億円を要求している。今後とも、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点の整備を進め、2020年までにこうした拠点を200か所程度整備する予定である。 今後とも文化庁と観光庁が、より一層連携を深めながら、文化財を中核とした観光拠点形成を進めていく。 沖縄県では、沖縄の文化・芸能を活用した観光誘客の取組への支援等を通じ、観光の高付加価値化を図ることで、観光客の滞在日数や観光消費額などの増加を目指す。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
32	41		ウ 地域の伝統芸能等の活用 財団法人地域伝統芸能活用センターによる「地域伝統芸能全国フェスティバル」の開催や地域伝統芸能の海外公演を通じた訪日観光プロモーション事業等により地域に伝承されてきた伝統芸能や伝統行事を発信することにより、地域の伝統芸能等の魅力を活用した文化観光を推進する。	全国各地の伝統芸能を一堂に集めた公演等を行い、地域の伝統芸能の支援等観光振興に寄与することを目的としたイベントである「地域伝統芸能全国大会」に対し、開催初年の平成5年度より毎年出席している。 沖縄県では、沖縄の特色ある文化・芸能を観光資源として活用して、観光客の滞在日数や観光消費額の増加を図るため、文化観光戦略を策定し、本戦略を推進。	当該イベントを開催、支援することにより地域に伝承されてきた伝統芸能や伝統行事について国と自治体・地域が一体となって伝統文化の魅力を推進することができた。 沖縄県の文化・芸能を活用した観光誘客の取組への支援の効果もあり、沖縄県の観光客数・滞在日数・観光消費額が伸びた。 (入域観光客数:592万人(平成24年度)→794万人(平成27年度)、観光客の平均滞在日数:3.75日(平成24年度)→3.83日(平成27年度)、観光消費額(1人当たり):67,459円(平成24年度)→75,881円(平成27年度))	引き続き地域伝統芸能活用センターと連携しながら地域の伝統芸能等の魅力を活用した文化観光を推進していく。 沖縄県では、沖縄の文化・芸能を活用した観光誘客の取組への支援等を通じ、観光の高付加価値化を図ることで、観光客の滞在日数や観光消費額などの増加を目指す。
32	42		エ 舞台芸術の振興、情報発信等 歌舞伎や文楽、能楽等の伝統的な芸能及び国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ、演劇等の現代舞台芸術は観光資源となり得るものであり、これを広く国民に提供するため、国立劇場、新国立劇場や地域の劇場・音楽ホール及びトップレベルの芸術団体における創造発信等を推進する。また、国立劇場、国立能楽堂等において、訪日外国人旅行者が伝統的な芸能を気軽に鑑賞できるようサービスの充実を図る。	「舞台芸術創造活動活性化事業」において、我が国の芸術文化を牽引する優れた舞台芸術創造活動に対する支援を行っている。(平成28年度支援件数 299件) 劇場・音楽堂等活性化事業において、劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発、劇場・音楽堂等間のネットワーク構築を支援している。また、多言語で実演芸術を提供し、外国人も鑑賞できる機会を増やす取組を支援している。(平成28年度支援件数:182件)	我が国の芸術文化を牽引する優れた舞台芸術創造活動に対し支援した結果、我が国の芸術水準の引き上げを促し、約4,000件の自主公演の実施に寄与した。(舞台芸術創造活動活性化事業) 劇場・音楽堂等が行う実演芸術の公演や居住する地域にかかわらず実演芸術を鑑賞できる巡回公演等を支援することにより、地域における芸術文化活動の推進に寄与している。(劇場・音楽堂等活性化事業)	舞台芸術創造活動に対し、分野の特性に応じた最適できめ細やかな助成システムを推進することにより、我が国芸術団体の水準向上と、より多くの国民に対する優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供を図る。(舞台芸術創造活動活性化事業) 地域の多彩な文化を発信・体験できる文化拠点としての劇場・音楽堂等に対する支援を、①我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等、②地域の実演芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂等、③複数の劇場・音楽堂等が共同して創作して行う実演芸術の公演、④劇場・音楽堂等間が連携して行う巡回公演の4つに区分し、支援の充実を図る。(劇場・音楽堂等活性化事業)
33	43	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	オ 国民の各種文化活動の発表、競演、交流の場の提供 国民が行っている各種の文化活動を全国的規模で発表、競演、交流する場を設けることにより、観光交流の拡大を図る。	国民が行っている各種の文化活動を全国的規模で発表、競演、交流する場として開催している国民文化祭を毎年開催し、第31回目を迎えた平成28年度は愛知県で開催。来年度は奈良県での開催が決定している。	昨年実施された第30回国民文化祭・かごしま2015では鹿児島県内外から約5万人の参加、及び160万人の観客があり、全国的規模での発表・交流機会の提供に寄与している。	引き続き、国民の行う各種文化活動の全国的規模での発表機会の提供等を通して、国民の文化活動への参加を促すとともに、国民の文化活動の水準向上を図る。
33	44		カ 外国人富裕層向けの和のコンテンツの情報発信 外国人富裕層を誘致するため、富裕層向けの伝統芸能・工芸・文化・旅館・食等の「本物の和」のコンテンツの情報発信などの取組を推進する。	平成26年度補正予算事業では、国内10地域を対象に、延べ53の海外メディアによる発信を行った。 平成27年度補正予算事業では、日本各地の商業施設等を訪問し、メディアを通じて海外に対して日本の高品質なサービスを発信。 平成28年度補正予算(熊本地震復旧等予備費)では海外のメディアやインフルエンサーを国内に呼び、九州の地域の商材・サービスの消費拡大を図るとともに、熊本地震の影響による風評被害により観光客が減っている九州の正確な現在の姿を海外に発信することで九州の安全性をPR。 クールジャパン機構による放送事業の海外展開支援を通して、日本各地域の魅力を紹介する番組を放送することで、番組と連携したイベントの開催や訪日ツアーを企画。視聴者の地域への誘客を促進している。 平成24年度から平成27年度まで、JLOP事業にて観光に資する案件307件を支援した。 世界的に有名なラグジュアリー層旅行商談会ILTMカンヌに出展し、外国人富裕層に向けた「本物の和」のコンテンツの情報発信を行った。	海外メディア、放送事業の海外展開支援等を通じて日本各地域の魅力を紹介する番組を放送。これにより、外国人の訪日意欲の喚起を行った。 富裕層が好む「本物の和」のコンテンツの情報発信を積極的に行うことで、外国人富裕層の誘致に一定程度寄与したと考えている。	今後も放送事業の海外展開支援等を通じて日本各地域の魅力を紹介する番組を放送。これにより、外国人の訪日意欲の喚起を行う。 「明日の日本を支える観光ビジョン」において示されているように、欧米豪を中心とする富裕層をターゲットとする質の高い日本の観光ブランドイメージを確立し、戦略的に展開していく。 また、富裕層をターゲットとした海外メディアや旅行会社を招請し、情報発信とツアーの造成を促進する。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
33	45		<p>キ 産業観光の推進</p> <p>産業観光とは、歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うものである。このため、地域における産業観光資源を巡るツアーの造成や遺構の優れた価値の普及等の取組のほか、全国レベルでも産業観光推進懇談会や全国産業観光推進協議会において、これらの取組を推進する活動が行われている。</p> <p>今後、特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携など、個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくり等の新たな観光・集客サービスの開発を支援する動きを一段と加速する。</p>	<p>産業観光による観光まちづくりを実践し、他の地域の模範となる優れた取組を行っている団体(地方自治体、観光協会、商工会・商工会議所、NPO、商店街、企業等)を表彰する「産業観光まちづくり大賞」を平成19年度から、公益社団法人日本観光振興協会が実施している。平成26年度から、経済産業大臣賞及び観光庁長官賞を創設。</p> <p>広域関東圏には、かつて「絹の道」があり、絹織物産地・事業者や絹関連産業遺産等が多数存在。「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録(平成26年6月)を契機に2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、絹関連事業者・施設・地域を結ぶ「絹のみち広域連携プロジェクト」を立上げ(平成26年8月)。「絹」を中心とした広域観光振興・交流人口拡大等による地域経済活性化を目指す。(運輸局・農政局とも連携)</p> <p>平成26年度: ①「キックオフ会議」による広域関東圏関係自治体・事業者の参画推進 ②「絹のみち大交流展」「広域ネットワーク会議」による広域連携の促進</p> <p>平成27年度: ①「自治体連携会議」による周遊型観光ルート策定支援 ②「オープンファクトリー」実証と産業観光セミナーによる取組支援</p> <p>九州経済産業局で平成27年度産業観光を活用した地域活性化事例調査を実施。</p> <p>平成27年度より、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」、平成28年度より「テーマ別観光による地方誘客事業」にて、産業観光を盛り込んだ地域への支援を実施。その他産業観光フォーラムなどへの後援を行う。</p>	<p>平成26年度から経済産業大臣賞及び観光庁長官賞を創設。毎年秋に地方で開催される全国産業観光フォーラムにおいて表彰。</p> <p>関東経済産業局の主導事業により、絹関連自治体・事業者連携気運を醸成、広域関東圏各地域において絹関連プロジェクトが創発。 ①「信州シルクロード連携協議会」(長野県自治体・事業者) ・広域観光周遊ルート開発会議・モニターツアーの実施 ・インバウンド戦略(案)の策定 ②「ビジット・ジャパン地方連携事業」(横浜一北関東自治体) ・横浜市・足利市等によるFAMツアー、海外旅行博出展等</p> <p>九州管内の各地域が有する産業観光に関する資源(産業遺産、工場見学、ものづくり体験等)を地域活性化の取組に活用するため取組状況について整理ができた。</p> <p>地域の特色ある産業を核に、受入環境の整備、着地型旅行商品の造成、情報発信等を行うことに支援をすることで、地域の魅力を向上させることができる。</p>	<p>産業観光による地域活性化の優れた取組に対する顕彰制度である「産業観光まちづくり大賞」については公益社団法人日本観光振興協会により、継続して事業が行われる予定。「絹のみち広域連携プロジェクト」における各地のプロジェクトをバックアップするとともに、質の高度化、連携事業者・地域の拡大を目指す。</p> <p>①自治体・運輸局等と連携した具体的広域観光周遊ルート開発支援 ②絹を核とした地域資源発掘・磨上げによる観光商品等の開発支援 ③交通事業者と連携した広域連携の仕組作りの推進 ④全国の「絹」関係事業者との連携による全国大ネットワークの構築</p> <p>産業観光ツアー等の市場流通を推進する。</p>
33	46	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	<p>ク スポーツツーリズムの推進</p> <p>スポーツツーリズムとは、スポーツを「観る」「する」ための旅行に加え、スポーツを「支える」人々との交流や、旅行者が旅先で多様なスポーツを体験できる環境の整備も含むものであり、国内旅行需要の喚起やゴルフ、スキー等スポーツへの指向性の高い外国人旅行者の訪日促進に寄与するものである。</p> <p>MICE推進の要となる国際スポーツイベントの招致活動は、訪日プロモーションやシティセールスと連動することで相乗効果を有するものである。</p> <p>このため、平成23年度に策定された「スポーツツーリズム推進基本方針」に基づき、地域スポーツコミッションの設立を促すとともに、情報の集約・発信、国際スポーツイベントの誘致・開催支援などを担うスポーツツーリズム推進連携組織を創設する。また、2019年のラグビーワールドカップの日本招致成功の経験を活かし、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの招致に取り組む。</p>	<p>・平成23年 6月 スポーツツーリズム推進基本方針策定 ・平成24年 4月 一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構発足 ・平成25年 9月 IOC総会において、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定 ・平成27年10月 スポーツ庁発足 ・平成28年 3月 スポーツ庁、文化庁、観光庁の三庁において包括的連携協定を締結。</p> <p>三庁連携の取組の具体的な施策として、「スポーツ文化ツーリズムアワード2016」を実施。平成28年9月に「10選」として入賞作品を発表。地域スポーツコミッションの数は増加傾向にあり(23団体(H26.7)→38団体(H27.10))、全国の「地域スポーツコミッション」の更なる拡大と活動の充実のために、H27年度より「地域スポーツコミッションへの活動支援事業」を実施。27年度は8、28年度は6の自治体に対し支援を行っている。</p>	<p>包括的連携協定に基づき、観光誘客につながる地域のスポーツツーリズムの推進を支援しているところ。</p> <p>スポーツツーリズム推進基本方針において目標に掲げた、 ①地域スポーツコミッションの設立の促進 ②スポーツツーリズム推進連携組織の創設 ③2020年の東京オリンピック・パラリンピックの招致についてはおおむね達成している。</p>	<p>今後とも三庁連携の枠組みを活用し、スポーツツーリズムを推進する取組を支援。</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、スポーツツーリズムは更なる盛り上がりが見込まれるものの、社会一般に広く認知が進んでいるとはまだ言えない。</p> <p>スポーツツーリズムの定着に向けて、官民一体のプロモーション等により国民需要の喚起を図ると共に、地域スポーツコミッションの活動を支援し、数の更なる増加と良質な観光コンテンツ創出を図る。</p>
34	47		<p>ケ 離島地域等における観光振興</p> <p>離島地域においては、交流人口拡大による自立的発展を促進する観点から、地理的・自然的特性を生かしつつ、産業等の振興や観光開発につながる体験滞在等を通じて、国内外との交流を促進する。</p> <p>半島地域においては、優れた自然景観と多様な資源に恵まれるとともに、海を通じた交易・交流の拠点として栄えてきた歴史を持つことから、これらの独自の自然・文化資源を活用し、魅力ある広域的な観光ルートの形成、体験滞在型余暇活動の促進等を図る。</p> <p>豪雪地帯においては、雪国の多様で豊かな自然環境、生活文化等各種観光資源の発掘・再評価を行うとともに、雪国の特性を活かした観光・レクリエーションの振興等による多様な交流を促進する。</p>	<p>沖縄において、離島との交流促進や離島観光及び離島の文化振興の持続的発展に結び付けることを目的に、学生を対象とした沖縄離島体験交流促進事業による支援を実施。</p> <p>交流人口の拡大による離島の自立的発展の促進を目的に市町村等が実施する「交流促進事業」について離島活性化交付金事業により支援。</p> <p>また、全国の島が一体となって島のもつ自然・歴史・文化・生活などのすばらしさをアピールし、交流人口の拡大、Uターン促進を図り、離島地域の活性化に資する目的で行う「離島」と「都市」との交流事業である「アイランダー」を開催。</p> <p>平成27年の半島振興法の改正に伴い、半島地域における観光の振興についての配慮規定が追加された。半島振興法に基づき道府県により策定された半島振興計画においても、観光に資する取組が多く盛り込まれており、半島地域の自治体においても観光振興が推進されている。</p> <p>豪雪地帯対策基本計画に基づき、毎年、雪に親しむことをテーマに全国各地で実施した雪まつりや冬季スポーツ教室等の交流活動状況について実態を把握し、関係自治体に情報提供を行った。</p>	<p>将来を担う子供たちが離島の重要性や魅力への認識を深めることによる交流促進等に寄与したものと考えられる。</p> <p>各市町村等が実施する交流促進事業により、離島での滞在や体験を通じた交流人口の拡大に寄与したと考えられる。</p> <p>また、「アイランダー」を通じて、離島の重要性や魅力への認識を深めることによる交流促進等に寄与したものと考えられる。</p> <p>半島振興広域連携促進事業を用いた自治体の観光に資する取組について支援することにより、半島地域の自立的発展が図られた。交流活動状況を共有することにより、雪国と他地域との多様な交流の促進に寄与したものと考えられる。</p>	<p>今後とも沖縄離島体験交流促進事業等を通じた支援を継続する予定。</p> <p>今後とも離島活性化交付金等を通じた当該支援を継続する予定。</p> <p>半島地域に対し、半島振興広域連携促進事業等を用いて引き続き支援を行っていく予定。</p> <p>今後も、雪国と他地域との多様な交流の促進を図るため、引き続き、克雪対策を推進するとともに、雪に親しむことをテーマに全国各地で実施した交流活動状況について関係自治体に情報提供等を行う。</p>
34	48		<p>コ 総合保養地域の活用</p> <p>定年後の田舎暮らしや二地域居住などが注目される中で、これらの活動の受け皿となる総合保養地域において、地域の資源を活用した独自の魅力の向上、施設の運営・経営や利活用の工夫、利用促進、人材の育成などのソフト面の充実、これらを生かした地域間交流の促進を支援する。</p>	<p>現在、全国29か所において30基本構想が作成されている。</p>	<p>現在、全国29か所において30基本構想が作成されている。</p>	<p>引き続き、基本構想に基づく施設整備状況の把握に努める。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
34	49		<p>サ マリンレジャーを活用した地域観光の振興等 ボートパークの整備等による収容保管能力の向上と放置等禁止区域の指定拡充等の規制措置を両輪としてプレジャーボートを円滑に収容し、公共水域の適正な利用促進を図るほか、マリンレジャーや地域活性化の拠点である「海の駅」の設置支援及びネットワーク化を推進し、レンタルボート、チャータークルーズ等の幅広いマリンレジャーの体験機会を創出する。また、地方公共団体や地元観光事業者等との連携による地域の特性を活かしたイベントの開催や観光情報の提供を促進する。</p>	<p>マリンレジャーの拠点となる「海の駅」は、平成28年9月時点で161駅となった。また「海の駅」を活用したイベントを開催し、知名度向上・各地の海の魅力を広めることに貢献した。 マリン関連団体から構成され、情報発信等マリンレジャー普及のための取組を行うUMI協議会が平成28年度に開催した「マリンチャレンジ」では、約800人の体験乗船者を迎えた。 国土交通省及び水産庁は平成25年5月に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定しており、水域管理者と連携しながらプレジャーボートの放置艇対策を推進することにより、公共水域の適正な利用促進を図り、水域を観光資源として活用するレクリエーションの振興にも貢献している。</p>	<p>「海の駅」に関しては、設置推進の取組により、この5年間で約20駅が新たに認定され、拡大を続けている。また海の駅を拠点としたイベントも各地で継続して行われ地域に定着してきており、マリンレジャー関心層の裾野を広げることに寄与している。 「平成26年度プレジャーボート全国実態調査」の結果では、平成22年度の調査結果と比べて、港湾・河川・漁港の三水域で放置艇が1.1万隻減少したものの、依然として8.8万隻の放置艇が存在しているため、引き続き対策が必要である。</p>	<p>マリンレジャーを活用した地域観光の振興を拡大していくために、引き続き情報発信等により「海の駅」の設置拡大を目指すとともに、「海の駅」を拠点とした体験乗船会・地域の特性を生かしたイベント等を開催し、集客機会を増やしていく。 推進計画に基づく全国実態調査や中間評価により、放置艇隻数や対策の取り組み状況について確認を行うとともに、推進計画満了時（平成34年度）において放置艇を解消する目標が達成出来るよう、水域管理者等と連携しながら引き続き放置艇対策の取り組みを推進することで、水域を観光資源として活用するレクリエーションの振興を図る。</p>
34	50		<p>シ 水辺における環境学習・自然体験活動の推進等 水辺に近づきやすくする河岸を整備するとともに、学習プログラムの紹介等の水辺での活動に対する支援を行い、身近な水辺における環境学習・自然体験活動を推進する。また、みなとの良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、地方公共団体やNPOなどが行う自然・社会教育活動等の場ともなる海浜等の整備を行う。</p>	<p>『子どもの水辺』再発見プロジェクト、水辺の楽校プロジェクトの推進。 干潟などの良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に、国、自治体、教育機関、NPO等が連携して自然体験・環境教育プログラムを実施している。</p>	<p>『子どもの水辺』再発見プロジェクトの登録数302箇所、水辺の楽校プロジェクトの登録数287箇所となっている（平成27年度末時点）。 児童等を対象とした国とNPO等の連携による「海辺の自然学校」（平成27年度22件）や、海辺の自然体験活動を支える指導者を育成することを目的としたNPO等による「海辺の達人養成講座」（平成27年度1件）等が開催されており、自然環境という地域の特性が活かされている。</p>	<p>引き続き『子どもの水辺』再発見プロジェクト、水辺の楽校プロジェクトを推進する。 観光資源ともなる自然体験・環境教育活動の展開を図り、引き続き、みなとの自然環境の大切さを学ぶ機会の充実に向けて取り組みを促進する。</p>
34	51	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	<p>ス 農山漁村の地域資源の活用支援 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく事業計画の認定や6次産業化の先達・民間の専門家による個別相談の実施、新商品の開発等の取組の支援等のほか、6次産業に取り組む事業者への成長資本の提供や経営支援を実施するためのファンドの活用により、農林水産物、風景、伝統文化等の農山漁村に由来する幅広い「資源」と、食品産業、観光産業、エネルギー産業などの「産業」とを結びつけ、地域ビジネスの展開等を図る「農山漁村の6次産業化」を推進する。また、国連食糧農業機関（FAO）の世界農業遺産（GIAHS）等の仕組みを、農林水産物のブランド化や観光振興等へ活用し、農山漁村地域の振興を図る。</p>	<p>平成28年9月末時点において、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は、2,172件となっている。 また、平成28年9月末時点における農林漁業成長産業化ファンドの出資決定案件は101件、出資決定額は約76億円となっている。 平成25年に3地域、平成27年に3地域が新たに世界農業遺産に認定され、平成28年4月現在日本では8地域が認定されている。 認定地域における世界農業遺産を活用した地域振興の取組を農山漁村振興交付金等により支援し、世界農業遺産に関する農産物認定制度の創設や商品・ツアーコース開発等が行われた。</p>	<p>六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者等に対する交付金による支援や、農林漁業成長産業化ファンドの活用等により、「農山漁村の6次産業化」の取組は着実に推進され、農山漁村地域の活性化に寄与した。 世界農業遺産を活用した農林水産物のブランド化や観光振興等の取組が広がった。今後は日本農業遺産と連携して認知度を向上させることで、それら地域の取組を支援することが重要。</p>	<p>引き続き、地域資源を活用した「農山漁村の6次産業化」の取組を推進し、農山漁村地域の活性化を図る。 農業遺産の認知度向上を図るため、日本農業遺産の掘り起こしと認定を行うとともに、農業遺産認定地域の情報発信を行う。</p>
35	52		<p>セ 総合特区制度等の活用【施策3-2(一)①エ 再掲】</p>	<p>（総合特区制度） 総合特別区域法に基づき、地域の包括的・戦略的な取組を、地域の実情に合致した形で各種施策（規制・制度の特例、財政・税制・金融措置）により支援している。 （構造改革特区制度） 民間企業や地方公共団体からの提案によって実現した規制の特例措置に基づき、地方公共団体が申請する構造改革特区計画を認定することで、地域の特性に応じた地域活性化を推進している。 （地域再生制度） 民間企業や地方公共団体等からの提案によって実現した支援措置に基づき、地域の創意工夫を生かした魅力ある観光地づくりや、観光資源の活用による地域再生計画を認定することで、地域の特性に応じた地域活性化を推進している。 （「環境未来都市」構想） 「環境未来都市」構想に基づき、平成23年に選定した11都市・地域の環境未来都市について、環境価値、社会的価値に加えて、観光や新産業等の分野における経済的価値の創造の支援を実施している。 （中心市街地活性化制度） 地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい、魅力ある市街地の形成に資する中心市街地活性化基本計画を認定することで、地域の特性に応じた地域活性化を推進している。</p>	<p>（総合特区制度） 総合特区として、現在、43区域を指定するとともに、各特区について総合特別区域計画を認定している。各特区において、当該計画に基づき、地域の資源や知恵を活かした意欲的な取組が推進され、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化が図られている。 （構造改革特区制度） 規制の特例措置を活用した構造改革特区計画は、これまでに1,271件認定している。 （地域再生制度） 支援措置を活用した地域再生計画を、種々の分野全体でこれまでに2,882件認定している。 （「環境未来都市」構想） 11都市・地域の環境未来都市が策定した環境未来都市計画の取組評価を毎年実施し、有識者が助言を行っている。また創出した成功事例を、毎年開催する「環境未来都市」構想推進国際フォーラムにて発信し、国内外に普及展開を図っている。 （中心市街地活性化制度） 規制、財政面の特例措置を活用した中心市街地活性化基本計画を、平成24年度から平成27年度まで80計画認定した。</p>	<p>（総合特区制度） 今後とも、各特区の目標達成に向けて、毎年度の評価を適切に行い、当該評価結果を取組に反映させるとともに、引き続き、総合的かつ集中的な支援を行っていく。 （構造改革特区制度） 今後も、民間企業や地方公共団体からの提案に基づき、規制の特例措置を講じていく。また地方公共団体からの構造改革特区計画の認定申請を受け付けることにより、継続して地域の特性に応じた地域活性化を図っていく。 （地域再生制度） 今後も引き続き、民間企業や地方公共団体等からの提案、地方公共団体からの地域再生計画の認定申請を受け付けることにより、地域の特性に応じた、地域の活性化を図る。 （「環境未来都市」構想） 環境未来都市計画の取組評価及び成功事例の普及展開、有識者による現地コンサルティング等の取組を行い、観光分野を含む経済的価値の創造を目指す。 （中心市街地活性化制度） 観光需要の取込等により中心市街地活性化に取り組む市町村を今後も継続して支援していく。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
(三)観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備						
35	53	① 国際交通機関の整備	<p>ア 国際拠点空港の整備等 訪日観光客の増加による内需拡大・雇用増を通じて日本経済の活性化に資するためには、アジアを中心に世界とのヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要である。</p> <p>このため、羽田空港については、今後、24時間国際拠点空港化を着実に推進することとしており、最短で平成25年度中に年間発着容量を昼夜あわせて44.7万回まで、そのうち国際線は、現在の6万回(昼間3万回・深夜早朝3万回)から昼間3万回を基本として増枠し、昼間においても、現在のアジア近距離路線のみならず、欧米や長距離アジアを含む高需要・ビジネス路線を展開するため、国際線旅客ターミナル及びエプロン等の拡充を行う。また、深夜早朝時間帯に就航する長距離国際線の輸送能力増強を図るため、C滑走路延伸事業を推進する。</p> <p>成田空港については、地元合意を踏まえ、平成23年度中に25万回、平成24年度中に27万回まで拡大するとともに、27万回実現と併せて、オープンスカイを推進する。さらに、最短で平成26年度中に年間発着容量を30万回まで拡大するとともに、更なる国際ネットワークの強化、国内フィーダー路線の拡充、平成23年度中のビジネスジェット専用ターミナルの整備及び平成24年度の早い時期でのビジネスジェットの発着枠及び駐機場の使用申請のウェブ化、LCCの受入体制を強化することにより、アジア有数のハブ空港としての地位を確立する。</p> <p>また、関西国際空港については、伊丹空港との経営統合による収益改善やLCCの拠点化等の関西の国際競争力強化に向けた施策を積極的に講じることにより、国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>さらに、各地域における拠点的な空港については、東アジアをはじめとする諸外国との直接交流を促進するとともに、内外の広域的な交流拠点としての必要な機能強化を図る。併せて、民間の能力を活用した空港経営改革を推進することにより、地域活性化の核となる真に魅力ある空港の実現を目指す。</p>	<p>羽田空港については、国際線旅客ターミナルビルの拡張や駐機場の整備を行い、平成26年3月に国際線の発着枠を3万回増枠(昼間6万回・深夜早朝3万回)し、年間発着枠を44.7万回へ拡大した。同年12月にはC滑走路延伸事業を完了し、長距離国際線の輸送能力増強を図った。</p> <p>成田空港については、平成24年3月末に25万回、平成25年3月末に27万回まで年間発着枠を拡大し、オープンスカイを実現した。平成27年3月には第3旅客ターミナル(LCCターミナル)の整備等により、年間発着枠を30万回まで拡大した。また、平成24年3月にはビジネスジェット専用ターミナルを供用開始し、平成24年4月には発着枠・駐機場の使用申請のウェブ化も実現した。平成27年度には、国際線・国内線ともに過去最高の発着回数を記録している。</p> <p>現在は、成田・羽田両空港の機能強化について、「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」(平成26年8月設置)において、羽田空港の飛行経路の見直し等の機能強化の方策の具体化について関係自治体等と協議を行うなど、2020年までの空港処理能力約8万回(羽田約4万回、成田約4万回)の拡大に向けた取組を最優先に進めているところ。</p> <p>羽田空港においてはビジネスジェットの運航希望に対して、発着枠・駐機スポット不足を原因とする運航不成立が多く発生していたことから、本年4月に、ビジネスジェット用の発着枠の拡大や、発着枠内の優先順位の引き上げ等を実施し、あわせて、駐機可能機数の増加を図るため、個々のスポットの稼働率を高めるための駐機可能期間の短縮を実施した。</p> <p>関西空港については、平成24年に新関西国際空港株式会社を設立し、関西・伊丹の経営統合を実施した。新関西会社の下、LCCの拠点化等の両空港の事業価値向上を図ると共に、コンセッション手続きを進め、平成28年4月より関西エアポート(株)へ運営委託を開始した。また、平成24年10月より、LCC拠点化のため、LCC専用の第2ターミナルの供用が開始された。現在、更なるLCCの就航拡大に伴い、平成28年度中の供用開始を目指し、新ターミナルを整備中。さらに、訪日外国旅客の増加に対応するため、平成28年度末完了を目指し、第1ターミナルのCIQの充実整備を実施中。</p> <p>中部空港については、LCC拠点化を推進するために、LCC専用ターミナル整備に着手。</p> <p>地域の拠点空港等の機能強化を図るため、那覇空港及び福岡空港の滑走路増設事業や、CIQ施設整備を含めた新千歳空港のターミナル地域再編事業等を実施している。加えて、新千歳空港については、平成27年度以降夏期、冬期の需要の多い時期に試験的に1時間あたりの発着枠拡大を実施している。また、平成28年10月下旬からの冬ダイヤより、国際線航空便の発着枠を大幅に拡大するほか、平成29年3月下旬からの夏ダイヤより、1時間あたりの発着枠を32回から42回へ拡大することとなった。</p> <p>LCC等の就航を促進するため、既存の着陸料軽減措置を継続するとともに、平成28年度より新規就航便等を対象とした着陸料軽減措置を開始。</p> <p>空港における地上取扱業務実施体制の拡充を支援するため、平成28年度に空港内車両の運転許可に係る基準の改正等を行った。平成28年7月1日より仙台空港の運営委託を開始され、仙台空港に続き高松空港、福岡空港及び北海道内の複数空港についても運営委託へ向け手続き及び検討を進めている。</p> <p>携帯品免税制度の見直しについて、平成29年度税制改正要望において要望しているところである。</p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」における訪日外国人旅行者数目標の倍増(2020年に4,000万人)の達成に向け、必要な操縦士を確保するため、航空大学校の定員拡大を図ることとし、同大学校宮崎本校及び帯広分校の学生寮の増築、帯広分校の格納庫の増設に係る予算要求を実施。</p>	<p>羽田空港については、国際線旅客ターミナルビルの拡張等により、平成26年3月に年間発着枠が44.7万回へ拡大し、平成26年12月にはC滑走路延伸部を供用開始したことから、計画を着実に実施していると考えられる。</p> <p>成田空港については、平成26年3月末に年間発着枠を27万回まで拡大し、オープンスカイを実現したほか、平成27年3月に第3旅客ターミナルの整備等により、年間発着枠を30万回まで拡大したことから、計画を着実に実施していると考えられる。</p> <p>左記の取組により空港処理能力の拡大が実現すれば、成田・羽田両空港の更なる機能強化が図られると考えられる。</p> <p>ビジネスジェットは、その目的から不定期な運航であり、各月の発着回数変動するため、月単位での単純な比較は困難であるが、羽田空港における関係事業者とヒアリングを行ったところ、「対応前よりも入りやすくなった」と回答をいただいている。なお、現時点において、発着枠を原因とする運航不成立はなくなり、駐機スポット不足を原因とする運航不成立も低減していることから、一定の効果はあると考える。</p> <p>関西空港については、左記の取組により、関西の国際拠点空港としての強化が図られ、計画を着実に実施していると考えられる。</p> <p>地域の拠点空港等については、左記の取り組みを実施中であり、完了後は機能強化が図られると考える。</p> <p>着陸料軽減措置により、地方航空ネットワークを維持した。また、平成28年度より開始した新たな軽減措置については、平成28年9月末までに20件以上の届出があり、地方空港への国際線就航促進に寄与した。</p> <p>空港における地上取扱業務実施体制については、空港運用基準の見直しを進めることにより、複数空港間での機動的な要員配置が図られる。</p> <p>空港経営改革の推進については、仙台空港の運営民間委託により、新たな国際線が誘致される等、効果が現れている。</p> <p>国土交通省において到着時免税店制度の研究・検討を進めた結果、平成29年度税制改正要望において、携帯品免税制度の見直しを要望するに至った。</p> <p>我が国の将来航空需要に対応した操縦士の確保が図られる。</p>	<p>羽田空港における飛行経路の見直し等により、空港処理能力を2020年までに約8万回拡大する取組を最優先に進める。羽田空港については、今後、飛行経路の見直しに必要な航空保安施設や誘導路等の施設整備、環境対策を着実に進める。</p> <p>2020年以降については、成田空港における第三滑走路の整備などに向けて地元への説明を進め、首都圏空港の更なる機能強化を図る。</p> <p>ビジネスジェットについて、羽田空港においては、駐機可能スポットの増設を行うとともに、成田空港における受入環境改善の検討を進める。さらに、羽田・成田両空港の連携による更なる受入れを図る。</p> <p>関西空港については、コンセッションによる新たな運営権者である関西エアポート(株)がそのノウハウを最大限に活用すること等により、国際拠点空港として再生・強化を図る。</p> <p>中部空港について、LCC専用ターミナルの平成31年度供用開始を目指し、整備を進める。</p> <p>地域の拠点空港等の機能強化を図るため、那覇空港及び福岡空港の滑走路増設事業やCIQ施設整備を含めた新千歳空港のターミナル地域再編事業等を引き続き推進する。</p> <p>LCC等の地方空港への国際線就航を促進するとともに、訪日外国人旅行者をゲートウェイから地方へ誘導する国内線の強化を図る。</p> <p>地上取扱業務実施体制の拡充のため、引き続き空港運用基準の緩和を進める。</p> <p>空港経営改革の推進については、地域活性化を実現するために、全国の空港において、引き続き検討を進める。</p> <p>本要望(携帯品免税制度の見直し)の実現に向けて必要な検討を進める。</p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」における訪日外国人旅行者数目標の倍増(2020年に4,000万人)の達成に向け、必要な操縦士の確保に向けた各種取組を進める。</p> <p>特に航空大学校については、平成30年度入学者からの養成規模拡大(定員を現在の72名から108名に拡大)を目指し、必要な予算の確保に取り組んで行く。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
36	54	① 国際交通機関の整備	<p>イ 空港・港湾の旅客ターミナル等の整備 国際拠点空港・港湾は、訪日外国人旅行者にとっては我が国に入学するための玄関に相当する施設であり、おもてなしの心で迎えるためには、旅客の快適性の確保に配慮する必要があり。</p> <p>このため、旅客ターミナル等の施設を充実させるとともに、両替や案内等のサービス機能の多様化・高度化を図る。</p> <p>また、中国等からの訪日旅行者の増加に向けて、外国クルーズ船の日本寄港促進のためのソフト・ハードの取組を推進する。</p>	<p>羽田空港については、24時間利用できるラウンジやシャワールーム、祈祷室、案内カウンター等の増設、ターミナル直結のホテルの整備等、旅客の快適性の向上を図った。</p> <p>成田空港については、平成27年に4月に供用開始した第3ターミナルでは早朝便を利用の旅行者のためオープン当初より24時間開放している。</p> <p>関西空港について、平成24年10月より、LCC拠点化のため、LCC専用の第2ターミナルの供用が開始された。また現在、更なるLCCの就航拡大に伴い、平成28年度中の供用開始を目指し、新ターミナルを整備中。</p> <p>中部空港については、LCC拠点化のため、LCC専用ターミナル整備に着手。</p> <p>地域の拠点空港等の機能強化を図るため、那覇空港及び福岡空港の滑走路増設事業や、CIQ施設整備を含めた新千歳空港のターミナル地域再編事業等を実施している。</p> <p>外航クルーズ船の寄港促進に向けた取り組みとして、ハード面については、既存ストックを活用したクルーズ船の受入環境の整備や、民間事業者による旅客施設等の建設等に対して資金の無利子貸付け等を行うとともに、クルーズ船が寄港する埠頭において、無料Wi-Fiの整備、案内標識の多言語化等の受入環境改善を行った。</p> <p>ソフト面については、「クルーズの振興のためのワンストップ窓口」の設置や寄港地情報（港湾施設の諸元、観光情報）のウェブサイトからの一元的発信、海外クルーズ船社と「全国クルーズ活性化会議」の会員との商談会の開催等の取組を行った。</p>	<p>羽田空港、成田空港については、旅客ターミナル等の施設が充実し、旅客の快適性の確保が図られてきていると考えられる。</p> <p>関西空港については、左記の取組により、関西の国際拠点空港としての強化が図られ、計画を着実に実施していると考えられる。</p> <p>地域の拠点空港等については、左記の取り組みを実施中であり、旅客ターミナルビルの拡張と合わせ、完了後はターミナル地域全体として機能強化が図られると考える。</p> <p>平成27年の日本の港湾への外国船社運航のクルーズ船の寄港回数は、965回と過去最多となった。また、クルーズ船により入国した外国人旅客数は、約111.6万人となり過去最多となった。</p>	<p>中部空港について、LCC専用ターミナルの平成31年度供用開始を目指し、整備を進める。</p> <p>地域の拠点空港等の機能強化を図るため、那覇空港及び福岡空港の滑走路増設事業や、CIQ施設整備を含めた新千歳空港のターミナル地域再編事業等を引き続き推進する。</p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた目標「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」の実現に向けて、民間による投資と公共による受入環境の整備を組み合わせ、新たなプロジェクトスキームによって国際クルーズ拠点の形成を図るなど、外国クルーズ船の日本寄港促進のためのソフト・ハードの取組を推進していく。</p>
36	55		<p>ウ 航空交通システム・海上航路の整備 航空交通の安全確保を最優先としつつ、観光立国の推進等に対応するため、航空交通システムの高度化や多様化するニーズ等に対応するため、航空交通システム（航空交通管理、機上装置、地上施設等）を大胆に変革することで、その高度化を推進する。</p> <p>クルーズ船の受入にも資する開発保全航路の整備をはじめ、所要の航路整備事業を実施。</p>	<p>航空交通量の増大や運航者、利用者のニーズの多様化に対応するため以下の整備を実施した。</p> <p>航空交通流が集中するセクターの境界線を柔軟に変更し、隣接するセクターで当該セクターの一部の航空交通を受け持つことで、管制負担率の均等化を図る「可変セクター」を平成25年度に整備した。</p> <p>防衛省や米軍の訓練に必要となる空域の形状や時間帯を踏まえ、民間機の交通流を考慮したシミュレーションを行い、民軍双方のニーズを満足する調整を行うとともに、訓練空域の使用状況をリアルタイムに管理することによる、空域の有効利用による処理容量の拡大を平成26年度に実施した。</p> <p>クルーズ船の受入にも資する開発保全航路の整備をはじめ、所要の航路整備事業を実施。</p>	<p>航空交通量の増大や多様化するニーズ等に対応するため、航空交通システムの高度化を実施した。</p> <p>平成27年の日本の港湾への外国船社運航のクルーズ船の寄港回数は、965回と過去最多となった。また、クルーズ船により入国した外国人旅客数は、約111.6万人となり過去最多となった。</p>	<p>引き続き、インバウンドの拡大をはじめ増大する航空交通量に対応し、安全かつ効率的な航空機の運航を実現するため、国内の管制空域の抜本的再編（上下分離）を段階的に実施し、管制取扱可能機数を増加させる。</p> <p>具体的には、2021年度（平成33年度）までに西日本空域を、2024年度（平成36年度）までに東日本空域を、それぞれ再編するために必要となる航空保安システムの整備を行う。</p> <p>開発保全航路の整備をはじめ、所要の航路整備事業の実施を推進する。</p>
36	56	② 国際交通機関に関連する施設の整備（空港・港湾・鉄道駅へのアクセス向上）	<p>国際拠点空港への鉄道アクセスの更なる改善のため、東京から羽田空港へのアクセス20分台、東京から成田空港へのアクセス30分台、両空港間のアクセス50分台を目標として、都営浅草線押上駅付近から東京駅を經由し泉岳寺駅付近を結ぶ短絡線整備について調査・検討を実施するほか、関西国際空港へのアクセス改善方針についても調査・検討を実施する。また、拠点的な空港・港湾・鉄道駅と高速道路等を結ぶアクセス道路の現状の再点検等を行うとともに、環状道路の整備等による道路ネットワークの強化により、空港・港湾・鉄道駅へのアクセスの向上を図る。</p>	<p>東京から成田、羽田両空港を結ぶ短絡線整備については、平成25年度より、必要な調査（地質調査、ルート検討等）を実施しているほか、関西国際空港へのアクセス改善方針については、国の調査結果を受け、地元において、さらに詳細な調査を実施しているところ。</p> <p>また、アクセス道路や環状道路の整備等による道路ネットワークの強化により、交通モード間の接続（モーダルコネク）の強化を図った。</p>	<p>短絡線については、必要な調査が確実に進捗し、関西国際空港へのアクセス改善方針については、検討の深度化が図られた。</p> <p>道路ネットワークの強化については、アクセス道路や環状道路の整備等により、一定の交通モード間の接続（モーダルコネク）の強化が図られたと考えられる。</p> <p>しかしながら、高速道路ICから10分以内でアクセス可能な空港は約4割、港湾は約2割であることから、引き続き、モーダルコネクの強化が必要。</p>	<p>引き続き、短絡線や、関西国際空港へのアクセス改善に必要な調査・検討を進めるほか、アクセス道路や環状道路の整備等による道路ネットワークの強化により、交通モード間の接続（モーダルコネク）の強化を図る。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
36	57		<p>ア 空港の整備</p> <p>羽田空港については、今後も国内拠点空港としての役割を果たしつつ、最短で平成25年度中に年間発着容量を昼夜あわせて44.7万回まで拡大するため、エプロン等の整備を行うとともに、既存施設の空港能力、利便性、安全性の向上を図る機能向上を実施することにより、国内航空ネットワークを拡充する。また、成田空港についても、LCCの受入体制を強化するとともに、国内フィーダー路線の拡充を図る。</p> <p>さらに、各地域における拠点空港については、国内航空ネットワークの充実を図る上で基盤的な役割を担い、地域活力の向上、観光立国の推進等に不可欠な社会基盤であるため、広域的な交流拠点としての必要な機能強化を図る。</p>	<p>羽田空港については、駐機場の整備等を実施したことにより、年間発着枠を44.7万回へ拡大した。</p> <p>成田空港については、平成25年3月末に年間発着枠を27万回まで拡大し、オープンスカイを実現した。平成27年3月には第3旅客ターミナル(LCCターミナル)の整備等により、年間発着枠を30万回まで拡大した。</p> <p>現在は、成田・羽田両空港の機能強化について、「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」(平成26年8月設置)において、羽田空港の飛行経路の見直し等の機能強化方策の具体化について関係自治体等と協議を行うなど、2020年までの空港処理能力約8万回(羽田約4万回、成田約4万回)の拡大に向けた取組を最優先に進めているところ。</p> <p>関西空港については、平成24年10月より、LCC拠点化のため、LCC専用の第2ターミナルの供用が開始された。また現在、更なるLCCの就航拡大に伴い、平成28年度中の供用開始を目指し、新ターミナルを整備中。</p> <p>中部空港については、LCC拠点化を推進するために、LCC専用ターミナル整備に着手。</p> <p>地域の拠点空港等の機能強化を図るため、那覇空港及び福岡空港の滑走路増設事業やCIQ施設整備を含めた新千歳空港のターミナル地域再編事業等、他の一般空港においても事業を実施している。加えて、新千歳空港については、平成27年度以降夏期、冬期の需要の多い時期に試行的に1時間あたりの発着枠拡大を実施している。また、平成28年10月下旬からの冬ダイヤより、国際線航空便の発着枠を大幅に拡大するほか、平成29年3月下旬からの夏ダイヤより、1時間あたりの発着枠を32回から42回へ拡大することとなった。</p>	<p>羽田空港については、年間発着枠が44.7万回へと拡大し、計画を着実に実施していると考えられる。</p> <p>成田空港については、LCCターミナルの整備等により、LCCの受け入れ体制の強化が図られてきていると考えられる。</p> <p>関西空港については、左記の取組により、関空の国際拠点空港としての強化が図られ、計画を着実に実施していると考えられる。</p> <p>地域の拠点空港等については、左記の取り組みを実施中であり、完了後は機能強化が図られると考える。</p>	<p>羽田空港における飛行経路の見直し等により、空港処理能力を2020年までに約8万回拡大する取組を最優先に進める。羽田空港については、今後、飛行経路の見直しに必要となる航空保安施設や誘導路等の施設整備、環境対策を着実に進める。</p> <p>2020年以降については、成田空港における第三滑走路の整備などに向けて地元への説明を進め、首都圏空港の更なる機能強化を図る。</p> <p>関西空港については、コンセッションによる新たな運営権者である関西エアポート(株)がそのノウハウを最大限に活用すること等により、国際拠点空港として再生・強化を図る。</p> <p>中部空港について、LCC専用ターミナルの平成31年度供用開始を目指し、整備を進める。</p> <p>地域の拠点空港等の機能強化を図るため、那覇空港及び福岡空港の滑走路増設事業やCIQ施設整備を含めた新千歳空港のターミナル地域再編事業等、他の一般空港においても事業を引き続き推進する。</p>
37	58	③ 国内の幹線交通に係る施設の整備	<p>イ 幹線鉄道の整備</p> <p>整備新幹線について、建設中の区間(平成26年度末完成予定長野・白山総合車両基地間、平成27年度末完成予定新青森・新函館間)の予定どおりの完成・開業を目指して着実に整備を進める。また、新たな3区間(新函館・札幌間、白山総合車両基地・敦賀間、武雄温泉・長崎間)について、「整備新幹線の取扱いについて」(平成23年12月26日政府・与党確認事項)に従い、いわゆる「着工5条件」が整い、かつ各線区の課題について対応が示されていることを確認した区間から、所要の許認可手続を経て着工する。これらの高速鉄道ネットワークの拡充を通じ、地域間の移動時間を短縮させ、観光旅行者の広域的な移動の高速化・円滑化を図る。</p>	<p>整備新幹線については、平成26年度末に北陸新幹線(長野・金沢間)、平成27年度末に北海道新幹線(新青森・新函館北斗間)が開業した。現在、北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)、北陸新幹線(金沢・敦賀間)、九州新幹線(武雄温泉・長崎間)の3区間の整備を着実に進めている。</p>	<p>整備新幹線については、予定どおりの完成・開業に向け、着実な整備を進めている。</p>	<p>整備新幹線については、予定どおりの完成・開業を目指して、今後とも着実な整備を進める。</p>
37	59		<p>ウ 高速道路の整備等</p> <p>観光地域へのアクセスや観光地域間の周遊の利便性を向上させることによって地域全体の魅力をより高めるため、観光地域へのアクセスや地域間の交流・連携の強化を図る高速道路等の整備を推進する。</p> <p>スマートインターチェンジ(ETC専用IC)を含めインターチェンジを既存の路線に追加するなどして、観光旅行者の利便性の向上を図る。また、平成20年度以降、高速道路料金の引下げによる既存高速ネットワークの効率的活用のための措置等を講じており、弾力的な料金の導入により、高速道路を観光旅行者にとって利用しやすいものとする。</p>	<p>スマートインターチェンジについては、平成28年9月末時点で85箇所開通し、73箇所事業中。</p> <p>高速道路の料金については、平成26年4月より、高速道路の新たな料金を導入し、主に観光を目的とした利用者への対策として、地方部の普通車以下に対して休日3割引を実施しているところ。また、高速道路会社負担の企画割引として、日本全国で観光者向けのドライブバス等の販売を実施中。</p>	<p>スマートインターチェンジ等の整備により、高速道路から観光地までのアクセス時間短縮が図られた。</p> <p>また、平成26年4月より導入された高速道路の新たな料金における普通車以下に対する観光対策や、会社負担の観光者向け企画割引については、一定の評価を頂いているところである。例として、会社負担の企画割引としては、熊本地震の被災状況を踏まえ、平成28年7月より実施されている九州観光周遊割引について利用者10万人を突破した。</p>	<p>平成29年度以降も引き続きスマートインターチェンジの整備を促進する。</p> <p>今後も、高速道路の料金施策については、財源等の課題はあるが、地域の実情や要望状況を踏まえ、引き続き検討していく。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
37	60	④ 国内の地域交通に係る施設の整備	<p>ア 地域公共交通の活性化・再生 観光振興の観点から、地域に来訪した観光客の地域内の移動手段として良質な公共交通を確保することが重要である。便利で利用しやすい公共交通は観光地域の魅力増大に貢献し、車両や輸送サービス自体が観光資源となる場合もあることから、地域公共交通の活性化・再生を図る必要がある。</p> <p>このため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を積極的に活用し、地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進する取組を総合的に支援していく。</p> <p>また、高速道路と鉄道駅の連結や民間活力を活用した駅前広場の高度利用の促進などにより、公共交通の利用促進や都市機能の集積による活力向上を実現する。</p>	<p>平成26年11月に創設された地域公共交通網形成計画制度に基づき、地方公共団体が観光施策等と連携した地域公共交通ネットワークを形成できるよう、ノウハウ面等の支援を実施。</p> <p>道路事業で基盤整備を行い、民間バスターミナル会社が施設運営を行う、日本最大級のバスターミナルであるバスタ新宿が平成28年4月4日にオープンした。</p> <p>鉄道事業等とも連携し、交通結節点の機能強化を目的とした道路拡幅や、歩道橋整備など鉄道駅周辺の道路整備を推進した。</p>	<p>平成27年度末時点で、地域公共交通網形成計画の作成総数が92件。</p> <p>交通結節点機能の強化により、公共交通の利用促進や都市機能の集積による活力向上が図られた。</p>	<p>持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に向けて、引き続き地域公共交通網形成計画の作成に当たってのノウハウ面等の支援を実施。</p> <p>集約交通ターミナルの戦略的な整備、SA・PAを活用したバス乗換え拠点の整備、地域バス停のリノベーションの推進等により、地域の活性化、生産性の向上、災害対応の強化を実現していく。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
38	61	④ 国内の地域交通に係る施設の整備	イ 都市鉄道等の整備 地下鉄の新線建設(仙台市東西線動物公園駅・荒井駅間等)や輸送障害対策等のための施設整備、既存の鉄道を結ぶ連絡線等の整備による都市鉄道の利便増進(相鉄・JR直通線西谷駅・羽沢駅間等)、交通機関相互の結節機能の向上(阪神三宮駅等)、相互直通運転による乗継負担の軽減やLRTの整備等を推進することにより、公共交通のネットワークの充実度を高め、外国人旅行者をはじめとする観光旅行者が円滑に移動できるようにする。また、都市圏毎に鉄道・バス等の各事業者間で相互利用可能な共通ICカードシステムの導入の推進により公共交通ネットワークを観光利用者にとっても利用しやすいものとする。	地下鉄については、新たに仙台市東西線が平成27年12月に開業した他、輸送障害対策等のための施設整備を実施した。交通機関相互の結節機能の向上として、阪神三宮駅の改良が平成25年3月に完了している。既存の鉄道を結ぶ連絡線等の整備による都市鉄道の利便増進については、神奈川東部方面線を整備中。また、平成25年3月には東急東横線と東京メトロ副都心線の相互直通運転を開始している。「交通系ICカードの普及・利便性向上に向けた検討会」を開催し、交通系ICカードの普及・利便性向上に向けた方向性を取りまとめた(平成27年度)。訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等により、全国相互利用可能な交通系ICカードの導入について補助を実施。	地下鉄の新線建設等、都市鉄道の整備については、着実に進捗している。相互利用可能な交通系ICカードが導入されていない都道府県数が着実に解消している(平成25年度:12県→平成27年度:8県)。	引き続き、公共交通ネットワークの充実度を高めるための施策を進めていく。「交通系ICカードの普及・利便性向上に向けた検討会」のとりまとめ結果について、ICカード未導入地域に対して説明等を実施し、地域での取組を後押し。
38	62		ウ 旅客ターミナルの整備 離島をはじめとする各地域の玄関に相当する旅客船ターミナル等の施設を充実させるとともに、地域情報の提供や案内等のサービス機能の多様化・高度化を図る。	地域公共交通確保維持改善事業補助金等を活用し、旅客船ターミナルのバリアフリー化等、整備に対する支援を推進。旅客ターミナルの整備を推進。	地域公共交通確保維持改善事業補助金等を活用して、旅客船ターミナルのバリアフリー化を実施した。旅客ターミナルの整備を着々と推進している。	引き続き、地域公共交通確保維持改善事業補助金・訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業等を活用して、旅客船ターミナルのバリアフリー化や、多言語表示を推進する。離島航路の就航率の向上や人流・物流の安全確保のための防波堤及び岸壁等の整備、離島ターミナルのバリアフリー化を推進する。
38	63		エ 地域内の道路の整備等 観光の振興に寄与し地域の経済・社会を支えるため、地方の自主性を活かしつつ、観光施設、インターチェンジ等へのアクセス確保など地域内の道路の整備を支援する。また、一般道路において「休憩機能」「情報発信機能」「地域の連携機能」の3つを併せ持つとともに、それ自体が観光資源にもなる「道の駅」の整備を進める。	地方の自主性を活かしつつ、観光施設、インターチェンジ等へのアクセス確保など地域内の道路の整備を支援した。また、平成24年から平成28年度の間に全国で120駅の「道の駅」を登録し、現在までで全国累計1,107駅を登録済み。	地域内の道路整備については、観光の振興に寄与し、地域の経済・社会を支える道路の整備が図られていると考えている。また「道の駅」については、沿道地域の文化、歴史、名所、特産物などの情報を活用し多様で個性豊かなサービスの提供とともに、休憩施設としての役割のみならず、個性豊かなにぎわいのある空間として、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携の促進などに寄与しているものと考えられる。	観光の振興に寄与し、地域の経済・社会を支えるため、地域内の道路の整備の支援に、平成29年度以降も引き続き取り組んでいく。また、「道の駅」については、インバウンド対応や「道の駅」を核とした地域振興等に取り組んでいく。
38	64		オ みなとに係る施設等の整備の推進 港湾について、人流・物流の交流拠点としての機能に加え、周辺に運河や倉庫群が数多く残されていること、海の親水性のある港湾緑地が存在すること等の魅力を生かしつつ、港湾の施設整備などのハード施策やみなとオアシスの登録等のソフト施策により、美しい港湾空間の形成を図る。みなとオアシスについては、平成23年度までに59港において登録を行っており、引き続き普及拡大を推進していく。	地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設としてみなとオアシスが登録された。また、「みなとオアシス」を構成する緑地等の港湾施設の整備等を支援している。	みなとオアシスは、みなとや海岸の施設を地域の情報発信拠点として、あるいは地域の方々と観光客などの交流拠点として活用されている。平成28年9月末現在、92港のみなとオアシスが登録されている。	今後も、港湾の施設整備などのハード施策やみなとオアシスの指定等のソフト施策により、美しい港湾空間の形成を進めていくとともに、みなとオアシスの普及拡大を推進していく。官民連携による港湾の管理等を促進するため、港湾管理者が適正な民間団体等を指定する港湾協力団体を、みなとオアシスの運営、みなとオアシスでの活動を行う者として積極的に活用する。

3-3 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(一) 観光産業の国際競争力の強化

39	65	観光産業の参画【施策2-1(6) 再掲】	観光産業の参画【施策2-1(6) 再掲】	観光産業の今後の望ましい方向と方策を検討するため、平成24年度に、学識経験者、業界団体関係者、企業関係者等からなる「観光産業政策検討会」を開催。宿泊産業におけるマネジメント、生産性等の改善・向上が提言された。これを受け、 ・旅館ホテル生産性向上協議会を設立し生産性向上に向けた方策の検討 ・生産性向上事業の実施(①経営改善・意識改革のためのオンライン講座、②モデル旅館・ホテルへのコンサルタントや全国開催のワークショップを通じた課題抽出・モデル事例の発信) ・宿泊施設が行うインバウンド対応整備経費支援事業の開始 ・観光庁と日本政府観光局(JNTO)の連携による旅館の情報発信の強化を通じた外国人旅行者の旅館への誘客により、ホテル・旅館の振興を行っている。	平成27年10月1日に第1回の旅館ホテル生産性向上協議会を設立し、業界全体の意識改革の啓発がなされた。生産性向上事業においては、全国の宿泊事業者により実施され、売上の増加や労働環境の改善に結びついた例が報告されている。また、平成27年度宿泊施設インバウンド対応支援事業においては、1232の宿泊事業者からの計画を認定している。さらに、旅館の情報発信の強化においては、より正確で充実した情報を発信しており、訪日外国人旅行者の利便性、快適性の向上に向けて一定程度寄与しているものと考えている。	既存の施設等の積極活用により、外国人旅行者の急増に伴う大都市のホテル不足を速やかに解消するとともに、多様な旅行ニーズに合わせた宿泊施設を提供していく。
----	----	----------------------	----------------------	--	--	---

(二) 観光の振興に寄与する人材の育成

39	66	① 観光地域及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実	ア 産学官の連携強化 地域の観光産業において優秀な人材を確保するため、地方を含めた産学官の連携を強化し、観光産業における経営課題やその解決策に関する研究を促進するとともに、この成果を人材育成・経営改善につなげる。 また、観光に関する様々な形態のインターンシップにより観光産業に対する社会的関心・就業意欲を高め、優秀な人材の確保を図る。	「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業を実施し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進している。観光分野においては、平成28年度は5件委託している。 今年度事業において、企業の採用の対象となりにくいシニアや、フルタイムで働けない女性などについて、他産業も含めた優良活用事例の調査、国内外のインターンシップ優良事例の調査、観光系大学のカリキュラム分析調査を予定している。現在、調査項目のあらいだしや関係省庁間での意見交換が進められている。	「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業を通じて、教育機関と産業界が協働し、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発しており、観光分野においても、本事業を通じた産学連携が強化された。 現状把握や課題整理を行うことで、業界関係者などへの働きかけや政策設計の基礎とすることができる。	引き続き、観光を含む成長分野において、専修学校・大学等の教育機関が産業界等と連携し、今後の産業動向・人材ニーズを踏まえた教育を充実させる取組を推進する。 これら調査結果を踏まえながら、業界関係者との検討を開始し、現場の即戦力となる人材を育成するために、観光産業を志望する学生や働きたいシニア・女性など、観光産業を支える実務能力を備えた人材の活躍推進を図るための措置を検討、実施していく。
----	----	----------------------------------	---	--	---	--

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
39	67	② 観光事業に従事する者の知識及び能力の向上	ア 観光分野における人材育成【施策2-1(7) 再掲】	<p>文部科学省・経済産業省・観光庁の3省庁で連携し、観光経営人材や観光の中核を担う人材の育成に向けた取組を実施。「産学連携サービス経営人材育成事業」により、観光経営人材育成に関するカリキュラム開発を行う大学を支援。</p> <p>宿泊産業の強化発展のため、地域大学との連携により経営改善に向けた教育プログラムを開発。平成27年度は小樽商科大学において「旅館・ホテルの経営人材育成講座」を開講、全国から38名の受講生が参加した。平成28年度は実施大学を拡大し、小樽商科大学(継続)のほか、和歌山大学及び大分大学での開講を予定しており、現在受講生の募集を行っている。</p> <p>また、DMOを担う人材育成については、教育プログラムの策定や研修実施に向けた検討に着手した。</p> <p>「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業を実施し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進している。観光分野においては、平成28年度は5件委託している。</p> <p>また、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について、2016年5月に中央教育審議会において答申が出された。</p>	<p>各大学における観光経営人材育成に関するカリキュラム開発を着実に後押ししている。</p> <p>教育プログラムの開発を通じて、地域宿泊産業の経営改善やインバウンド受入促進に寄与、また大学側にとっても宿泊産業の現状や課題を理解するきっかけとなり、ケース教材の開発や教員の育成にたいしても一定の効果が期待される。</p> <p>また、DMOを担う人材育成については、各DMO共通の人材育成教材を作成し、研修を行うことにより、DMO全体の底上げを図ると考えられる。</p> <p>「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業を通じて、教育機関と産業界が協働し、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発しており、観光分野においても、本事業を通じた産学連携が強化された。</p> <p>また、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の方向性が示された。</p>	<p>引き続き「産学連携サービス経営人材育成事業」により、産業界のニーズを踏まえた観光経営人材育成に向けたカリキュラム開発を支援していく。</p> <p>現在、教育プログラムの実施大学は北海道、関西、九州の3大学となるが、今後はカリキュラムのブラッシュアップを進めながら、他の地域にも水平展開をしていくことを目指すとともに、実施大学間での連携を図り自立持続した取り組みとなるよう、コンソーシアムの設置を目指して調査・検討していく。</p> <p>DMOを担う人材育成については、今年度策定するプログラムのブラッシュアップを図るとともに、プロモーション戦略等のプログラムを策定し、研修を実施することで、より専門的な知識を有する人材の育成を図る。</p> <p>「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業は引き続き、観光を含む成長分野において、専修学校・大学等の教育機関が産業界等と連携し、今後の産業動向・人材ニーズを踏まえた教育を充実させる取組を推進する。</p> <p>また、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関は、2019年度の開学に向けて、中央教育審議会の答申を踏まえ、所要の制度上の措置を講ずる。</p>
39	68		イ 観光分野における女性の人材育成	<p>観光業界において旅行者を迎える女将の「おもてなし」が日本のサービスレベルの高い評価を支えているとともに、観光旅行において旅行需要は概ね各年代を通じて女性が牽引している傾向にあるなど、観光分野における女性の役割は大きく、観光業界における経営についても、女性のより一層の参画が期待されている。このため、観光産業において女性が活躍している優良事例を収集し、広く普及するとともに、観光分野の女性の人材育成に資する専門家の派遣を行う。</p>	<p>地域における観光分野で女性が活躍している事例を、男女共同参画局のホームページにより情報提供した。</p> <p>また、観光分野の女性の人材育成にも活用可能な事業として、男女共同参画の視点に立ち、指導・助言を行う専門家をアドバイザーとして派遣する「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」を実施した。</p>	<p>地方公共団体等の取組を支援するための左記事業を展開し、地域における観光分野の女性の人材育成を促進することに一定の効果があつた。</p>
39	69	③ 地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進	<p>学校における地域固有の文化、歴史等に関する学習を進めることにより、次世代を担う子どもたちに対し観光に対する興味及び理解を早い段階から促す。</p>	<p>現行学習指導要領において、郷土の伝統や文化に関する教育の充実を図っており、例えば、中学校の社会科では、身近な地域の歴史を調べる活動を通して、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高める学習や、各時代の文化の学習等を充実させている。</p> <p>地域の意欲ある教職員が行っている「子ども観光大使」の取組等に対し必要な支援を実施。</p> <p>子ども観光大使実施都道府県 32 子ども観光大使実人数 2,672人 子ども観光大使イベント参加者数 7,431人 イベント・授業開催数 360か所</p>	<p>学習指導要領に基づき、各学校において地域固有の文化、歴史等に関する学習が行われている。</p> <p>地域固有の文化、歴史等に関する教育資料について、地域の教師等の取組により全市町村で観光立国教育学習テキストを作成される等、着実に取り組みを実施。</p>	<p>現在、中央教育審議会において、次期学習指導要領に向けた検討を行っているところであり、その検討状況も踏まえ、引き続き、郷土の伝統や文化に関する指導の充実に取り組んでまいりたい。</p> <p>学校教育において、子どもたちが地元や日本各地の魅力的な観光資源を理解し、関心を喚起することができる教材や事例集等の作成について、関係省庁と連携を進めながら検討に着手。</p>

3-4 国際観光の振興

(一) 外国人観光旅客の来訪の促進

39	70	① 我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信	ア オールジャパンによる訪日プロモーションの実施【施策2-2 再掲】	—	—	—
39	71		イ 国を挙げた日本ブランドの海外発信の推進	<p>平成24年度より、日本が「世界に誇る魅力」を表現する画像や動画等の素材を「Discovery the Spirit of Japan」としてとりまとめ、プロモーションに活用した。</p>	<p>「Discover the Spirit of Japan」としてとりまとめた素材を訪日プロモーションに活用することで、日本ブランドの海外発信に一定程度寄与したと考えている。</p>	<p>インバウンドを取り巻く環境変化や、「明日の日本を支える観光ビジョン」で示された2020年に訪日外国人旅行者数を4000万人にする等の目標を踏まえ、新しい日本の観光ブランド確立するための取り組みを実施していく。</p>
40	72		ウ 地域の魅力の海外発信等	<p>訪日外国人旅行者数の拡大においては、初来日の旅行者を中心としてゴールデンルートのニーズが引き続き高いが、地域経済の活性化の観点では、様々な地域に外国人旅行者を誘致することも重要な課題である。このため、例えば、韓国、香港、台湾、シンガポールなどはリピーターが比較的多い市場であるが、ゴールデンルートの旅行経験者はもちろんのこと、初来日の旅行者も含め、これらの国々からゴールデンルート+αの地域への誘客を図る意欲がある地方公共団体等と連携して実施していくこととする。その際には、都道府県単独では難しい「広域」で連携した外国人旅行者誘致の取組を、地方の観光推進機構なども連携して進める。</p>	<p>国と地方(地方公共団体及び観光関係団体等)が広域に連携して取り組む訪日プロモーション事業を、「ビジット・ジャパン地方連携事業」として継続的に実施してきた。</p> <p>地域が広域に連携することにより、訪日外国人旅行者の増加をはじめ、訪日外国人旅行者の訪問地の多様化、滞在日数の増加、多様なニーズへの対応、及びこれらによる訪日リピーターの増加を図っている。</p>	<p>継続的にビジット・ジャパン地方連携事業を展開することで、訪日外国人旅行者の増加につながる地域の魅力の発信を行っている。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
40	73		エ 大使・総領事公邸等を活用した観光プロモーション等の推進 大使・総領事の公邸、広報文化センター等在外公館施設を、地方公共団体が実施する観光広報関連事業等においても活用することにより、相手国の政界、財界のハイレベル及び観光業界幹部の集客やこれら要人を含め相手国に幅広く地方公共団体の観光の魅力を宣伝し、現地における観光広報を推進する。	平成25年度は12件、平成26年度は13件、平成27年度は17件の地方公共団体による観光誘致活動等が行われた。	実施件数としては、平成24年度以降は微増で推移している。	今後も大使・総領事の公邸等を活用して、地方公共団体による観光誘致活動を実施するべく積極的に働き掛ける。
40	74	① 我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信	オ 駐日各国大使等による我が国の魅力の発信 駐日各国大使等に各地方が誇る文化・産業施設等の魅力を直接見聞してもらい、任期中・離任後を通じ我が国の魅力を各国に発信する。また、地方公共団体が取り組んでいる姉妹・友好都市交流、投資・観光誘致等の諸情報を駐日外交団に対し広報し、発信する事業を行う。	駐日各国大使の地方視察は原則として年1回実施しており、平成24年度は三重県、平成25年度は香川県、平成26年度は静岡県・山梨県そして宮崎県の2回、平成27年度は富山県そして福島県の2回行った。また平成28年度は愛媛県今治市で実施予定である。 また駐日外交団を対象とした視察ツアーとしては、自治体との共催により、地方の魅力をPRするツアーを、平成25年度は4回、平成26年度は3回、平成27年度は5回実施した。	地方視察を通し参加大使には地域資源を活かした地域活性化の取組や地方の自然・産業・文化について理解を深めてもらう事が出来た。一部大使からは視察先企業による本国への直接投資(進出)の可能性を追求したい、また福島県の視察では震災後、風評被害等が依然として課題となる中、放射性物質検査等を実施している農業総合センターでの視察を行った結果、福島県の食の安全性を本国に発信したいとの声が寄せられ、我が国の魅力発信に繋がっていると評価できる。 また、駐日外交団を対象とした視察ツアーは、参加した外交団及び共催した自治体から高い評価を得ており、ツアーをきっかけに交流を深めた外交団と自治体もある。	駐日各国大使に、首都圏のみならず、我が国の地方固有の魅力(歴史、文化、地場産業、伝統から最先端等)に実際に触れてもらい、地方に対する理解促進を図ると同時に、トップレベルの人脈構築、更なる交流強化(人材、産業、技術)、共通課題の解決に向けた協力の可能性等を見い出してもらうことにより、我が国地方の興隆・活性化に資する事業とし、諸外国及び我が国地方の双方に利する、質の高い事業展開を目指す。 駐日外交団を対象とした視察ツアーについて、引き続き魅力あるツアーを実施し、我が国の魅力を各国に発信していく。
40	75		カ 地域レベルの国際交流・国際協力の推進 地域レベルの国際交流・国際協力を一層推進することを目的として、国際交流に携わる幅広い団体からの参加者を対象とした会議等を開催する。	年1回、「地方連携フォーラム」として、地方自治体の実務担当者等を対象とし、自治体の関心の高いテーマについて、外交政策説明会及び分科会を開催、駐日外交団を交えた意見交換会も実施。	地方自治体、駐日外交団等約250名参加。具体的な事例の紹介で理解が深まった等の評価を受ける。	より効果的なプログラムを検討し、引き続き会議を開催し、地域レベルの国際交流・国際協力を推進する。
40	76		キ クールジャパンの海外展開 海外で高い評価を得ている我が国の優れたコンテンツ、ファッション、食、生活日用品、伝統工芸品等の製品・サービスをクールジャパンとして世界に提供することにより、日本の魅力を発信し、海外からの観光の誘致につなげる。このため、クールジャパンの海外売り込み、政府間対話及び官民による国際的対話を通じた海外での事業環境整備等を実施する。	クールジャパン戦略の深化を目的に官民有識者会議でとりまとめた「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」(平成27年6月)等に基づき、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の設立(平成27年12月)や、「クールジャパン・地域プロデューサー」・「クールジャパン・アンバサダー」の任命等を実施。 クールジャパン分野での海外需要開拓を支援するため、平成25年11月に(株)海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)を設立し、メディア・コンテンツ、地域産品、日本食等の分野を中心に、これまで18案件(約400億円)の支援を実施。	「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」を通じてクールジャパン戦略の深化に向けた5つの視点が官民で共有されるとともに、官民連携を推進するための枠組として「クールジャパン官民連携プラットフォーム」が設立されたところであり、今後は、官民一体となったクールジャパン推進に係る取組を加速させていく段階である。 未だEXITした案件はないが、事業の進捗としては、平成28年度に食分野で6案件が営業開始するなど、着実に運用を行っている。	「クールジャパン官民連携プラットフォーム」における取組を通じたクールジャパンの発信・展開に係る官民・異業種連携の推進や、全国のクールジャパン拠点の連携・ネットワーク化の推進等、民間の取組への支援により、クールジャパン戦略を効果的に推進。 出資決定済の案件支援を引き続き行っていくとともに、クールジャパン機構により今後も戦略的に支援を実施。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
40	77	① 我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信	<p>ク 日本文化に関する情報の総合発信</p> <p>在外公館において、日本文化や社会、更には日本人の価値観に対する理解を深め、日本への信頼へとつなげていくための努力を行う。</p> <p>また、芸術家、文化人等で各専門分野により海外で講演や実演等を行う者を指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化につながる活動を展開する。</p> <p>東アジア諸国の文化人、芸術家、学識経験者等が一堂に会する「東アジア共生会議」を日本国内で開催する。また、日中韓3カ国で選定した都市において、東アジア各国の文化芸術関連事業を集中的に実施することを通して、東アジア内の相互理解の促進、新たな文化芸術の創造を図ることを目的としつつ、当該地域の観光振興にも資する「東アジア共生文化都市」(仮称)の立ち上げを行う。</p> <p>さらに、異文化交流の担い手となる外国人芸術家の積極的受け入れや、国際的な文化芸術創造によるまちづくりといった各地域において取り組まれている特色ある国際文化交流事業(アーティスト・イン・レジデンス等)を国として強力に支援することで、日本各地に文化創造と国際的発信の拠点づくりを推進する。</p>	<p>在外公館において、対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として日本文化紹介事業を実施。映画上映会、音楽演奏会、武道デモンストレーション、陶芸・郷土玩具・折り紙作品・生け花等の展示事業、俳句コンクール、日本語弁論大会等を企画・実施。</p> <p>諸外国における日本文化への理解や日本と諸外国の芸術家・文化人等の連携協力を促進し、国際文化交流の振興を図るため、2003年度より、芸術家、文化人、研究者等、文化に携わる人々を一定期間諸外国へ派遣する「文化庁文化交流使事業」を実施。2015年度までに、延べ122名と2グループ(5名)、26組(団体)が世界79か国で活動を行った。2016年度は、佐藤可士和(クリエイティブディレクター)、柳家さん喬(落語家)、山田うん(振付家、ダンサー)ら6名を新たに指名している。</p> <p>2013年に「東アジア共生会議2013」を京都で開催。</p> <p>また、2014年から、日中韓文化大臣会合の枠組みで、東アジア域内の相互理解・連帯感の形成を促進するため、日中韓3か国のそれぞれから選定された都市が、都市間交流を含む文化芸術事業を集中的に行う「東アジア文化都市」事業を実施。(※「東アジア共生会議」は2013年度に終了)。2014年から毎年3都市ずつ、これまでに9都市が選定され、選定都市において交流事業が行われている。</p> <p>さらに、2011年度から国内外の芸術家等との双方向の国際文化交流が継続的に行われる状況を創出するため、国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンス事業を支援。2016年度は19件のアーティスト・イン・レジデンス団体に支援を実施している。</p> <p>(参考:近年の主な文化交流使派遣者の例) 2014年度:林英哲(太鼓奏者)／派遣先:アメリカ、トリニダード・トバゴ、キューバ 2015年度:吉田健一(「吉田兄弟」、津軽三味線奏者)／派遣国:オランダ、スペイン、イタリア、ポルトガル (参考:これまでの東アジア文化都市) 2014年:横浜市(日本)、泉州市(中国)、光州広域市(韓国) 2015年:新潟市(日本)、青島市(中国)、清州市(韓国) 2016年:奈良市(日本)、寧波市(中国)、済州特別自治道(韓国)</p>	<p>在外公館による文化事業等を通じ、我が国の多様な魅力を発信することにより、諸外国の日本への関心・興味を高め、訪日需要を喚起した。</p> <p>文化交流使事業では、毎年、文化庁文化交流使フォーラム(文化庁文化交流使活動報告会)を実施し、帰国した文化交流使が自ら活動実績を発表しており、直近のフォーラムでは、来場者が約300名を超え、社会的に非常に関心の高い事業であるといえる。「東アジア共生会議2013」では、2日間の日程でのべ1,255名が来場し、アンケートでは「とても満足」「やや満足」と答えた割合が9割を超えた。</p> <p>また、東アジア文化都市については、2014年横浜市で100事業を実施し、280万人が来場、2015年新潟市では295事業を実施し、357万人が来場するなど、多くの関心を集める事業となっている。「東アジア文化都市」については中国、韓国政府からの評価も高く、文化大臣会合において本事業の成果を確認する発言がなされるなど、今後の発展にも期待がされている。</p> <p>さらに、アーティスト・イン・レジデンス事業については、毎年度事業終了後に外部有識者による事業評価を実施しており、事業成果について概ね高い評価となっている。</p>	<p>引き続き、在外公館における文化事業等を実施することにより、インバウンド観光促進に資する多様な魅力の対外発信強化に努める。</p> <p>引き続き、文化交流使事業、東アジア文化都市事業及びアーティスト・イン・レジデンス事業への支援を継続する。</p>
41	78		<p>ケ 日本食・日本食材等の海外への情報発信</p> <p>農林水産物・食品の輸出額を平成32年までに1兆円水準にすることを目指し、食文化をテーマとしたイベントにおける日本食の紹介、国際食品見本市へのジャパンパビリオンの出展や既存の「食」関連コンテンツを活用して、日本食・日本食材等の魅力等の発信を行うことにより、海外の消費者に対して日本食・日本食材等への関心を高めることで、海外における日本食の普及と日本への観光客の誘致に繋げる。</p> <p>また、ビジット・ジャパン事業における海外現地メディアの日本への招請、旅行博覧会へのブース出展等において、コンテンツの提供等を通じた「食」の観点からの連携を強化する。</p>	<p>在外公館において、近年の世界的な「和食ブーム」、伝統的食文化としてのユネスコ無形文化遺産登録を踏まえ、日本の食文化の魅力を広く世界に発信することを目的とした事業を実施。</p> <p>ジェトロ等への補助を通じて、輸出に取り組む有望な農林漁業者等の発掘・育成を行うとともに、輸出機会を拡大するため、国内外の商談会の開催、世界の主要な国際見本市への出展支援を行っているところ。</p> <p>また、クールジャパンやビジット・ジャパンの関係省庁や食品企業、料理関係者等が一堂に会した「日本食文化普及・継承のための官民合同協議会」を平成27年2月に立ち上げ、戦略的な日本食のブランド化、日本産農林水産物・食品の輸出拡大を進めるための行動計画として、「日本食・食文化魅力発信アクションプラン」を策定し、平成28年5月に改定。同アクションプランに基づき、クールジャパン関係府省等が連携した、農林水産物・食品の輸出戦略に沿った日本食普及イベントや海外メディアの活用による日本食・食文化の魅力発信事業、海外人材の育成事業等を実施。</p> <p>ビジット・ジャパン事業において、平成26年より国連総会開催にあわせて、ニューヨークにて農林水産省の日本食・食文化発信のイベントと連携して訪日プロモーションを実施している。また、平成28年度には、JETROと連携し、ロサンゼルスにて食文化発信のイベントへビジット・ジャパンブースを出展する等の取組を実施している。</p>	<p>在外公館による文化事業において、和食や日本酒を紹介し、日本食・日本食材等の魅力の対外発信を行った。</p> <p>研修・セミナーの実施、商談会の開催、見本市への出展等の手段を組み合わせた総合的な支援により、輸出に取り組む事業者を支援することができた。</p> <p>また、従前より、日本食普及イベントや海外メディアの活用による日本産農林水産物・食品の輸出促進に向け、関係省庁等が連携を強化し、日本食普及イベントや海外メディアの活用による日本食・食文化の魅力発信事業を引き続き進めていくことに加え、日本食・食文化の普及を担う海外人材の育成等の事業も展開していく。</p> <p>日本食は訪日外国人旅行者に人気のコンテンツであり、「食」関連コンテンツを活用した訪日プロモーションは訪日外国人旅行者の増加に一定程度寄与したと考えている。</p>	<p>引き続き、在外公館における文化事業を通じて、和食の魅力の対外発信強化に努める。</p> <p>平成28年5月に取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」を踏まえ、商流の更なる拡大に向けて、ジェトロ等が品目別輸出団体の取り組みと連携してセミナーや国内外での商談会開催、海外見本市への出展などの支援に取り組む。</p> <p>また、日本産農林水産物・食品の輸出促進に向け、関係省庁等が連携を強化し、日本食普及イベントや海外メディアの活用による日本食・食文化の魅力発信事業を引き続き進めていくことに加え、日本食・食文化の普及を担う海外人材の育成等の事業も展開していく。</p> <p>今後も、「食」関連コンテンツを活用して、訪日プロモーションを行っていく。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
41	79		<p>コ 皇室関連施設の魅力を発信 皇室関連施設について、その案内リーフレット及びホームページなどにより、我が国の皇室関連施設の観光資源としての魅力を発信する。</p>	<p>新任の外国の特命全権大使が信任状を天皇陛下に捧呈する儀式である信任状捧呈式は年に30回程度行われているが、その捧呈式に臨む新任大使の送迎を行う馬車列の運行予定について、捧呈式の開議決定日に宮内庁のホームページに日本語及び英語で、また、(独)国際観光振興機構(JNTO)のホームページに英語で掲載している。また、今年度より、観光庁Twitterへの情報掲載、観光案内所等へのメール配信を行っている。</p> <p>また、「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、以下の公開拡充策等を実施している。</p> <p>①皇居：土曜参観の実施。事前予約に加え、当日受付の実施。参観定員を300人から500人/日に増。乾通り一般公開については、開催期間を春秋7日間に拡大。</p> <p>②京都御所：参観及び一般公開を再編し、土日も含め、通年で事前予約不要、入園者数制限のない一般公開として実施。また、希望者には、英語・中国語を含むガイド案内を実施。</p> <p>③仙洞御所・桂離宮・修学院離宮：土日参観・当日受付の実施。仙洞御所参観を5回/日に増 など。</p>	<p>信任状捧呈式馬車列の運行予定の情報配信及び「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた施策については、計画どおり着実に実施している。</p>	<p>今後も引き続き皇室関連施設の魅力を発信していく。</p>
41	80	① 我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信	<p>サ 外国人富裕層向けの和のコンテンツの情報発信【施策3-2(二)⑥カ再掲】</p>	<p>平成26年度補正予算事業では、国内10地域を対象に、延べ53の海外メディアによる発信を行った。</p> <p>平成27年度補正予算事業では、日本各地の商業施設等を訪問し、メディアを通じて海外に対して日本の高品質なサービスを発信。</p> <p>平成28年度補正予算(熊本地震復旧等予備費)では海外のメディアやインフルエンサーを国内に呼び、九州の地域の商材・サービスの消費拡大を図るとともに、熊本地震の影響による風評被害により観光客が減っている九州の正確な現在の姿を海外に発信することで九州の安全性をPR。</p> <p>クールジャパン機構による放送事業の海外展開支援を通して、日本各地域の魅力を紹介する番組を放送することで、番組と連携したイベントの開催や訪日ツアーを企画。視聴者の地域への誘客を促進している。</p> <p>平成24年度から平成27年度まで、JLOP事業にて観光に資する案件307件を支援した。</p> <p>世界的に有名なラグジュアリー層旅行商談会ILTMカンヌに出展し、外国人富裕層に向けた「本物の和」のコンテンツの情報発信を行った。</p>	<p>海外メディア、放送事業の海外展開支援等を通じて日本各地域の魅力を紹介する番組を放送。これにより、外国人の訪日意欲の喚起を行った。</p> <p>富裕層が好む「本物の和」のコンテンツの情報発信を積極的に行うことで、外国人富裕層の誘致に一定程度寄与したと考えている。</p>	<p>今後も放送事業の海外展開支援等を通じて日本各地域の魅力を紹介する番組を放送。これにより、外国人の訪日意欲の喚起を行う。</p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」において示されているように、欧米豪を中心とする富裕層をターゲットとする質の高い日本の観光ブランドイメージを確立し、戦略的に展開していく。</p> <p>また、富裕層をターゲットとした海外メディアや旅行会社を招請し、情報発信とツアーの造成を促進する。</p>
41	81		<p>シ 国際放送による情報発信の強化 我が国の文化、産業その他の事情を海外に紹介するため、平成21年2月に開始され、伝統文化やポップカルチャー等、日本の魅力を発信する多彩な番組が英語で放送されている外国人向けテレビ国際放送について、世界各国における視聴世帯数の更なる拡大及び認知度向上等の取組を行う。</p>	<p>世界各国での、外国人向けテレビ国際放送の視聴可能世帯数は、平成28年8月末には150の視聴エリア(国・地域)で2億1827万世帯が視聴可能になっている。また北米など一部視聴が可能な世帯を加えると約3億世帯が視聴可能。</p>	<p>視聴可能世帯数も徐々に増加しており、NHKにおいては平成28年度予算でテレビ国際放送は約237億円を計上し、平成27年度決算214億円と比較して増額するなど、外国人向けテレビ国際放送の充実強化に努めている。</p>	<p>引き続き、外国人向けテレビ国際放送の充実強化に努める。</p>
42	82		<p>ア 旅行費用に関する情報の提供 割高といった声の多い我が国への旅行のイメージを改善するため、諸外国と我が国の物価を比較し、飲食店や宿泊施設等の価格の実態に係る情報をホームページ等で紹介するほか、国内事業者と連携し、訪日外国人旅行者に対する大胆な割引・特典セールの実施・海外発信等を行う。</p>	<p>平成24年度、JNTOにおいてお得に訪日旅行を行うための情報を一覧で見ることが出来るホームページを作成し、「Affordable Japan」の名称で一元的に発信した。その後も、ウェブマガジンの記事としてコンテンツを追加している。</p> <p>また、一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会が実施している大規模なショッピングイベント「Japan Shopping Festival」の海外への情報発信を実施している。</p>	<p>JNTOホームページにおいて「Affordable Japan」の打ち出しを行ったことによって、日本旅行が割高であるというイメージを改善することに一定程度寄与したと考えられる。</p> <p>また、「Japan Shopping Festival」の海外への情報発信によって、イベントの周知に一定程度寄与したと考えられる。</p>	<p>引き続き、JNTOのホームページにおいてお得に旅をするコンテンツを、適宜新しい情報を追加しながら発信していく。</p>
42	83	② 国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に関する情報の提供	<p>イ ICカード・乗車船券の導入・共通化支援 乗車距離に応じて運賃が変動するバス運賃の支払いや、複数の鉄道を乗り継ぐ際の切符購入等は、観光旅行者や不慣れた利用者にとって大変煩雑であることから、利用者の利便向上、移動の円滑化及び旅行費用の低減化を図るため、各交通機関間で相互利用可能な共通ICカードシステムや共通乗車船券の広域的な導入が効果的である。平成13年度のSuica以降、PASMO、PiTaPaといった共通ICカードの導入が進んでいる。相互利用についても首都圏等で拡大しつつあり、平成25年春には、JR東日本等JR各社と首都圏、名古屋圏、近畿圏、九州圏の主な私鉄がそれぞれ発行する、合計10種類のICカード乗車券の相互利用が開始される予定であり、今後もこのような取組を促進していく。</p>	<p>地方への外国人旅行者の流れを創出するための共通乗車船券の造成を支援。</p> <p>「交通系ICカードの普及・利便性向上に向けた検討会」を開催し、交通系ICカードの普及・利便性向上に向けた方向性を取りまとめ(平成27年度)。</p> <p>訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等により、全国相互利用可能な交通系ICカードの導入について補助を実施。</p>	<p>地方への外国人旅行者の流れを更に創出するため、平成28年度より共通乗車船券の造成等に係る費用を補助をしている。</p> <p>相互利用可能な交通系ICカードが導入されていない都道府県数が着実に解消している(平成25年度：12県→平成27年度：8県)。</p>	<p>引き続き更なる地方への外国人旅行者の人流を創出するため、共通乗車船券の造成等を支援。</p> <p>「交通系ICカードの普及・利便性向上に向けた検討会」のとりまとめ結果について、ICカード未導入地域に対して説明等を実施し、地域での取組の後押し。</p> <p>訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等により、支援を実施。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
42	84	③ 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進	ア 国際会議等のMICE分野の国際競争力強化【施策2-3再掲】	—	—	—
42	85		イ MICEに関するワンストップ型情報発信機能の強化 国際的なMICE関係者に対して、日本政府観光局海外事務所による情報発信を強化するとともに、国内のMICE開催に関する施設や支援制度等をまとめたプロモーションツールを整備し、一覧性ある情報発信を行うことにより、日本でのMICE開催の潜在需要の喚起を図る。	国際的なMICE関係者に対し、日本政府観光局MICE専用ウェブサイト、海外事務所発行によるニュースレター等を通して、MICE誘致・開催の促進に有益な施設や支援制度情報等の発信強化を図っている。	日本政府観光局MICE専用ウェブサイト等により、MICE誘致・開催に関し一覧性のある情報発信を行っている。	引き続き、MICE誘致・開催に関する情報発信機能を強化し、一覧性ある情報発信を行うことにより、日本でのMICE開催の潜在需要の喚起を図る。
42	86		ウ 国際的な展示会の振興 我が国の展示会産業(MICE)の国際化を推進するため、展示会統計の整備、認証制度の確立・運用など展示会統計に係る透明性、信頼性の向上を図るとともに、人材育成、受入体制の整備などの産業の基盤整備に向けた取組を推進する。	平成24年から我が国展示会産業の国際競争力の強化を図るために第三者認証制度の運用を開始。 現在までの認証件数は以下のとおりとなっている。 ・平成24年度：8件 ・平成25年度：10件 ・平成26年度：8件 ・平成27年度：18件	制度の運用から4年が経過し、着実に認証件数は増加しつつある。(同一の展示会に対する認証の有効年数は2年間)	引き続き関連団体等と第三者認証制度のあり方について議論しつつ、制度普及を支援していく。
42	87		エ アジア拠点化の推進を通じた国際ビジネス交流の拡大 「アジア拠点化推進法案」の早期成立を目指すとともに、世界レベルで魅力あるビジネス・生活環境の整備に向けた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」を促進することにより、国際会議、展示会等MICEの開催の促進を始めとした国際ビジネス交流の拡大を図る。	「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(アジア拠点推進法)」が成立(平成24年度8月3日公布、平成24年11月1日から施行)。	—	—
43	88		オ MICEの受入環境整備 ユニークベニュー開発等我が国でMICEを誘致・開催するに当たって、主催者たる事業者等や参加者に必要となる各種の受入環境について、主たる競合国に遜色ないレベルを目標に、関係省庁・地方公共団体等において連携を図りつつ対応を図る。	ユニークベニューの普及啓発促進として、地方運輸局及び地方公共団体と連携を図り、平成27年にユニークベニュー候補施設をリスト化したユニークベニューベストプラクティス集を作成及び観光庁ホームページへの掲載を実施した。	地方公共団体等と連携を図った取組を行うことにより、海外での事例も含め、MICE関係者にユニークベニューの重要性は認知されていると考えられる。一方、未だ施設側からの理解が低く、利用を阻害しているケースもあり、施設開放のための課題点の検討も含め、ユニークベニュー利用・普及を強化することが必要。	ユニークベニューの利用拡大に向けて、ホームページ等による利用者へのベニューの例示や施設側への理解促進等を通して、MICE関係者や関係省庁等と連携して受入環境の整備を図っていく。
43	89	④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等	ア 外客受入環境の充実【施策2-1(2)再掲】	平成26年度補正予算、平成27年度当初予算及び平成28年度当初予算において、「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」を活用し、地方公共団体等による避難所・避難場所、官公署、自然公園等への無料公衆無線LAN環境の整備支援を実施。 訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続きの簡素化・一元化について、平成28年2月に取組方針を公表するとともに、事業者の垣根を越えて一度の利用開始手続きにより接続可能な認証方式に関する実証実験を実施。 平成26年8月より「無料公衆無線LAN整備促進協議会」の体制を活用し、①無料公衆無線LANの整備促進、②無料公衆無線LAN環境のスポットや多言語にて利用方法を紹介するウェブページの作成等を通じた周知・広報、③利用手続きの簡素化・一元化への取り組みを実施。 平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算において「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」を活用し、宿泊施設・交通機関・観光案内所等へ無料公衆無線LAN環境の整備支援を実施。 対応可能な言語や、案内範囲などの案内所の機能について、4つのカテゴリに区分する外国人観光案内所認定制度を平成24年度より開始し、日本政府観光局が認定業務を実施。また、平成28年度より外国人観光案内所の機能強化に対する補助制度による支援を開始。 日本政府観光局が委託する外国人観光案内所は、日本トップ水準のサービスを提供するとともに、全国の認定観光案内所を対象とした研修会や簡易通訳サポート等を通じて全国の認定観光案内所における案内機能の質的向上を支援。	訪日外国人旅行者数は年々増加傾向にあり、平成24年が836万人に対し、平成27年は1,974万人まで大幅に増加した。また、外国人リピーター数についても同様に、平成24年が528万人に対し、平成27年は1,162万人まで大幅に増加した。 災害発生時の情報伝達手段確保のため、「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」を活用し、避難所・避難場所、官公署、自然公園等への無料公衆無線LANの整備を推進。 総務省が実施した実証実験に参加した事業者・団体からなる一般社団法人 公衆無線LAN認証管理機構が平成28年9月30日に設立されたことにより、無料公衆無線LANについて事業者の垣根を越えた利用開始手続きの簡素化・一元化の促進が期待される。 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業補助金」を活用し、宿泊施設・交通機関・観光案内所等へ無料公衆無線LANの整備を促進。 無料公衆無線LAN整備促進協議会を通して、訪日外国人旅行者の利便性・満足度を向上。 外国人観光案内所の数は、認定制度を開始した平成24年度末の342箇所から、平成28年9月末時点の793箇所へと大きく増加するとともに、広域観光案内が可能となるカテゴリⅡ以上の案内所が全ての都道府県に設置された。 また、日本政府観光局は、外国人観光案内所の認定業務の効率的実施及び案内ノウハウの共有等を通じて全国の認定外国人観光案内所のネットワークを拡充。日本政府観光局の外国語ウェブサイトを活用し、海外にむけた広報及び国内旅行中の外国人旅行者への観光情報収集の利便性が向上。	平成29年度においては、「公衆無線LAN環境整備支援事業」により、防災の観点から地方公共団体等による避難所・避難場所、官公署、自然公園等への無料公衆無線LAN環境の整備を支援する予定。 今後の訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続きの簡素化・一元化の取り組みの促進について、一般社団法人 公衆無線LAN認証管理機構を中心として自治体や通信事業者に対する積極的な周知等により拡充を図る。 観光庁は、平成28年度補正予算において、「訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業」を実施し、継続して宿泊施設・交通機関・観光案内所等に対し無料公衆無線LAN環境の整備を支援する予定。平成29年度においても「訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業」にて無料公衆無線LANの整備が支援出来るよう予算要求中。 引き続き無料公衆無線LAN整備促進協議会を通して、訪日外国人旅行者の利便性・満足度の向上を図る。 地方部において、外国人観光案内所が、より多く設置されるよう、外国人観光案内所の情報発信強化に対する補助を行う。また、訪日外国人旅行者が安心して快適に滞在できるよう、日本政府観光局が中心となり、引き続き、研修等を実施することで、案内機能の質の向上を図る。 また、日本政府観光局は、ウェブ、モバイル等のICTを活用した訪日外国人旅行者にとって利便性の高い観光情報提供機能の拡充を図る。
43	90		イ 査証発給手続きの迅速化・円滑化 二国間の人的交流を促進するため、査証申請人の利便性向上につながる円滑かつ迅速な査証発給手続きを推進する。	査証発給手続きの迅速化の観点から、書類に不備等がない場合は原則5業務日以内に査証を発給している。また、査証発給手続きの円滑化の取り組みの一つとして、タイ及びインドにおける査証代理申請機関(ビザセンター)の開設、中国における査証申請を受け付ける取扱旅行代理店を拡大した。これにより査証申請窓口の増加および取扱時間の延長が可能となった。	タイ及びインドにおけるビザセンターについては、開設以降、申請者に対し査証申請の一助となり順調に運営をしている。中国における査証申請については、申請を受け付ける取扱旅行代理店を拡大したことに加え、査証発給要件を緩和したことにより、申請者の利便性が高まった。査証発給数は大幅に増えている。(平成26年:約287万件,平成27年:約477万件(前年比66.0%増))	日本再興戦略2016に基づき、訪日外国人旅行者の増加に対応し、外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう、在外公館のビザ審査に得る必要な物的・人的体制の整備に取り組む。また、申請者の利便性をさらに高めるよう、取扱旅行代理店の拡大及び査証代理申請機関(ビザセンター)などの利用など、状況を見つつ検討していく。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
43	91		<p>ウ 出入国手続の迅速化・円滑化 観光立国の推進に資するため、空港での審査に要する待ち時間を20分以下に短縮することを目標に出入国手続の迅速化・円滑化を図る。 具体的には、事前旅客情報システム（APIS）の効果的な活用や、入国審査の際、不審な旅客を別室で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにする「セカンダリ審査（二次的審査）」などを実施する。また、バイオメトリクス情報取得機器操作や出入国カード記載の案内を行うこと等により、審査待ち時間の短縮に取り組む。 加えて、平成25年に最終報告がされる予定である「訪日外国人2,500万人時代の出入国管理行政検討会議」（法務大臣の私的懇談会）における出入国管理行政の在り方の検討結果を受け、短時間で円滑かつ厳格な審査を確実に実施できる将来の出入国審査の方法等について検討を進め、実施可能な施策から随時措置する。 また、地方空港への国際線乗り入れ状況等を踏まえ、出入国管理体制の充実を目指す。</p>	<p>APISの効果的な活用やセカンダリ審査（二次的審査）については引き続き実施している。 また、混雑する審査場の停滞・混乱を防ぎ、限られた審査場のキャパシティを最大限効果的に使って一層円滑な入国審査を実現するため、通訳や審査ブースコンシェルジュを配置し、空いたブースへの誘導案内、EDカードの確認・記載案内やバイオ読取装置の手順案内・補助などを行っているほか、日本人審査ブースと外国人審査ブースを機動的に運用するなど、審査待ち時間の短縮のための取組を実施している。 さらに、本年3月30日には、「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定され、世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、革新的な出入国審査を実現することとなっているところ、審査ブースの増設、審査機器の増配備に加え、審査待ち時間を活用して前倒して指紋等の提供を受けることで審査時間の短縮を図るための機器（バイオカード）を導入するなどの取組を進めている。 先進的なボディスキャナーについて、2016年度は、羽田、成田、関西、中部の4空港に加え、新千歳、福岡など4空港を追加し、8空港に導入予定。 関西空港、那覇空港、新千歳空港等のCIQ施設整備を実施している。 国際会議の参加者や重要ビジネス旅客の空港での入国手続の迅速化を図るため、平成28年3月に成田空港及び関西空港においてファーストレーンを設置した。</p>	<p>基本計画に掲げられた施策に加え、「明日の日本を支える観光ビジョン」に盛り込まれた施策を世界初の出入国審査パッケージとして進めている。 先進的なボディスキャナーについて、現在各空港において機器調達のための入札手続を行っているところであり、機器設置完了は28年度末になる見込で、順調に進行している。 関西空港については、平成28年度末に完了予定。鹿児島空港については、平成27年度に完了、那覇空港及び新千歳空港については、引き続き整備を実施中であり、完了後は空港のCIQ機能強化が図られると考える。 ファーストレーンを設置した成田空港及び関西空港において、国際会議の参加者や重要ビジネス旅客の空港での入国手続の迅速化が図られている。</p>	<p>「明日の日本を支える観光ビジョン」に盛り込まれた施策を可能な限り早期に、着実に進めていく。 国土交通省は、先進的なボディスキャナーについて、当初2020年度までに主要空港へ順次導入拡大の予定を、2019年度に1年前倒し。 那覇空港及び新千歳空港のCIQ施設整備を引き続き推進するとともに、地方空港のCIQ機能強化を促進する（地方空港のCIQ施設整備補助の創設をH29予算要求）。 ファーストレーンの運用状況を見ながら、対象範囲の拡大等更なる利用者の利便性向上に努めるとともに、引き続き国内の他の主要空港における早期導入の検討を進める。</p>
43	92	④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等	<p>エ 通訳ガイドの質・量の充実 外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応するため、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とするための特例措置を規定した「総合特別区域法」の着実な実施及び効果検証を図るとともに、伝統文化など専門性の高い通訳ガイド育成に向けた専門性研修や、通訳ガイドの増加を目的とした養成研修などを実施し、引き続き訪日外国人旅行者3,000万人時代の実現に向けて通訳ガイドの質・量の充実を図る。</p>	<p>平成24年4月1日より「総合特別区域法」に基づく特例ガイド制度を導入し、平成25年度に5地域132人、平成26年度に5地域240人、平成27年度に5地域388人と着実に増えている。また、同制度に加え、平成27年9月1日には「構造改革特別区域法」に基づく特例ガイド制度を導入し、10地域125人の登録が行われている。</p>	<p>本施策によって、一層の増加を続ける訪日外国人旅行者数とニーズの多様化に十分に対応できるだけの通訳ガイドの質・量が供給できているとは言いがたいものの、特例ガイド制度によって一定の受入体制の充実が図れたものと考えている。</p>	<p>「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）において、「訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続する（平成28年度中に法案提出）」とされたことを踏まえ、通訳案内士法改正により通訳案内士の業務独占廃止等の制度見直しによって、様々な主体が参画して多様なニーズに臨機応変かつ的確に対応できるよう検討を進める。</p>
44	93		<p>オ 首都圏空港を含めたオープンスカイの推進 「国を開く」施策の一環として、航空会社の新規参入や増便の促進、航空会社間の競争促進による運賃低下等のサービス水準の向上を図るべく、国際航空輸送における企業数、路線及び便数に係る制限を二国間で相互に撤廃するオープンスカイを推進する。 従来のオープンスカイは、容量に厳しい制約のある首都圏空港を対象から除外していたが、成田空港の30万回化に向けた地元合意及び羽田空港の国際化により、首都圏空港の国際線発着容量が今後急速に拡大すると見込まれることから、首都圏空港を含めたオープンスカイの実現を目指し、各国との間で戦略的かつ積極的に航空交渉を推進する。 平成22年10月の米国との実施に続き、東アジア・ASEANの国・地域を対象に首都圏を含めたオープンスカイの枠組みを構築してきたが、今後もその枠組みを引き続き世界各国に拡大し、国際空港ネットワークの一層の拡充を図る。 この際、首都圏空港以外の空港については、以遠地点への輸送（相手国で旅客・貨物を積み込み、第3国へ積みおろす輸送）を含めた自由化に合意できるよう努める。 さらに、国際チャーター便及び国際航空運賃に係る規制について、平成22年10月に見直した制度の十分な活用を促進するとともに、引き続き、不断の見直しを行う。</p>	<p>各国との戦略的なオープンスカイ交渉の推進により、従来の米国、東アジア、ASEANを中心とした地域に加え、欧州地域にもオープンスカイの枠組を拡大し、オープンスカイ合意済の国・地域の数は、平成23年度末の15から、平成28年9月末には30に増加した。 国際航空運賃に係る規制については、平成22年10月に見直した制度の十分な活用の促進を行った。また、制度の円滑な運用に努めるとともに、平成25年5月及び平成28年4月の二度にわたり、国際チャーターにおける包括旅行チャーター（※）に係る要件について、規制緩和を行う見直しを行った。 ※ 現地の地上施設（宿泊施設、運輸機関等）とチャーター便による航空運送の手配を併せて行うチャーター形態。</p>	<p>日本発着の全航空旅客のうち、オープンスカイ合意国との間の航空旅客が占める割合は、平成23年度の68%から、平成27年度には95%まで向上。 国際航空運賃については多様な運賃設定が実現し、また、国際旅客チャーターについては平成27年度に4,270便が就航する等、積極的に制度が活用されている。</p>	<p>引き続き、首都圏空港を含めたオープンスカイを戦略的に推進する。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
44	94		カ 首都圏空港の強化【施策3-2(三)①アの一部再掲】	<p>羽田空港については、国際線旅客ターミナルビルの拡張や駐機場の整備を行い、平成26年3月に国際線の発着枠を3万回増枠(昼間6万回・深夜早朝3万回)し、年間発着枠を44.7万回へ拡大した。同年12月にはC滑走路延伸事業を完了し、長距離国際線の輸送能力増強を図った。</p> <p>成田空港については、平成24年3月末に25万回、平成25年3月末に27万回まで年間発着枠を拡大し、オープンスカイを実現した。平成27年3月には第3旅客ターミナル(LCCターミナル)の整備等により、年間発着枠を30万回まで拡大した。また、平成24年3月にはビジネスジェット専用ターミナルを供用開始し、平成24年4月には発着枠・駐機場の使用申請のウェブ化も実現した。平成27年度には、国際線・国内線ともに過去最高の発着回数を記録している。</p> <p>現在は、成田・羽田両空港の機能強化について、「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」(平成26年8月設置)において、羽田空港の飛行経路の見直し等の機能強化方策の具体化について関係自治体等と協議を行うなど、2020年までの空港処理能力約8万回(羽田約4万回、成田約4万回)の拡大に向けた取組を最優先に進めているところ。</p>	<p>羽田空港については、国際線旅客ターミナルビルの拡張等により、平成26年3月に年間発着枠が44.7万回へ拡大し、平成26年12月にはC滑走路延伸部を供用開始したことから、計画を着実に実施していると考えられる。</p> <p>成田空港については、平成26年3月末に年間発着枠を27万回まで拡大し、オープンスカイを実現したほか、平成27年3月に第3旅客ターミナルの整備等により、年間発着枠を30万回まで拡大したことから、計画を着実に実施していると考えられる。</p> <p>左記の取組により空港処理能力の拡大が実現すれば、成田・羽田両空港の更なる機能強化が図られると考えられる。</p>	<p>羽田空港における飛行経路の見直し等により、空港処理能力を2020年までに約8万回拡大する取組を最優先に進める。羽田空港については、今後、飛行経路の見直しに必要となる航空保安施設や誘導路等の施設整備、環境対策を着実に進める。</p> <p>2020年以降については、成田空港における第三滑走路の整備などに向けて地元への説明を進め、首都圏空港の更なる機能強化を図る。</p>
44	95		キ 農山漁村での外国人が快適に観光できる環境の整備 グリーン・ツーリズムの一環として、外国人旅行者の受け入れを目指す農村地域の体験コンテンツの開発や人材育成など観光関係者と農村地域が連携して行う取組を支援する。	<p>訪日外国人旅行者の受け入れ体制の構築に関するセミナーの実施、日本の農山漁村や農泊の魅力を発信するWebサイトの構築、各地域の取組への農山漁村振興交付金等による支援を実施。グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数については、平成26年に1,027万人、平成27年は1,099万人となった。</p>	<p>グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数は着実に増加しており、セミナー、Webサイトの開設、農山漁村振興交付金の活用等が、訪日外国人旅行者数の増加につながっているものと考えている。</p>	<p>滞在型農山漁村の確立・形成に向けて、「観光戦略実行推進タスクフォース」や「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」における議論を踏まえ、訪日外国人を含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図り、農山漁村での滞在を伴う「農泊」を推進するための受入体制整備の支援等を行う。</p>
44	96	④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上 その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等	ク 博物館・美術館等における外国人への対応の促進 独立行政法人国立文化財機構(国立博物館4館)及び独立行政法人国立美術館(国立美術館5館)における外国人向け案内については、展示作品のキャプションの基本情報は英語表示を完全実施しており、その多言語化の向上を図るほか、博物館・美術館紹介パンフレットやホームページの多言語化、案内所における多言語対応など、引き続き外国人にも分かりやすい情報の提供を行う。また、外国人向け観光情報誌への掲載など、地元の地方公共団体の観光関係部局、観光協会等と連携して情報発信等の充実を図る。	<p>国立文化財機構の国立博物館4館では、館内案内板等の表示の主なものには英語を併記し、東博・京博・九博の一部は中国語・韓国語も併記している。また、インフォメーションには全館において英語のできる者を配置し、東博、九博は中国語、韓国語、奈良博では中国語のできる者(週3日)も配置している。さらに、各種外国語を話せるボランティアでの対応も行っている。</p> <p>各館の紹介パンフレットについては、複数言語に対応したパンフレットを作成するとともに、展示品のキャプション及び解説パネル等は、平常展、特別展ともに英語を併記している。</p> <p>そのほか、東博ではスマートフォン向け英語アプリを、京博では平常展の4ヶ国語の音声ガイド、奈良博では正倉院展の英語音声ガイド、九博では平常展で3ヶ国語の音声ガイドを実施している。</p> <p>各館のホームページについては、日本語のほか英語版も公開し、当該ホームページに掲載している「PDFリーフレット版」は複数言語に対応している。また、所蔵する国宝・重要文化財をデジタル高精細画像システム(e-国宝)により、複数言語で作品を案内している。加えて、東博では、英語版のほかに、来館案内のページについては日、英に加えて5ヶ国語で、中国語(簡)は総合文化展本館・東洋館の展示概要も掲載している。</p> <p>なお、各館において、マスコミ媒体・公共交通機関・地元自治体等と連携した広報活動を展開し、情報発信に努めている。</p> <p>展示作品のキャプションにおける基本情報の英語表示については完全実施を継続しているほか、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館では4カ国語(日・英・中・韓)に対応したデジタルサイネージを設置し展示会情報等を表示している。</p> <p>東京国立近代美術館の収蔵作品展において、英語版音声ガイドを導入している。</p> <p>各館の紹介パンフレットについては、複数言語に対応しており、法人全体を紹介するパンフレットについても日・英2カ国語に対応している。</p> <p>各館のホームページについては、英語版等の公開を継続しており、法人の所蔵作品総合目録検索システムにおいても英語による情報提供を行っている。</p> <p>各館のインフォメーションにおいては、英語による対応を継続しており、東京国立近代美術館、国立西洋美術館、国立新美術館における電話での展示案内については6カ国語(日・英・中・韓・葡・西)に対応している。</p> <p>なお、各館において、マスコミ媒体、公共交通機関、地元の地方公共団体の観光関係部局及び観光協会、近隣の公私立美術館・博物館等と連携した広報活動を展開し、情報発信に努めている。</p> <p>そのほか、各館において外国人観光客から要望の強かった無線アクセスポイントの運用を順次開始している。</p>	<p>前中期計画(平成23年度～27年度)において、平常展外国語パネル等設置率80%以上の目標について、いずれの年度も目標を達成し、27年度に東博・京博・奈良博では100%、九博で92%の設置率を達成していることや、外国人の利用に配慮した快適な観覧環境の提供・サービスの改善に努めていることから、中期目標期間の実績について所期の目標を達成しているとの文部科学大臣による評価を受けた。</p> <p>法人が設置する各館において、英語をはじめとする多言語による案内表示やインフォメーション対応、所蔵作品総合目録検索システムによる英語での作品紹介、さらに電話による展示案内や国立新美術館における無線アクセスポイントの運用開始など、多様化する外国人利用者の鑑賞をサポートする取組を継続的に進めていることから、平成27年度外部評価報告書や主務大臣による業務実績評価においても快適な観覧環境を提供していると評価されている。</p>	<p>国立文化財機構においては、平成28年度からの中期目標において「多言語表記は、展示の解説パネル等のみならず、導線や各種施設、サービスの提供に関するものも含め、アンケートに基づく改善に努める。」とされており、引き続き外国人への対応の充実に努める。</p> <p>2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、引き続き多様な取組を継続し、外国人向けの案内の整備、多言語化並びに情報発信の充実に努める。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
45	97	④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上 その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等	ケ 伝統芸能における外国人への対応の促進 日本の伝統芸能を紹介する観点から英文パンフレットを作成したが、多言語化を含め、さらにその内容・種類を充実する。また、国立劇場、国立能楽堂等における外国語解説のイヤホンガイドや座席字幕表示システム等の導入等を引き続き推進する。	文化庁ホームページにおいて英語版を公表し、公演情報の他伝統芸能の情報発信を行っている。 国立劇場紹介パンフレットや展示資料の品名についても日本語に加え英語による表記を行っている。歌舞伎・文楽公演では、公演プログラムに英文解説を併載すると共に英・仏・中・韓の4ヶ国語のリーフレットを配布している他、舞踊や邦楽公演では英文リーフレットを配布している。 主催公演時はイヤホンガイドによる英語解説を行っている。 国立能楽堂では各座席で英語による字幕表示が閲覧可能となっている。 能楽公演においては、英文解説リーフレットを配布している。 新国立劇場の英語版チケット販売サイトでは、主催公演を海外からチケット購入等可能となっている。 新国立劇場では、英語対応ができるスタッフを配置している。 国立劇場おきなわでは、沖縄伝統芸能紹介パンフレットおよび自主公演の年間計画スケジュールを英・中・韓で作成し、劇場の他空港及び観光案内所等に配布した。 また、外国人のための鑑賞教室を新たに企画し、歌舞伎、文楽、能楽等の公演を実施している。鑑賞教室公演の上演に際しては、公演時に英語、中国語、韓国語の音声ガイド及び解説書を提供していると共に、3カ国語(英・中・韓)特別チラシを訪日外国人の目にとまりやすい空港・観光案内所・主要ホテル等に配布している。	多言語による解説書や字幕表示サービス、英語版チケット販売サイト等の提供など、外国人利用者への対応を行っており文部科学大臣及び独立行政法人日本芸術文化振興会評価委員会の評価において、快適な観劇環境の形成に尽力していると評価されている。	今後も外国人観光旅客の受入体制確保の観点から、文化庁ホームページの充実にも努め、より一層国内外への情報発信等を推進するとともに、劇場内外の案内表示、音声ガイド、字幕表示システム等について外国人利用者に配慮した観劇環境の整備に努める。
45	98		コ 国立公園等における外国人観光旅行者に向けた情報提供 我が国の国立公園の見所、利用案内等を掲載した外国語版ホームページ、パンフレットの充実を図るとともに、ビジターセンター、誘導標識、案内標識等の公園利用施設における多言語表示を推進し、外国人旅行者にわかりやすい情報の提供を行う。	平成27年度に国立公園ホームページ(日英)を全面改訂。特に利用者向けに見どころやアクティビティに関する情報の充実を図った。平成28年度には国立公園公式インスタグラムを開始した。平成26年度に国立公園のリーフレット(日英)を統一デザインで作成。各公園に配置した。平成28年度に改訂を行っている。 国直轄ビジターセンターにおける情報提供の多言語化は、これまでに約7割の施設で対応している。また、国立、国定公園等において地方公共団体が整備する公園利用施設の多言語化について、自然環境整備交付金により支援している。	国立公園ホームページやパンフレット改良を年々着実に進めているが、今後もSNSの活用など旅行者のニーズに合わせた効果的な情報発信を行う必要がある。 国直轄ビジターセンターにおける情報提供の多言語化は、約7割の施設で対応済みとなっているが、多言語表示の誘導標識・案内標識については整備が十分とはいえない。	引き続き、外国人旅行者へ向けた国立公園の情報提供を進め、2020年の国立公園へ訪れる訪日外国人旅行者数1000万人の目標を目指す。 国直轄ビジターセンター及び誘導標識、案内標識における情報提供の多言語化に積極的に取り組む。また、地方公共団体が整備した公園利用施設の多言語化についても、引き続き自然環境整備交付金により支援していく。

(二)国際相互交流の促進

45	99	① 外国政府との協力の推進	ア 日中韓三国間の観光交流と協力の強化 日中韓三国間域内外の観光交流の拡大とその協力強化のため、平成18年に設置され、毎年開催されている日中韓観光大臣会合において合意される取組を、日中韓三国が連携協力して着実に実施することにより、日中韓三国域内外の観光交流の一層の拡大を図る。 平成22年の第5回日中韓観光大臣会合の共同声明において設定され、平成23年の第4回日中韓サミットの首脳宣言の中で支持された、平成27年までに三箇国間の人的交流規模を2,600万人に拡大するとの目標の実現に向け、三箇国間の交流を促進する。 また、平成23年の第6回日中韓観光大臣会合の共同声明に基づき、災害等発生時における危機管理に関して3カ国間の連携を強化するとともに、地域間及び域外からの観光交流拡大のための日中韓観光ゴールデンルートの設定等を推進する。	平成27年の日中韓三国間の交流人口は2,376万人となり、平成24年の1,741万人から3年間で600万人以上増加した。それを踏まえ、平成27年の第7回日中韓観光大臣会合(於:東京)における共同宣言において、三国間の人的交流を2020年までに3,000万人とする新たな目標に合意した。 また、同会合において、域外からの観光客誘致に重点を置いた「デジタル・イースト・アジア・キャンペーン」を共同で展開することに合意し、これまでに米国、英国での現地旅行会社向け共同セミナーやクルーズ販売代理店の三国主要寄港地への招聘等、三国周遊の旅行商品造成に向けての取組を実施した。	日中韓三国間の交流人口は、平成27年の第7回日中韓観光大臣会合で合意された新たな目標達成に向けて順調に推移している。 また、平成23年以降中断されていた日中韓観光大臣会合を、平成27年4月に、4年ぶりに東京で開催した。関係級会合の再開により、三国間の観光当局での協力関係がより一層強化され、今後、危機管理体制やデジタル・イースト・アジア・キャンペーン等の取組の更なる深化が期待される。	地方間交流や青少年交流の促進にも力を入れつつ、三国間の人的交流の更なる拡大を図り、第7回日中韓観光大臣会合で合意された2020年までに3,000万人とする目標達成を目指す。 また、日中韓三カ国での連続したオリンピック・パラリンピックの開催(2018年平昌、2020年東京、2022年北京)を契機として、域外からの観光客誘致の促進をはじめ、三カ国間の連携・協力の強化を図る。
45	100		イ 二国間の観光交流の取組の推進 二国間の交流人口の拡大に向け、二国間の観光交流事業、観光見本市への相互出展等を通じ、二国間の連携協力を強化し、観光交流の拡大に積極的に取り組む。	平成25年6月 フランスと日仏間観光協力に関する共同声明を発表。 平成26年1月、インドと観光分野協力に関する覚書を締結。覚書に基づく第1回作業部会を平成28年10月にインドで開催予定。 平成27年10月 ウズベキスタンと観光分野協力に関する覚書を締結。 平成27年11月 日本とインドネシアとの観光交流拡大シンポジウム確認文書に署名。 平成28年9月 ツーリズムEXPOジャパン2016にあわせて来日した海外の観光担当大臣等と国土交通大臣が会談。両国間の人的交流拡大に向け、協力を確認。 日韓観光振興協議会を毎年実施し、観光振興に関する確認文書を取り交わしている。	左記に記載したとおり、各国(フランス、インド、ウズベキスタン、インドネシア)と覚書や共同声明などを通じ、連携協力を強化した結果、訪日客数は順調に増加している。例えば、フランスの訪日客数は平成25年は154,892人であったが、平成27年は38%増の214,228人を記録した。また、インドの訪日客数においても、平成26年は87,967人であったが、平成27年は17%増の103,084人を記録している。二国間の連携協力を通じ、観光交流拡大に向け取り組んだ結果、このような成果に貢献したと評価する。 韓国からの訪日客数は、平成27年には45%増の4,002,095人を記録するなど、協議会の取り組みが一定程度寄与したと考えている。	主要国政府間でハイレベルでの観光に関する政策対話を引き続き精力的に進めるとともに、駐日外国公館や外国政府機関等と情報交換を行い、観光分野における二国間関係の強化を図ることに加え、旅行関係団体と密に連携を取ることでインバウンド・アウトバウンド双方向での交流拡大(ツーウェイツーリズム)を更に進める。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
46	101	① 外国政府との協力の推進	ウ 国際機関等への協力を通じた国際観光促進 世界観光機関（UNWTO）、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関及びアジア太平洋経済協力（APEC）等の国際協力枠組みにおいて行われる活動及び事業への協力を行っている。	多国籍枠組みにおける各種会合へ出席、日本の観光政策を紹介した。 ・平成24年4月 第89回OECD観光委員会（フランス） ・平成24年5月 第24回UNWTO南アジア地域委員会・東アジア太平洋地域委員会合同委員会（タイ） ・平成24年7月 第7回APEC観光大臣会合（ロシア） ・平成24年9月 第90回OECD観光委員会（韓国） ・平成25年1月 第12回ASEAN+3観光大臣会合（ラオス） ・平成25年4月 第91回OECD観光委員会（フランス） ・平成25年9月 第92回OECD観光委員会（フランス） ・平成26年1月 第13回ASEAN+3観光大臣会合（マレーシア） ・平成26年3月 第93回OECD観光委員会（フランス） ・平成26年9月 第8回APEC観光大臣会合（マカオ） ・平成26年10月 第94回OECD観光委員会（ワルシャワ） ・平成27年3月 第95回OECD観光委員会（フランス） ・平成27年6月 第27回東アジア太平洋・南アジア合同地域委員会（モルディブ） ・平成27年9月 第21回UNWTO総会（コロンビア）※UNWTO執行理事国就任。 ・平成27年10月 第96回OECD観光委員会（フランス） ・平成28年1月 第15回ASEAN+3観光大臣会合（フィリピン） ・平成28年4月 第97回OECD観光委員会（フランス） ・平成28年5月 第9回APEC観光大臣会合（ペルー） ・平成28年10月 第98回OECD観光委員会（フランス） など 平成28年1月 第15回ASEAN+3観光大臣会合において、ASEAN+3の観光協力について覚書（MOC）を締結。 平成28年5月 亀山秀一氏（国土交通省職員）がUNWTO本部事務局長アドバイザーに就任。 平成28年6月 UNWTOと観光庁共催で「UNWTO観光と技術に関する国際会議」を開催。 年2回開催されるOECD観光委員会において、我が国は副議長を務めている。	我が国の観光施策への積極的な取り組みの発信により、観光立国を推進する我が国の認知度の向上へ貢献を行った。 国際観光振興を目的として開催する多国籍会合における各国政府等との議論や意見交換を通じて、国際観光振興に向けた貢献を行った。 国際機関に対し我が国が拠出した資金を活用して、途上国に対する観光振興発展に向けた貢献を行った。（プロモーション活動や人材育成等諸活動） 国際機関に対する協力の一環として、共催等による国際会議を開催した。	国際機関への協力を通じた国際観光促進について、国連世界観光機関（UNWTO）においては2015年に執理事務国に就任、経済協力開発機構（OECD）観光委員会においては2006年から副議長に就任しており、主導的な役割を果たしている。引き続き、我が国のインバウンド観光政策等のベスト・プラクティスを紹介・共有する等、加盟国・地域のインバウンド観光政策の向上に積極的に貢献をしていく。 また、アジア太平洋経済協力（APEC）等の国際協力枠組みへの協力を通じた国際観光促進について、域内の相互関係を強化し、相互の信頼と連携を基盤に我が国の国際観光の推進を図っていくため、今後も観光振興や観光交流促進について議論を行っていく。
46	102		エ 開発途上国等の観光振興に対する協力 開発途上国等に対して、独立行政法人国際協力機構等を通じ、観光振興を行うに当たって必要となる情報提供や提言を行うなどの協力を、相手国のニーズ、援助の効果等を勘案しつつ実施していく。	開発途上国における観光振興に協力するため、独立行政法人国際協力機構等を通じた集団研修を行った。	観光は外貨の獲得や雇用機会の創出に有効であることから、多くの開発途上国は観光を重視しており、観光分野の我が国に対する国際協力のニーズは大きく、一定の評価を得ていると考える。	左記は、日本人の海外旅行促進の側面を有しており、引き続き、施策に取り組んでいく。
46	103	② 我が国と外国との間における地域間交流の促進	ア 日本人の海外旅行の促進 日本人の海外旅行の促進は、国際感覚の向上のみならず、開発途上国の観光開発や、国際相互理解の増進による政府間外交の補完など、高い意義を有している。さらに、諸外国との双方向の交流拡大（ツーウェイツーリズムの推進）を通じて、インバウンドの拡大にも貢献し得る。しかしながら、日本人の海外旅行者数は、1,634万人程度（平成19年～平成22年の平均）で概ね横ばい傾向となっていることから、官民ミッションの派遣や周年事業の活用等による旅行環境の整備を進めるとともに、経済界等との連携による促進策を検討するなど官民一体となった取組を引き続き推進する。	一般社団法人日本旅行業協会が中心となって実施している「ビジットワールド事業」への協力や官民ミッションの派遣、周年事業の活用等を通じて海外旅行需要の喚起を図った。直近では、旅行業界や経済界等との連携により、3000人の日本人が中国を訪れた日中文化観光交流団、1000人の日本人がインドネシアを訪れた日インドネシア文化経済観光交流団の各事業に携わり、日本人の海外旅行を促進した。	官民ミッションの派遣等を契機に、日本人が海外旅行する機運を醸成すると共に、国際相互理解の増進につながった。	引き続き経済界等との連携による促進策を検討するなど、官民一体となった取組を推進する。
46	104		イ 姉妹・友好都市提携の活用 姉妹・友好都市提携に基づく国際交流には、住民が参加できる機会も多く、パブリック・ディプロマシーの一助となるものとして大変重要である。また、文化、スポーツ等の様々な分野における交流事業の契機となるほか、姉妹・友好都市の市民にそれぞれの地域の魅力を見つめ直す機会を与えてくれるものである。これらを踏まえ、姉妹・友好都市関係を生かした観光プロモーションなどによる交流の拡大を支援する。	計画策定時に比べ、姉妹都市提携数は微増している。スポーツ交流や学生の派遣・受入れなどの従来型の交流についても引き続き行われている一方で、2都市間の交流のみならず3以上の都市による交流などの事例も見られる。	姉妹都市提携数の大幅な増加は見られないが、行政のみならず市民等を交えた交流も行われていることから評価できると考える。	総務大臣表彰（自治体国際交流表彰）により創意と工夫に富む交流活動を評価していくことや新たな姉妹都市提携に対する交付税措置などを通じ、引き続き姉妹・友好都市交流の推進を行っていく。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
46	105	③ 青少年による国際交流の促進	ア 留学生の増加と活用 日本への質の高い外国人留学生及び海外への日本人留学生の増加は、我が国の高等教育のグローバル化、観光客の誘致及び国際相互理解の増進に資するものである。また、留学生は日本観光の魅力についての発信力を有するとともに、日本への外国人留学生はリピーターとしての訪日を期待できる。 このため、質の高い外国人学生の受入れを30万人、我が国から海外への日本人学生等の留学・研修等の交流を30万人とすることを旨とし、外国大学との単位相互認定の拡大、外国人教職員・外国人学生の受入れの促進、外国人留学生の就職支援等を進めるとともに、日本人学生等の留学・研修への支援等海外経験を増やすための取組を行う。さらに、関係省庁が連携して、外国人留学生の誘致、外国人留学生を活用した外客受入環境の充実、外国人留学生に関する各情報発信ツールやネットワークを活用した日本観光の魅力の発信等を行う。	外務省では、留学情報HPの運営、在外公館による日本留学説明会等の実施、帰国留学生会等の支援を強化した。 優秀な外国人留学生を確保し、内なる国際化を図る「留学生30万人計画」の実現に向けて、奨学金等による経済的支援や、留学生の就職支援等の受入れ環境支援を行っている。また、日本人留学生の倍増に向けて、若者の海外留学の機運醸成や、奨学金等による留学経費の負担軽減を図っている。また、スーパーグローバル大学創成支援事業を行い、海外からの学生・教員の受入れをはじめ、国際通用性の向上や大学改革により徹底した国際化を進める大学に対し、重点支援を行っている。	海外では帰国留学生会主体によるSNS等を活用した日本留学を始め日本の魅力の発信が増加した。 我が国における外国人留学生数は平成27年5月1日現在、208,379人(前年比24,224人増)。海外に留学する日本人学生数は、平成26年度は81,219人(前年度比11,350人増)となっており、受入・派遣双方で留学生交流は増加傾向にある。	引き続き海外における日本留学広報及び帰国留学生会支援を実施していく。 「留学生30万人計画」の実現・日本人留学生の倍増を目指し、経済的負担の軽減等の取組を進める。また、引き続き大学の国際化を推進していく。
47	106		イ 訪日教育旅行の促進 青少年の訪日旅行の形態である「訪日教育旅行」と総称される団体旅行は、若年層の交流拡大による国際相互理解の増進、学校における実践的な国際理解教育の推進や地域の活性化にも有益であるとともに、訪日教育旅行により我が国を訪れた青少年は、将来、リピーターとなり得る。 このため、海外の教育関係者の招請や訪日教育旅行に関するセミナーの開催等を積極的に推進し、訪日教育旅行の拡大を図る。	平成27年7月～9月にかけて観光庁と文部科学省が「訪日教育旅行受入促進検討会」を開催し、同年10月に報告書を発表。また、平成28年3月に発表された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日教育旅行者を2020年までに4万人から5割増とする目標の早期実現を掲げた。 また、海外と地域をつなげる一元的な相談窓口をJNTOに設置したほか、海外での訪日教育旅行に関するセミナー開催や教育関係者の招請事業等の取組を行った。	平成25年度の訪日教育旅行受入実績は40校44,503人であり、震災影響があった平成23年の1,502校26,654人から大幅に増加した。	「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた目標達成のために、引き続き訪日教育旅行促進の取り組みを行っている。
47	107		ウ ワーキング・ホリデーの促進 二国間の取り決めに基づき、各々の国が、相手国の青少年に対して自国の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するためのワーキング・ホリデー制度について、人的交流の拡大と青少年の相互理解を促進するとの観点から、既存の導入国11ヶ国・地域以外の諸国との間における新規導入についても随時検討する。	平成28年9月現在、16ヶ国との間に制度を導入しているほか、新規導入につき数ヶ国と協議を行っている。導入済みの国については、必要に応じて取決め内容の見直しを随時行っている。	同制度は、海外への渡航を希望する若者の間で定着しており、同制度を利用して毎年約1万人の外国人が我が国を訪問している。特に訪日を希望するアジアの若者に人気が高い。利用状況については、アジアを訪問する日本人利用者及び訪日するヨーロッパ・カナダ・大洋州の利用者が比較的少なく、人的交流に不均衡が見られる。	引き続き、青少年の相互理解等を目的として、制度の運用及び新規導入への検討を適切に実施する。また、利用者数の不均衡を是正するための方策についても二国間の協議等において検討していく。
47	108		エ 海外の青少年との交流促進 海外の青少年の招聘事業を実施するとともに、同事業で我が国に滞在中の青少年同士や日本人関係者との交流を図る。 特に、成長著しいアジアとの交流人口を拡大し、将来の親日層形成・日本へのリピーター訪問客拡大を目指し、青少年を日本に招くとともに、日本の青少年もアジア各国に派遣する事業を行う。また、ボーイスカウトの世界大会である第23回世界スカウトジャンボリー(23WSJ)(平成27年)等の日本での開催を契機として、青少年団体、大学、民間団体等との連携を強化し、国内外の青少年の異文化体験や国際交流等の機会の充実を図る。	外務省の対日理解促進交流プログラムの下で、アジア大洋州、北米、欧州、中南米地域との間で、平成27年度は青少年を含む5,600人規模の招へい・派遣を実施。 文部科学省では、海外の青少年を招へいするとともに、日本の青少年を派遣する「青少年国際交流推進事業」及び「青少年教育施設を活用した国際交流事業」を実施した。 特に、「青少年教育施設を活用した国際交流事業」では、東アジアの国々から青少年を招へいし、青少年教育施設をはじめとする教育機関と連携した交流を行った。 また、第23回世界スカウトジャンボリーの開催を支援するとともに、主催団体である(公財)ボーイスカウト日本連盟と連携し、海外からの参加者が日本全国でホームステイを行うなど、国内外の青少年に国際交流の機会を提供した。 (参考) 平成27年度「青少年国際交流推進事業」実績 派遣人数:131人 受入人数:125人 平成27年度「青少年教育施設を交流した国際交流事業」実績 派遣人数:62人 受入人数:182人 第23回世界スカウトジャンボリー 海外からの参加人数26,908人	対日理解の促進、親日派・知日派の発掘及び対外発信の強化により我が国の外交基盤を拡充するという事業目標に係わる成果が見られる。 日本の青少年を対象とした事業終了後のアンケートでは、参加者の約8割が「外向き志向」であると回答しており、青少年の国際感覚の優れた人材の育成に貢献した。 また、海外から招へいた青少年を対象した事業終了後のアンケートでは、参加者の約9割が「もう一度日本にきたい」と回答しており、外国の人々の我が国への理解の増進が図られた。	平成28年度事業(約6,800人規模予定)を推進し、平成29年度以降の事業の拡充を図る。 青少年に対して、国内外における異文化体験や青少年交流等の機会を充実させ、次代を担うグローバル人材の育成につながるきっかけを提供するため、引き続き青少年の国際交流を推進する。

3-5 観光旅行の促進のための環境の整備

(一) 観光旅行の容易化及び円滑化

47	109	① 休暇の取得の促進及び観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和【施策2-4 再掲】	休暇の取得の促進及び観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和【施策2-4 再掲】	-	-	-
48	110	② 旅行業務に関する取引の公正の維持等	旅行業法に基づき、旅行取引に係る規制の遵守状況に関する監査を適時適切に実施することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。 また、標準旅行業約款の規定の明確化等について、検討した結果を踏まえ、旅行者保護の適正化を図る。	旅行業務の適正な運営を図るため、旅行取引の公正の維持や旅行者の安全の確保等、消費者保護について取り組んでおり、直近では、オンラインでの旅行取引における事業者と消費者の間におけるトラブルを防ぐ観点から、オンライン旅行取引の表示等に関するガイドラインを策定し公表している。	オンライン旅行取引の表示等に関するガイドラインの策定などにより、事業者と消費者の間におけるトラブル防止の一助となった。	今後も旅行者保護の適正化を図っていく。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
48	111		ア 団塊の世代や若者の旅行の促進、ゼロ回層対策の強化等 団塊世代の旅行需要や現役世代の有給休暇取得率が前基本計画の想定ほど伸びていない。また、旅行に行かないゼロ回層が国民の半分以上を占め、旅行実施率が減少傾向にある。このため、この基本計画に定める各施策を講ずることにより、団塊の世代の旅行促進や旅行に出かける層の活性化を図るとともに、ゼロ回層や若者の旅行を促進する。	若者が旅を通じて今まで知らなかった世界と触れあうことで視野を広げ、触れあう過程で生きる力を伸張させる。その一歩として、まずは「旅に出たい、出よう」という気持ちを持てるような働き掛けを行うべく、旅に精通した方を講師として派遣し、学生に旅の意義・素晴らしさを伝える「若旅★授業」を行っている。	平成25年度より年10回程度を開催。授業後のアンケートでも「旅の魅力を知ることができた」「この授業を受けると旅行に行きたくなる」等の感想があり、旅の意義、すばらしさを伝えることができていると考えられる。	引き続き「旅に出たい、出よう」という気持ちを持てるような働き掛けを行い、若者の旅行に対する意識向上を醸成する。
48	112	③ 観光の意義に対する国民の理解の増進	イ 国民全体の理解の増進 国民の観光に関する意義、マナーの普及や観光資源の保全等を図るため、観光関係団体と協力しながら、広く国民に対し積極的に広報活動を行い、国民全体の理解の増進を図るとともに、国民的な運動を支援する。 また、観光の発展に係る取組について、特定の観光事業の枠を超えて地域の観光振興、経済発展等に寄与した団体や個人を表彰することにより、こうした取組を広くPRし、国民の認識を深めて普及推進を図る。	平成26年度から観光関係団体が開催している国内旅行・海外旅行・訪日旅行の三位一体の世界最大級の旅の祭典である「ツーリズム EXPO ジャパン」において、各国、地域の観光資源をPRするブースの出展、ツーリズムに関するフォーラムやシンポジウムなどが開催されている。また、平成25年度に、観光関係団体などにより設置された「観光立国推進協議会」は、観光立国推進フォーラムや観光立国タウンミーティングを全国各地で開催している。これらを通じて、観光立国の推進について国民の理解の増進を図った。 また、表彰については、国内及び国際観光振興に貢献し、その業績が顕著であると認められる個人、団体に対して、毎年、10月1日に観光庁長官表彰を実施し、その功績を発表して、観光振興に関する取組を紹介した。(長官表彰は、平成21年度から実施。)	「ツーリズム EXPO ジャパン」の平成28年度の来場者数は過去最高の185,844人、観光立国推進フォーラム・観光立国タウンミーティングは過去全国12箇所で開催しており、これらの施策により国民に観光立国の意義が着実に浸透しているものと考えられる。 観光庁長官表彰では、国内観光振興及び国際観光振興に貢献した30の個人、団体を表彰し、(平成24年度:6件、同25年度:7件、同26年度:6件、同27年度:7件、同28年度:4件)また、功績、取組を紹介することにより、各種メディアに取り上げられ、観光の発展に係る取組について国民の認識を深めることに寄与した。	引き続き、「ツーリズム EXPO ジャパン」や「観光立国推進協議会」の取組や、観光庁長官表彰等を通じて、観光の意義等について国民に対する理解増進を図っていく。
48	113	④ 旅行のサービス内容に応じた価格設定	国内観光旅行に出かけない理由として所得的制約が挙げられ、特に、家族層は金銭的余裕がないことを多く挙げている。また、旅行先としての日本に対するイメージとして、日本に対する旅行費用が高いことを挙げる訪日外国人が多い。一方、旅行者の価値観が多様化する中で、良質なサービスや高付加価値の商品等に対するニーズも高い。 これらを踏まえ、公共交通や宿泊について、新たな需要の掘り起こしをするため、サービスの簡素化・効率化や費用の高さにこだわらない付加価値の提供等、旅行者の多様なニーズに応じた取組を検討・促進する。	低廉かつ良質な交通サービスである高速バスやLCC等を国民や外国人観光客等にとってより身近なサービスとするための関係者の連携の場として、「国内観光の振興・国際観光の拡大に向けた高速バス・LCC等の利用促進協議会」を設置し、高速バス・LCC等の関係者が連携して緊急的に取り組むべき事項についての取組方針のとりまとめを実施(平成28年3月)。 宿泊について、宿泊施設のサービスの効率化や付加価値の向上等のため、生産性向上事業の実施(①経営改善・意識改革のためのオンライン講座、②モデル旅館・ホテルへのコンサルタントや全国開催のワークショップを通じた課題抽出・モデル事例の発信)を推進している。	左記の取組方針を踏まえて、関係者が取組を開始。国土交通省では、高速バス等サービスに関する情報プラットフォームの構築に向けて検討を実施する等、高速バス等の利用促進に向けた環境整備に係る取組を着実に推進。 生産性向上事業においては、全国の宿泊事業者にて実施され、サービスの効率化やおもてなしの充実により、付加価値の向上に一定程度寄与しているものと考えている。	取組方針を踏まえて、引き続き、高速バス等の利用促進を図る。 新たな宿泊需要への対応や既存の施設等の更なる付加価値の向上を促進させるとともに、多様な旅行ニーズに応じた宿泊施設を提供していく。

(二) 観光旅行者に対する接遇の向上

48	114	① 接遇に関する教育の機会の提供(通訳ガイドの質・量の充実【施策3-4(一)④エ 再掲】)	接遇に関する教育の機会の提供(通訳ガイドの質・量の充実【施策3-4(一)④エ 再掲】)	平成24年4月1日より「総合特別区域法」に基づく特例ガイド制度を導入し、平成25年度に5地域132人、平成26年度に5地域240人、平成27年度に5地域388人と着実に増えている。また、同制度に加え、平成27年9月1日には「構造改革特別区域法」に基づく特例ガイド制度を導入し、10地域125人の登録が行われている。	本施策によって、一層の増加を続ける訪日外国人旅行者数とニーズの多様化に十分に対応できるだけの通訳ガイドの質・量が供給できているとは言いがたいものの、特例ガイド制度によって一定の受入体制の充実が図れたものと考えている。	「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)において、「訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続する(平成28年度中に法案提出)」とされたことを踏まえ、通訳案内士法改正により通訳案内士の業務独占廃止等の制度見直しによって、様々な主体が参画して多様なニーズに臨機応変かつ的確に対応できるよう検討を進める。
----	-----	---	---	---	--	--

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
49	115	② 旅行に関連する施設の整備	ア 外客受入環境の充実【施策2-1(2)再掲】	<p>平成26年度補正予算、平成27年度当初予算及び平成28年度当初予算において、「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」を活用し、地方公共団体等による避難所・避難場所、官公署、自然公園等への無料公衆無線LAN環境の整備支援を実施。</p> <p>訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続きの簡素化・一元化について、平成28年2月に取組方針を公表するとともに、事業者の垣根を越えて一度の利用開始手続きにより接続可能な認証方式に関する実証実験を実施。</p> <p>平成26年8月より「無料公衆無線LAN整備促進協議会」の体制を活用し、①無料公衆無線LANの整備促進、②無料公衆無線LAN環境のスポットや多言語にて利用方法を紹介するウェブページの作成等を通じた周知・広報、③利用手続きの簡素化・一元化への取り組みを実施。</p> <p>平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算において「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」を活用し、宿泊施設・交通機関・観光案内所等へ無料公衆無線LAN環境の整備支援を実施。</p> <p>対応可能な言語や、案内範囲などの案内所の機能について、4つのカテゴリーに区分する外国人観光案内所認定制度を平成24年度より開始し、日本政府観光局が認定業務を実施。また、平成28年度より外国人観光案内所の機能強化に対する補助制度による支援を開始。</p> <p>日本政府観光局が委託する外国人観光案内所は、日本トップ水準のサービスを提供するとともに、全国の認定観光案内所を対象とした研修会や簡易通訳サポート等を通じて全国の認定観光案内所における案内機能の質的向上を支援。</p>	<p>訪日外国人旅行者数は年々増加傾向にあり、平成24年が836万人に対し、平成27年は1,974万人まで大幅に増加した。また、外国人リピーター数についても同様に、平成24年が528万人に対し、平成27年は1,162万人まで大幅に増加した。</p> <p>災害発生時の情報伝達手段確保のため、「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」を活用し、避難所・避難場所、官公署、自然公園等への無料公衆無線LANの整備を推進。</p> <p>総務省が実施した実証実験に参加した事業者・団体からなる一般社団法人 公衆無線LAN認証管理機構が平成28年9月30日に設立されたことにより、無料公衆無線LANについて事業者の垣根を越えた利用開始手続きの簡素化・一元化の促進が期待される。</p> <p>「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業補助金」を活用し、宿泊施設・交通機関・観光案内所等へ無料公衆無線LANの整備を促進。</p> <p>無料公衆無線LAN整備促進協議会を通して、訪日外国人旅行者の利便性・満足度を向上。</p> <p>外国人観光案内所の数は、認定制度を開始した平成24年度末の342箇所から、平成28年9月末時点の793箇所へと大きく増加するとともに、広域観光案内が可能となるカテゴリーⅡ以上の案内所が全ての都道府県に設置された。</p> <p>また、日本政府観光局は、外国人観光案内所の認定業務の効率的実施及び案内ノウハウの共有等を通じて全国の認定外国人観光案内所のネットワークを拡充。日本政府観光局の外国語ウェブサイトを活用し、海外にむけた広報及び国内旅行中の外国人旅行者への観光情報収集の利便性が向上。</p>	<p>平成29年度においては、「公衆無線LAN環境整備支援事業」により、防災の観点から地方公共団体等による避難所・避難場所、官公署、自然公園等への無料公衆無線LAN環境の整備を支援する予定。</p> <p>今後の訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続きの簡素化・一元化の取り組みの促進について、一般社団法人 公衆無線LAN認証管理機構を中心として自治体や通信事業者に対する積極的な周知等により拡充を図る。</p> <p>観光庁は、平成28年度補正予算において、「訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業」を実施し、継続して宿泊施設・交通機関・観光案内所等に対し無料公衆無線LAN環境の整備を支援する予定。平成29年度においても「訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業」にて無料公衆無線LANの整備が支援出来るよう予算要求中。</p> <p>引き続き無料公衆無線LAN整備促進協議会を通して、訪日外国人旅行者の利便性・満足度の向上を図る。</p> <p>地方部において、外国人観光案内所が、より多く設置されるよう、外国人観光案内所の情報発信強化に対する補助を行う。また、訪日外国人旅行者が安心して快適に滞在できるよう、日本政府観光局が中心となり、引き続き、研修等を実施することで、案内機能の質の向上を図る。</p> <p>また、日本政府観光局は、ウェブ、モバイル等のICTを活用した訪日外国人旅行者にとって利便性の高い観光情報提供機能の拡充を図る。</p>
49	116		イ 観光地域における案内表示の整備等情報提供の充実【施策3-2(一)②ク 再掲】	<p>多言語対応については、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関など幅広い分野で共通するガイドラインを、平成26年3月に観光庁として策定・公表した。これに基づき、関係省庁や地方自治体、関係事業者等と連携して、駅や空港の案内看板等の多言語化を推進。</p> <p>平成27年度補正及び平成28当初予算において「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」を活用し、宿泊施設・公共交通機関・観光案内所等における多言語化への支援を実施。</p> <p>また、多言語対応の促進のために(独)情報通信研究機構が開発した翻訳アプリ「VoiceTra」の推奨も実施。</p> <p>ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けて、移動に資するデータのオープンデータ化を推進。</p>	<p>平成28年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業を活用し、主に公共交通機関等が実施する多言語対応を後押しした結果、多言語対応は促進されている。</p> <p>ポータルサイトの開設等、オープンデータ化に向けた取組が進んでいる。</p>	<p>「明日の日本を支える観光ビジョン」においても、多言語対応に関する施策が盛り込まれているところであり、その施策を着実に実行するとともに、平成29年度予算も継続的に活用し、多言語対応を推進していく。</p> <p>効率的なデータ整備・更新手法の検討等、オープンデータ環境整備に引き続き取り組む。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
49	117	③ 我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発	<p>ア 地域ブランドの振興</p> <p>各地域の「強み」である地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源)を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を総合的に支援するとともに、地域ブランドの振興を図る。</p> <p>また、地域ブランド化を目指す取組のための共通基盤の構築を図るため、関係者が情報交換・情報発信の場としての協議会等の運営を支援するとともに、農林水産物・食品の地域ブランド化のため、商標、地域団体商標等の知的財産制度を用いた保護・活用について専門家が指導・助言等を行う。さらに、食文化・食文化の専門家、知的財産の専門家等からなる委員会において、先進事例調査を行い知的財産面における課題・対策等について体系的に整理・分析するほか、農林水産業、販売業、飲食業、宿泊業等の複数の分野の人材が連携して、地域の料理の工夫や見直し、又は創作料理の開発等を行い、地域の食に対する認知度向上を図り、知的財産権の取得を目指す取組を支援する。加えて、地域ブランド農林水産物をはじめとした農山漁村の地域資源等を活用し、国の内外からの観光客の誘致を促進する取組を支援する。</p> <p>北海道においては、高品質な食と、関連する良好な景観・建築物、もてなし等の各要素が揃う地域を認証し、地域の風土・歴史に根差した地域ブランドを創出する制度の構築等、地域産業の活性化や観光振興を図る。</p>	<p>地域で生産され、高い品質と評価を得た農林水産物や食品について、その名称を知的財産として保護する地理的表示(GI)保護制度が平成27年6月からスタートし、順次申請の審査、登録を行っている。なお、外国での我が国の地理的表示の保護を通じて、我が国の高品質な農林水産物や食品の輸出拡大を図るため、諸外国と相互に地理的表示を保護できる制度の整備を行っているところ。</p> <p>また、地域特有の食とそれを支える農林水産業、景観等の観光資源を活用して訪日外国人を誘致する取組を「食と農の景勝地」として認定し、地域の食の魅力を海外に向けて一体的なストーリーとして発信する制度を平成28年4月に創設した。</p> <p>制度創設以降、本年5月から制度周知のためのブロック別説明会を全国13箇所で開催した後、6月1日から7月29日まで、取組計画の募集を実施(大分、熊本は震災を考慮して、募集期間を8月末まで)。現在、外部の民間有識者による審査委員会において審査を行っているところ。</p> <p>地域資源活用促進法に基づく事業計画認定件数は、平成28年7月時点で1,499件を認定。当初より5年間で1000件の認定事業創出を目指しており、その目標が達成されたところ。</p> <p>観光地ビジネス創出のための総合支援として、持続可能な観光地域を形成するために、地域資源を活かした観光プログラムのモニターツアーなどの支援を行い、自主財源化に向けた取組を行った。</p> <p>平成27年度より、地域資源を活用した観光地魅力創造事業により、地域ならではの食材を利用したお土産品の開発などの地域資源を活用した観光地域づくりを支援している。石垣市では、沖縄ならではの独特の食材を活用して新しいエスニック料理のレシピの開発を行った。山ノ内町では、地元出身のパティシエとともに、地元産のリンゴを活用したプチアップルパイなどの商品を開発した。</p> <p>北海道では、「道産食品独自認証制度(愛称:きりりっぶ)」、「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」などにより、食における地域ブランド化が進められている。</p>	<p>平成28年10月時点で15道県の21産品を地理的表示として登録した。なお、諸外国と相互に地理的表示を保護できる制度の整備のため、地理的表示法の改正案を国会に提出した。</p> <p>また、「食と農の景勝地」の全国説明会には709名の参加があり、結果的に40地域以上の応募が寄せられており、農山漁村地域の関心も高いと認識している。</p> <p>認定件数以外にも事業化という点を重視し、市場取引達成率80%という目標を設定し、本事業を実施しているところ。平成28年度までの実績で成果目標を超える89.5%を達成している。</p> <p>優良事例集として観光地域での自主財源率の高い地域をとりまとめたほか、自主財源率を高めるための手引書を作成した。石垣市では、地元食材をエスニック風にアレンジしたレシピの開発を行うとともに、イベントでの出展による周知を図ることができた。山ノ内町では、開発した商品を実際に売り出しており、今後の地域ブランド強化が図られると考えられる。</p> <p>北海道の高品質な食を使って地域産業の活性化や観光振興を図るために、独自制度を推進している。</p>	<p>地理的表示については、平成32年までに各都道府県最低1産品を登録することを目標とし、登録の推進を図る。なお、改正後の制度に則して諸外国との相互保護を推進していく。</p> <p>また、「食と農の景勝地」については、外部有識者から構成される審査委員会において、各地域の取組計画について審査を開始したところであり、必要に応じて現地調査等も行い、十分な精査・検討を行い、本年秋頃には第1弾認定を行いたいと考えている。</p> <p>また、認定地域の取組を支援するため、地域の食・食文化の魅力を映像化し、海外に向けて発信する。</p> <p>地域資源を活用した新事業の面的な取組を加速し、地域経済への裨益効果を増加させるために、先進的な自治体等の取組をモデル化し、他の自治体や消費者へ発信するとともに、地域ぐるみの取組を行う体制作りの支援を行うことにより、地域ブランド化の取組を全国的に促進する。</p> <p>引き続き、地域資源を活用した観光地魅力創造事業により地域の観光資源を発掘し、新商品や新サービスの開発に対する支援を行っていく。</p> <p>引き続き、地域ブランド化の取組を進めていく。</p>
49	118		イ 産業観光の推進【施策3-2(二)⑥キ 再掲】	<p>産業観光による観光まちづくりを実践し、他の地域の模範となる優れた取組を行っている団体(地方自治体、観光協会、商工会・商工会議所、NPO、商店街、企業等)を表彰する「産業観光まちづくり大賞」を平成19年度から、公益社団法人日本観光振興協会が実施している。平成26年度から、経済産業大臣賞及び観光庁長官賞を創設。</p> <p>広域関東圏には、かつて「絹の道」があり、絹織物産地・事業者や絹関連産業遺産等が多数存在。「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録(平成26年6月)を契機に2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、絹関連事業者・施設・地域を結ぶ「絹のみち広域連携プロジェクト」を立上げ(平成26年8月)。「絹」を中心とした広域観光振興・交流人口拡大等による地域経済活性化を目指す。(運輸局・農政局とも連携)</p> <p>平成26年度: ①「キックオフ会議」による広域関東圏関係自治体・事業者の参画推進 ②「絹のみち大交展展」「広域ネットワーク会議」による広域連携の促進</p> <p>平成27年度: ①「自治体連携会議」による周遊型観光ルート策定支援 ②「オープンファクトリー」実証と産業観光セミナーによる取組支援</p> <p>九州経済産業局で平成27年度産業観光を活用した地域活性化事例調査を実施。</p> <p>平成27年度より、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」、平成28年度より「テーマ別観光による地方誘客事業」にて、産業観光を盛り込んだ地域への支援を実施。その他産業観光フォーラムなどへの後援を行う。</p>	<p>平成26年度から経済産業大臣賞を創設。毎年秋に地方で開催される全国産業観光フォーラムにおいて表彰。</p> <p>関東経済産業局の主導事業により、絹関連自治体・事業者連携気運を醸成、広域関東圏各地域において絹関連プロジェクトが創発。</p> <p>①「信州シルクロード連携協議会」(長野県自治体・事業者) ・広域観光周遊ルート開発会議・モニターツアーの実施 ・インバウンド戦略(案)の策定 ②「ビジット・ジャパン地方連携事業」(横浜一北関東自治体) ・横浜市・足利市等によるFAMツアー、海外旅行博出展等</p> <p>九州管内の各地域が有する産業観光に関する資源(産業遺産、工場見学、ものづくり体験等)を地域活性化の取組に活用するため取組状況について整理ができた。</p> <p>地域の特色ある産業を核に、受入環境の整備、着地型旅行商品の造成、情報発信等を行うことに支援をすることで、地域の魅力を向上させることができる。</p>	<p>産業観光による地域活性化の優れた取組に対する顕彰制度である「産業観光まちづくり大賞」については公益社団法人日本観光振興協会により、継続して事業が行われる予定。「絹のみち広域連携プロジェクト」における各地のプロジェクトをバックアップするとともに、質の高度化、連携事業者・地域の拡大を目指す。</p> <p>①自治体・運輸局等と連携した具体的広域観光周遊ルート開発支援 ②絹を核とした地域資源発掘・磨上げによる観光商品等の開発支援 ③交通事業者と連携した広域連携の仕組みの推進 ④全国の「絹」関係事業者との連携による全国大ネットワークの構築</p> <p>産業観光ツアー等の市場流通を推進する。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
49	119	③ 我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発	ウ 皇室関連施設の魅力の発信【施策3-4(一)①コ 再掲】	<p>新任の外国の特命全権大使が信任状を天皇陛下に捧呈する儀式である信任状捧呈式は年に30回程度行われているが、その捧呈式に臨む新任大使の送迎を行う馬車列の運行予定について、捧呈式の閣議決定日に宮内庁のホームページに日本語及び英語で、また、(独)国際観光振興機構(JNTO)のホームページに英語で掲載している。また、今年度より、観光庁Twitterへの情報掲載、観光案内所等へのメール配信を行っている。</p> <p>また、「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、以下の公開拡充策等を実施している。</p> <p>①皇居：土曜参観の実施。事前予約に加え、当日受付の実施。参観定員を300人から500人/に増。乾通り一般公開については、開催期間を春秋7日間に拡大。</p> <p>②京都御所：参観及び一般公開を再編し、土日も含め、通年で事前予約不要、入園者数制限のない一般公開として実施。また、希望者には、英語・中国語を含むガイド案内を実施。</p> <p>③仙洞御所・桂離宮・修学院離宮：土日参観・当日受付の実施。仙洞御所参観を5回/日に増 など。</p>	<p>信任状捧呈式馬車列の運行予定の情報配信及び「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた施策については、計画どおり着実に実施している。</p>	<p>今後も引き続き皇室関連施設の魅力を発信していく。</p>

(三) 観光旅行者の利便の増進

49	120	① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備	<p>ア 公共施設等のバリアフリー化</p> <p>観光振興の観点から、公共施設等のバリアフリー化を推進し、観光客の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることは重要であり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)等を踏まえ、関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、以下のとおり、バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。</p> <p>旅客施設においては、地域の実情に鑑み、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえてバリアフリー化を推進する。その際には、原則として1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設のバリアフリー化を優先的に行う。</p> <p>車両等においては、鉄道車両及び軌道車両の約70%についてバリアフリー化を行い、バス車両(適用除外認定車両を除く)について約70%をノンステップバスに、適用除外認定車両について約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとし、タクシー車両について約28,000台の福祉タクシーを導入し、旅客船の約50%、航空機の約90%についてバリアフリー化を行う。</p> <p>道路においては、原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する全ての道路について、幅の広い歩道等の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備といったバリアフリー化を行うほか、全ての当該道路において、バリアフリー対応型信号機、道路標識等の交通安全施設等の整備等を実施する。また、鉄道駅等の周辺の道路等のバリアフリー化を推進する。</p> <p>都市公園においては、車いす利用者も利用できるよう、園路及び広場の約60%、駐車場の約60%、便所の約45%についてバリアフリー化を行う。</p> <p>路外駐車場においては、特定路外駐車場の約70%についてバリアフリー化を行う。</p> <p>建築物においては、床面積2,000m²以上のホテル、病院、劇場、観覧場等の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の総ストックの約60%についてバリアフリー化を行う。</p> <p>なお、河川においても、水辺にアプローチしやすいスロープ、手摺り、緩傾斜堤防の整備等のバリアフリー化を推進する。</p>	<p>平成24年度末から平成27年度末までの、旅客施設・車両のバリアフリー化の進捗状況は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅客施設：84.8%→85.7%(段差の解消)、93.9%→100%(視覚障害者誘導用ブロックの設置)、100%→100%(障害者用トイレの設置) 航空機：89.2%→95.8% 不特定多数が利用する建築物：52%(H24)→55%(H26) 鉄軌道車両：55.8%→65.2% ノンステップバス：47.0%(H26)→50.2%(H27) リフト付バス：5.7%(H26)→5.9%(H27) 福祉タクシー：14,644(H26)→14,636(H27) <p>平成24年度末から平成26年度末までの、都市公園、特定路外駐車場のバリアフリー化の進捗状況は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園における園路及び広場：46%→49% 都市公園における駐車場：38%→45% 都市公園における便所：31%→34% 特定路外駐車場：50.8%→56.1% 	<p>バリアフリー新法に基づく基本方針において設定された目標の達成に向けて、公共交通機関、建築物、歩行空間等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進してきたところ。既存施設のうち一部に整備困難なものが残されているなどの課題もあるが、平成32年度末までの目標をすでに達成しているものもあるなど、概ね着実にバリアフリー化が進んでいる。</p>	<p>これまでの取組により、施設等のバリアフリー化は目に見える進展をしているが、更なるバリアフリー化の展開への要請もあり、整備目標の達成に向け、引き続き、着実な取組を進めていく。</p>
----	-----	-------------------------------------	---	--	--	---

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
50	121		イ ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進 観光産業だけでなく、地方自治体やNPO、他の産業等の幅広い関係者による協力のもと、高齢者や障害者が安心して参加できるユニバーサルツーリズムを促進するため、関係者間において地域における先進的な取組や課題解決に向けた取組を共有し、それぞれが段階的に向上していくための仕組みを平成24年度に検討し、その普及に向けた取組を行う。	送り手側である旅行業者と受け手側である観光地の2つの側面からユニバーサルツーリズムの普及促進を目指し、ユニバーサルツーリズム旅行商品の普及・促進に向けた検討を行い、シンポジウムを開催し広く情報の周知を図ると共に、地域におけるバリア及びバリアフリー情報の収集・発信等を行うバリアフリー旅行相談窓口の開設や活動強化を支援した。	平成24年度から27年度までの取組によりバリアフリー旅行相談窓口への問合せ・相談件数は約1.7倍に増加する等、利用需要の増加が見られ、ユニバーサルツーリズムへの理解が促進された。	ユニバーサルツーリズムの普及定着を図るため、新たに利用者(旅行者)視点での情報発信を重視しつつ、引き続きユニバーサルツーリズム情報発信の拠点となるバリアフリー旅行相談窓口の開設や活動強化を支援していく。
51	123		ウ 地域公共交通の活性化・再生【施策3-2(三)④ア 再掲】	平成26年11月に創設された地域公共交通網形成計画制度に基づき、地方公共団体が観光施策等と連携した地域公共交通ネットワークを形成できるよう、ノウハウ面等の支援を実施。	平成27年度末時点で、地域公共交通網形成計画の作成総数が92件。	持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に向けて、引き続き地域公共交通網形成計画の作成に当たったのノウハウ面等の支援を実施。
51	124		エ バスの利便性向上 バスの位置情報や遅延情報を提供するバスロケーションシステムについて、今後も普及促進を図るとともに、乗り継ぎ案内、運行情報が入手しやすくなるバス総合情報システムの高度化を進めること等により、バスの利便性の向上を図る。	バスロケーションシステムの導入に対して、地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通バリア解消促進等事業)等として補助を実施。	平成29年度までに150,00系統に導入する目標に対し、平成26年度末時点で13342系統への導入が完了しており、目標達成に向け、着実に整備が進んでいるところ。	バスロケーションシステムは、利用者利便の向上に資することから、その導入について更に推進していく必要がある。
51	125	① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備	オ 道路交通の円滑化 道路ネットワークの整備やボトルネック解消策などの交通容量拡大策に加えて、車利用者の交通行動の変更を促す交通需要マネジメント施策の実施や、カーナビゲーションに道路交通情報をリアルタイムに提供する道路交通情報通信システム(VICS)の情報提供エリアの拡大、情報内容・精度の改善・充実を図るとともに、ITSスポットによる広範囲の渋滞データで賢くルート選択が可能であるダイナミックルートガイダンスサービスの活用により、道路交通の円滑化を図ることで、観光旅行者の来訪の促進や利便性の向上を図る。 観光客が多く通行する道路等において、季節や時間による交通流の変動に的確に対応するため、信号機等の交通安全施設等の整備を推進するとともに、プローブ情報を活用した交通管理システムの高度化、ムーブメント信号制御方式・プロフィール信号制御方式による信号制御の高度化等を推進することにより、交通渋滞を緩和し、交通アクセスの改善を図る。	警察庁及び都道府県警察において、プローブ情報処理システムや高度化光ビーコンの整備により、プローブ情報の収集を推進するなど、運転者に提供する交通情報の精度の向上及び情報提供エリアの拡大が図られている。また、交通の円滑化にも資する交通安全施設等整備事業(平成28年度予算額:約177億円)を着実に推進するとともに、プローブ情報を活用した交通管理システムの高度化、プロフィール信号制御方式による信号制御の改良等を実施している。 ITSスポットサービスを発展させたETC2.0サービスが平成27年8月より開始された。ETC2.0サービスの渋滞回避支援等の機能の活用により、道路交通の円滑化に貢献することから、官民一体となってETC2.0サービスの普及・促進を実施した。 環状道路や空港・港湾へのアクセス道路等の道路ネットワークの整備に加え、ビッグデータを活用したピンポイント対策等により、渋滞対策を実施した。 全国に設置された渋滞対策協議会において、道路管理者に加え道路利用者(公共交通事業者、交通関係協会等)とも連携しながら渋滞対策について議論を進め、地域の実情に応じ、公共交通機関の利用促進等の交通需要マネジメント施策を実施した。	プローブ情報処理システムや高度化光ビーコンの整備によって、より精度の高い交通情報の提供が可能となり、道路交通の円滑化に寄与した。 また、第3次社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)に基づく信号制御の高度化によって、平成27年度までに対策実施箇所において通過時間約1億人時間/年を短縮し、同計画に掲げられた指標(約9千万人時間/年短縮)を達成するなど、順調に成果を上げている。 現在、全国の高速道路上を中心に約1,600箇所の路側機の整備を行い、情報提供エリアの拡充を行ったことで、高精度な道路交通情報の把握・提供が行われた。 効果的・効率的な道路整備や地域の実情に応じた交通需要マネジメント施策を進めてきた。	引き続き、提供する交通情報の高度化を図り、過密化・混合化した道路交通を効率的かつ安全に管理して、交通の安全と円滑の確保に努める。 また、第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)に掲げられた指標(信号制御の改良により、平成32年度までに対策実施箇所において通過時間約5千万人時間/年短縮)の達成に向け、引き続き、ITSの活用、信号機の改良等による円滑な道路交通の実現を図ると、安全・快適な交通環境実現のための施策を推進していく。
51	126		カ 自転車利用環境の整備 環境負荷の小さい都市内交通体系の実現と自転車等の事故対策のため、道路空間の再配分などにより、歩行者・自転車・自動車を適切に分離し、安全で快適な自転車走行空間のネットワーク化を推進し、観光の振興を支援する。	各地域において、道路管理者が自転車ネットワーク計画の作成や通行空間の整備等を進められるよう、平成24年11月に警察庁と国土交通省が共同で「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定した。 また、平成28年7月には、車道通行を基本とする安全な自転車通行空間を早期に確保するため、自転車のピクトグラムや路面表示を標準化する等、同ガイドラインの一部を改定した。 同ガイドラインの周知や技術的助言等を通じて、関係省庁等の連携の下、自転車ネットワーク計画の作成やその整備等を推進した。	ガイドラインの周知や技術的助言等を通じて、関係省庁等の連携の下、自転車ネットワーク計画の作成やその整備等を推進したことにより、安全で快適な自転車走行空間のネットワーク化が促進され、観光振興に寄与していると考えられる。	引き続き、ガイドラインの周知や技術的助言等を通じて、関係省庁等の連携の下、自転車ネットワーク計画の作成や通行空間の整備等を推進し、安全で快適な自転車利用環境の創出に取り組んでいく。
51	127		キ 身体障害者等の運賃等の割引等 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた利用者に対し、鉄道等各公共交通機関において運賃割引を実施しており、引き続き理解と協力を求めていくとともに、国営公園及び国立の文化施設において入園料等の減免措置を引き続き実施していく。	障害者に対する運賃等割引については、各事業者の自主的な判断に基づき、割引による減収を他の利用者の負担で賄う形で行われているところであり、身体障害者及び知的障害者割引については、全ての事業者が実施済。精神障害者に対する運賃等割引については、本人の写真を貼付するという精神障害者保健福祉手帳制度の改正(平成18年10月)により本人確認が容易となったことから、精神障害者に対する運賃等の割引について、各事業者や事業者団体等の関係者に対して、理解と協力を求めているところ。	精神障害者割引は、精神障害者手帳に写真の貼付がなされなかったため、本人確認が出来ないとの理由で導入が進んでいなかったが、平成18年より写真が貼付されたことにより本人確認が容易になり、精神障害者割引を実施する事業者は増えている。	今後とも、引き続き、各事業者や事業者団体等の関係者に対して、理解と協力を求めていく。
51	128		ク 公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進 公共交通機関については、「公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン」等に基づいて空港、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルや車船内における案内表示を充実させるとともに、鉄道駅におけるナンバリングの導入を促す。	公共交通機関における、案内表示の多言語化等による外国人旅行者への対応を充実させるため、情報提供促進を実施すべき区間について、原則、毎年告示している。 鉄道駅におけるナンバリングの導入を促すために鉄道事業者に働きかけを行う。 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等を活用し、公共交通事業者等による情報提供促進措置(多言語化等)を促進。	平成28年4月に告示を行い、鉄軌道56事業者、バス95事業者、旅客船21事業者、航空77事業者において対応を実施。 本年8月、JR東日本が首都圏エリアの鉄道駅におけるナンバリングの導入を開始したところである。また、来年3月、JR西日本が近畿エリアの鉄道駅におけるナンバリングを順次導入予定である。 公共交通事業者等による情報提供促進に対する支援を着々と推進している。	引き続き、公共交通機関における案内表示の多言語化等を充実させる。 引き続き鉄道駅におけるナンバリングの導入を促すために鉄道事業者に働きかけを行う。 旅客船及び旅客船ターミナルにおいて、多言語やピクトグラムの整備等、訪日外国人旅行者の受入環境整備を図る。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
52	129	① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備	<p>ケ 道路における案内表示の充実など外国人観光旅行者への対応</p> <p>観光地域へ至る経路上の道路における案内表示については、通り名での道案内方式の実施、ルート番号等を表示した案内標識の設置を行う。また、道路種別によらず一連で機能を果たす路線を分かりやすく表示するためのナンバリングによる路線の案内、外国人の道路利用者に対する目的地や経路の適切な案内のため、道路標識における外国語表記の充実などの検討を行う。</p> <p>また、レンタカーにおいて外国語で案内するカーナビゲーションの導入等を進め、外国人旅行者への対応を図る。</p>	<p>通り名での道案内方式については、平成18年度から2か年にわたり社会実験を実施し結果をとりまとめた「『通り名で道案内』社会実験を踏まえて(平成20年10月)」等を参考に、各地域の協議会等において取組が進められた。ルート番号等を表示した案内標識については、都道府県道以上が交差する交差点等において整備を推進した。</p> <p>また、ナンバリングによる路線の案内については、平成28年4月「高速道路ナンバリング検討委員会」を設置し、検討を行い、同年10月に「高速道路ナンバリングの実現に向けた提言」をとりまとめた。道路標識における外国語表記の充実については、平成26年3月に改正した「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」において、道路標識に用いる英語表示の方法を定め、「ローマ字」から「英語」への表記改善の取組を推進した。</p> <p>北海道では、レンタカーにおける多言語対応のカーナビゲーションの導入を促進する取組が実施されている。</p>	<p>通り名での道案内方式やルート番号等を表示した案内標識の整備推進、道路標識の「ローマ字」から「英語」への表記改善を通じて、道路利用者によりわかりやすい道案内が進んだものと考えられる。</p> <p>また、ナンバリングによる路線の案内については、「高速道路ナンバリングの実現に向けた提言」がとりまとめられ、実現に向けた検討が進められた。</p> <p>北海道では、レンタカー会社において多言語対応のカーナビ付き車両の導入が図られ、外国人旅行者によるレンタカーの利用件数も増加している(H23:6,408台→H27:41,361台(約6.5倍))。</p>	<p>高速道路ナンバリングや観光地と連携した道路案内標識の改善によるわかりやすい道案内の実現に向け取り組んでいく。</p> <p>インバウンド観光の振興を図るため、引き続き外国人ドライバーの利便性・快適性・安全性の向上に向けた取組を進めていく。</p>
52	130		<p>コ 消費者のニーズに応じた旅行環境の整備</p> <p>旅行に行きたくても妨げとなる様々な課題が世代ごとに存在するが、今後増加が見込まれる高齢者等の旅行需要を喚起するため、そのニーズを的確に把握した上で、質の高い旅行サービスを提供するための方策について検討し、旅行に出掛けやすい環境を整える。</p>	<p>高齢や障がいのある無に関わらず全ての人々が気軽に参加できるユニバーサルツーリズム旅行商品の普及・定着を図るため、マーケティングデータを整備し実態及び需要の把握に努めると共にシンポジウムを開催し、広く情報の周知を図った。</p>	<p>平成24年度から27年度までの取組によりバリアフリー旅行相談窓口への問合せ・相談件数は約1.7倍に増加する等、利用需要の増加が見られ、ユニバーサルツーリズムへの理解が促進された。</p>	<p>ユニバーサルツーリズムの更なる普及・促進を図るため、新たに利用者(旅行者)視点での情報発信を重視し、関係各局、地方自治体、NPO、地産業等の幅広い関係者の協力の下、取組を進めていく。</p>
52	131	② 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供	<p>ア インターネットの活用【施策2-1(2)再掲】</p> <p>観光案内やPRに利用される地図の殆どが国の機関や地方公共団体が作成した地図をベースにしていることから、当該ベースとなる地図を国が一元的にウェブ配信し、地元が地域情報を併せて発信できる環境を用意することにより、観光に関する情報発信を支援する。</p> <p>また、文化遺産情報を総覧するポータルサイト「文化遺産オンライン」の整備及び運用、「文化遺産オンライン」整備のための調査研究、普及啓発活動を実施することにより、国民の貴重な財産である有形・無形の文化遺産の積極的な公開・活用を進める。</p>	<p>平成26年度補正予算、平成27年度当初予算及び平成28年度当初予算において、「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」を活用し、地方公共団体等による避難所・避難場所、官公署、自然公園等への無料公衆無線LAN環境の整備支援を実施。</p> <p>訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続きの簡素化・一元化について、平成28年2月に取組方針を公表するとともに、事業者の垣根を越えて一度の利用開始手続きにより接続可能な認証方式に関する実証実験を実施。</p> <p>平成26年8月より「無料公衆無線LAN整備促進協議会」の体制を活用し、①無料公衆無線LANの整備促進、②無料公衆無線LAN環境のスポットや多言語にて利用方法を紹介するウェブページの作成等を通じた周知・広報、③利用手続きの簡素化・一元化への取り組みを実施。</p> <p>平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算において「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」を活用し、宿泊施設・交通機関・観光案内所等へ無料公衆無線LAN環境の整備支援を実施。</p> <p>誰もが無償で利用できるウェブ地図「地理院地図」の主要道路、鉄道等の骨格となる情報について常に最新の状況に反映させ地域情報を発信できる環境を整備した。</p> <p>我が国の文化財の情報を広く国内外に向けて発信するため、全国の博物館・美術館に対して、画像掲載率の向上、資料のデジタル化等を行うための経費を支援するとともに、登録等を推進するための広報活動を実施。</p>	<p>訪日外国人旅行者数は年々増加傾向にあり、平成24年が836万人に対し、平成27年は1,974万人まで大幅に増加した。また、外国人リピーター数についても同様に、平成24年が528万人に対し、平成27年は1,162万人まで大幅に増加した。</p> <p>災害発生時の情報伝達手段確保のため、「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」を活用し、避難所・避難場所、官公署、自然公園等への無料公衆無線LANの整備を推進。</p> <p>総務省が実施した実証実験に参加した事業者・団体からなる一般社団法人「公衆無線LAN認証管理機構」が平成28年9月30日に設立されたことにより、無料公衆無線LANについて事業者の垣根を越えた利用開始手続きの簡素化・一元化の促進が期待される。</p> <p>「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業補助金」を活用し、宿泊施設・交通機関・観光案内所等へ無料公衆無線LANの整備を促進。</p> <p>無料公衆無線LAN整備促進協議会を通して、訪日外国人旅行者の利便性・満足度を向上。</p> <p>平成27年度の「地理院地図」への年間アクセス数は1,500万件にのぼり、現在もアクセス数は増加傾向に有り広く活用されている。</p> <p>これまでの事業実施により、文化財分野におけるデジタルアーカイブ化が推進され、文化財等のデータの利活用等が促された。</p>	<p>平成29年度においては、「公衆無線LAN環境整備支援事業」により、防災の観点から地方公共団体等による避難所・避難場所、官公署、自然公園等への無料公衆無線LAN環境の整備を支援する予定。</p> <p>今後の訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続きの簡素化・一元化の取り組みの促進について、一般社団法人「公衆無線LAN認証管理機構」を中心として自治体や通信事業者に対する積極的な周知等により拡充を図る。</p> <p>観光庁は、平成28年度補正予算において、「訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業」を実施し、継続して宿泊施設・交通機関・観光案内所等に対し無料公衆無線LAN環境の整備を支援する予定。平成29年度においても「訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業」にて無料公衆無線LANの整備が支援出来るよう予算要求中。</p> <p>引き続き無料公衆無線LAN整備促進協議会を通して、訪日外国人旅行者の利便性・満足度の向上を図る。</p> <p>引き続き、ウェブ地図「地理院地図」によりベースとなる地図を最新の状況に更新しつつ配信し、きめ細かく地方公共団体等の情報発信を支援する。</p> <p>博物館・美術館等の収蔵品情報の作成・登録、文化財情報の英訳のための体制構築・翻訳、国指定文化財画像の収集等、引き続き必要な取組を実施。</p>
52	132		<p>イ ICカード・乗車船券の導入・共通化支援【施策3-4(一)②イ 再掲】</p>	<p>平成25年3月に、合計10種類のICカード乗車券の相互利用が開始。</p> <p>地方への外国人旅行者の流れを創出するための共通乗車船券の造成を支援。</p> <p>「交通系ICカードの普及・利便性向上に向けた検討会」を開催し、交通系ICカードの普及・利便性向上に向けた方向性を取りまとめ(平成27年度)。</p> <p>訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等により、全国相互利用可能な交通系ICカードの導入について補助を実施。</p>	<p>地方への外国人旅行者の流れを更に創出するため、平成28年度より共通乗車船券の造成等に係る費用を補助をしている。</p> <p>相互利用可能な交通系ICカードが導入されていない都道府県数が着実に解消している(平成25年度:12県→平成27年度:8県)</p>	<p>引き続き更なる地方への外国人旅行者の人流を創出するため、共通乗車船券の造成等を支援。</p> <p>「交通系ICカードの普及・利便性向上に向けた検討会」のとりまとめ結果について、ICカード未導入地域に対して説明等を実施し、地域での取組の後押し。</p> <p>「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」等により、支援を実施。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
(四)観光旅行の安全の確保						
52	133		<p>ア 防災情報の提供 台風や高潮、地震・津波、火山の情報等、提供する防災気象情報を高度化させるとともにその充実を推進し、観光旅行者が必要に応じて安全かつ快適な旅行先と経路を選択できる環境を整えとともに、旅行先で自然災害に遭遇した場合の適時・的確な対応を支援する。ホームページによる防災気象情報の提供を充実させるとともに、外国語での情報提供の充実に努める。</p> <p>また、河川氾濫時の浸水想定区域等に係るハザードマップ作成を促進するために、市町村の技術的支援を行うとともに、市街地への標識の整備促進の支援を行うなど、洪水時の円滑かつ迅速な避難を可能とするために市町村等に対し情報提供や技術的支援等を行う。また、インターネットや携帯電話、地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じ、きめ細やかな河川情報の提供を行う。</p> <p>さらに、火山の多くは観光資源である一方、災害をもたらすおそれがあることから、観光旅行者の安全確保等を図るため、火山活動の監視及び噴火警報等の提供を充実するとともに、国・地方公共団体・火山専門家等から構成される火山防災協議会における共同検討を通じて、噴火時等にとるべき避難等の防災対応を踏まえて火山活動の状況を5段階に区分した「噴火警戒レベル」の導入を平成27年度を目標に新たに10火山で進め、避難計画や火山防災マップの策定を推進する。また噴火時の災害をできる限り軽減するための火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定、異常な土砂の動き等を監視・情報伝達するために必要な機器の設置等を推進する。</p>	<p>平成25年から、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に最大級の警戒を呼びかける「特別警報」を、平成26年から、30分先までの5分間隔の降水域の分布を250m四方の細かさで提供する「高解像度降水ナウキャスト」を、平成27年から、防災監視機能・地球環境監視機能を大幅強化した気象衛星「ひまわり8号」の運用を開始した。</p> <p>また、気象庁の発表する情報の高度化にあわせて、その都度英語ホームページの充実を図るとともに、平成27年に、内閣府・気象庁・観光庁が連携し、「緊急地震速報・津波警報の多言語辞書」を作成した。</p> <p>さらに、火山については、平成27年から、噴火の発生事実を迅速に発表する「噴火速報」を開始するとともに、平成28年7月までに噴火警戒レベルを37火山に導入した。</p> <p>浸水が想定される区域内の約1300市町村を対象に、洪水ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、利用者目線に立ったハザードマップを作成するため、水害ハザードマップ作成の手引きを改定。また、平成27年の水防法改正を受け、洪水に係る浸水想定区域について、従前の計画規模から想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充。</p> <p>浸水が想定される区域内の約1300市町村における市街地を対象に、標識の整備を促進(まるごとまちごとハザードマップ)。(水位・雨量、洪水予報等を提供している「川の防災情報」(国土交通省HP)において、H28.3からスマートフォン版の配信を開始し、住民へのわかりやすい情報提供を推進している。</p> <p>火山噴火緊急減災対策砂防計画は平成27年度末までに、27火山で策定。平成27年の活火山法の改正を踏まえ、火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定対象を、49火山に拡大した。</p>	<p>特別警報の開始、高解像度降水ナウキャストの提供開始、ひまわり8号の運用開始や噴火速報の提供開始等、気象情報の高度化と充実を着実に推進することができた。</p> <p>また、気象庁の発表する情報の高度化にあわせて、その都度外国語を含めたホームページによる情報提供の充実を図ることができた。</p> <p>洪水ハザードマップ作成対象1312市町村のうち、1292市町村(約98%)で作成済み(平成28年3月末時点)。</p> <p>まるごとまちごとハザードマップの整備については、平成27年度までに1級水系109水系の内54水系で実施。</p> <p>「川の防災情報」については、平成28年8月の台風時には一週間(8/20～8/26)で約2100万件のアクセスがあるなど、洪水時の警戒や避難等において役立てられている。</p> <p>火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定に向けて検討を実施。また、策定対象火山を拡大するなど、各地の火山で噴火時等に迅速かつ適切な緊急減災対策が実施できるよう着実に検討が進められている。</p>	<p>今後も引き続き、台風強度予報の強化や集中豪雨の予測技術の向上等、防災気象情報の高度化を推進するとともに、気象庁が発表する気象情報の、気象庁や民間事業者等が持つウェブサイトやアプリ等を通じた外国語による外国人旅行者への提供を推進する。また、火山防災協議会と連携して「噴火警戒レベル」のさらなる導入を推進する。</p> <p>洪水ハザードマップを未作成の市町村の作成を促進するとともに、必要に応じ改定等を行う。</p> <p>引き続き、まるごとまちごとハザードマップの整備を促進。「川の防災情報」公開する河川の情報量を増加させる等、今後も河川情報の充実を図っていく。</p> <p>引き続き、各火山において火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定に向けて検討を実施し、必要な機器の設置等を推進する。</p>
53	134	① 国内外の観光地域における事故、災害等の発生状況に関する情報の提供	<p>イ 避難体制の強化 観光旅行者に対し、災害危険箇所及び避難場所・避難路等について周知する必要があるため、地方公共団体に要請して、事前に避難路及び避難計画を定めるとともに、避難場所等の安全性についての点検、統一的な図記号等を利用した分かりやすい案内板等による観光旅行者等への迅速かつ確実な情報伝達及び十分余裕をもった避難の勧告・指示等避難誘導体制全般の整備促進を図る。</p> <p>また、災害時における道路利用者の利便の向上及び安全で円滑な道路交通の確保を目指し、通行止め情報等の集約を強化するとともに、道路情報板や携帯端末等による道路の災害情報の提供を推進する。</p>	<p>避難場所等については、平成25年の災害対策基本法の改正に基づき、切迫した災害から住民等が緊急的に避難する災害種別ごとの指定緊急避難場所を指定することとなった。</p> <p>また、避難場所等の表示については、平成28年3月に、日本工業規格(JIS規格)として「災害種別図記号」と「避難誘導標識システム」が制定された。</p> <p>さらに、避難誘導体制の整備に関して、実災害の教訓を踏まえて、平成26年4月、平成27年8月に避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定を行った。</p> <p>直轄国道の新規利用路線等に新たに道路情報板を設置し、情報提供を実施するとともに、各地方整備局等において直轄国道の災害情報も含めた通行規制情報をHPやSNS等において提供した。</p> <p>H28年熊本地震や北海道・岩手台風災害時において通れるマップ(通行可否情報)を公表した。</p>	<p>住民等の安全な避難のため、各市町村において指定緊急避難場所等の指定が進められている。</p> <p>また、地方公共団体に対して、避難場所の表示を整備・更新する場合は、当該規格に基づく案内板等の整備を要請している。</p> <p>避難誘導体制の整備については、地方公共団体に対し、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定を通知し、避難勧告等の判断基準等について見直し又は設定を行うよう要請した。</p> <p>災害時における道路利用者の利便の向上及び安全で円滑な道路交通を確保するために必要な情報提供が実施された。</p>	<p>今後も被害の発生状況等を踏まえ、地方公共団体に対して、引き続き、要請、助言等を実施する。</p> <p>災害時における道路利用者の利便の向上及び安全で円滑な道路交通確保のため、ITを活用した情報収集・提供装置の確保などに取り組んでいく。</p>
53	135		<p>ウ 外国人観光旅行者等の災害被害軽減 災害の発生時には、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、大使館等への安否連絡、交通施設等の復旧状況等、被災者等に役立つ情報を、外国人等災害時要援護者への伝達に配慮しつつ提供できるよう努める。</p> <p>また、訪日外国人旅行者等を対象に、正確な情報を迅速に提供するための情報提供について、地方公共団体や民間主体など、官民が連携して、訪日外国人旅行者向け情報提供を実施することができる体制を平成24年度に検討し、その実現を図る。</p>	<p>日本政府観光局(JNTO)のウェブサイト上で主要な災害情報のほか、災害に遭った際の対応方法等の情報発信を英語でおこなっている。また、東京・有楽町の観光・インフォメーションセンターにて、英語等での電話問い合わせに対応している。</p> <p>災害時等に外国人旅行者に対し必要な情報を発信する取組として、平成26年10月から緊急地震速報及び津波警報、噴火速報を多言語で通知するプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の提供、観光・宿泊施設等を対象に、避難誘導時の多言語での情報提供やビクトグラムの活用等を盛り込んだ「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」の策定、自治体を対象に、訪日外国人旅行者への対応を地域防災計画等に盛り込むための指針となる「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」の策定を実施し、周知に努めている。</p> <p>平成28年4月に発生した熊本地震を受けて、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」を改正し、外国人観光案内所において災害時における情報発信への取り組みについて推進している。また、平成28年度から開始している外国人観光案内所の機能強化に対する補助制度においても、災害時における情報発信に対する支援を実施。</p>	<p>平成28年4月に発生した熊本地震の際には、JNTOのグローバルサイトにて主要な地震発生情報や、空港、鉄道、高速道路等の状況について、英語で提供した。</p> <p>また、観光・インフォメーションセンターにおいて、24時間体制で多言語での電話問い合わせ対応を実施した。</p> <p>プッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の普及は進んできたものの、機能改善すべき課題もあり、外国人旅行者がより使いやすいアプリとするためのグループインタビューを受けて、課題を把握したところ。また、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」、「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」については、自治体、業界団体等に対し、更なる周知に向けて取り組んでいる。</p> <p>外国人観光案内所における災害時の情報発信については、補助制度の活用や研修会を通じ周知されつつも、引き続き補助制度等を活用した周知に向けて取り組んでいるところ。</p>	<p>引き続き、JNTOのウェブサイト上での主要な災害情報の発信や、観光・インフォメーションセンターでの問合せに対応していく。</p> <p>観光ビジョン実現プログラム2016に基づき、2016年熊本地震も踏まえ、自然災害発生時におけるJNTO認定の外国人観光案内所の情報提供機能の強化を図るとともに、外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」の機能向上と外国人の訪問地等でのPRを行う。また、地方公共団体向け「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」と観光・宿泊施設向け「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」の活用を促進するため、都道府県への周知を強化する。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
54	136		ア 公共交通機関の安全対策の推進 鉄道・自動車交通・海上交通・航空の公共交通機関等について、ハード面においては保安設備の整備、技術開発等の措置、ソフト面においては、事故を防止するため、公共交通事業者等への運輸安全マネジメント評価及び保安監査の実施等の措置を講じ、引き続き旅行者の安全な輸送の確保を図る。	ハード面においては、保安設備の整備を促進するとともに、安全に資する技術の開発等を実施している。ソフト面においては、運輸事業者に対して運輸安全マネジメント評価及び保安監査を実施するなどの措置を講じている。 運輸安全マネジメント評価については、平成27年2月の交通政策基本計画の閣議決定を踏まえ、平成32年までに延べ10,000者の評価を実施するという目標の達成に向け着実に実施している。 なお、貸切バスの安全対策として、平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえた再発防止策について、6月3日に軽井沢スキーバス事故対策検討委員会においてとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項について、実施可能なものから速やかに実施している。	鉄道運転事故について、交通安全基本計画における目標である乗客の死者数ゼロを、平成19年度以降継続している。 国内航空における航空事故発生件数について、平成17～21年の五箇年平均は11.6件であり、直近の平成23～27年の五箇年平均では10.8件となっている。 平成27年度末までに7104者に対して運輸安全マネジメント評価を行い、着実に評価を実施している。 バス・タクシーによる交通事故死者数について、平成17年の79人から平成27年の66人へと減少している。 商船の海難船舶隻数について、平成19～23年の平均465隻から平成24～27年の平均394隻へと減少している。	今後とも、旅行者の安全な輸送の確保を図るため、施策実施の手を緩めることなく、引き続き安全に関する諸施策を行う。 なお、貸切バスの安全対策として、平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえた再発防止策について、6月3日に軽井沢スキーバス事故対策検討委員会においてとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項について、実施可能なものから速やかに実施しているところであり、今後、残された施策や新たな施策について適切に実施していく。
54	137		イ 道路交通の安全対策等の推進 行楽地を中心に必要に応じた交通規制、交通整理及び交通指導取締りの強化に努める。また、行楽期には、事前広報や臨時交通規制を実施するとともに、交通量の変動に対応した信号制御を行うほか、交通渋滞情報等の提供により迂回を促すなどとして、行楽車両の適切な配分誘導に努める。 一般道路において交通安全施設等の整備を推進し、このうち行楽地の生活道路において歩道の整備等による安心して移動できる歩行空間ネットワークの整備、最高速度30km/hの区域規制と路側帯の設置・拡幅、車道中央線の抹消等を行う「ゾーン30」等を推進するとともに、幹線道路においては重点的・集中的に交通事故の撲滅を図る「事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)」に取り組む。 高速自動車国道等においても、交通安全施設の整備等事故防止に向けた交通安全対策を推進するとともに、付加車線の整備等による渋滞対策、道路交通情報提供装置の整備等利用者サービスの向上を推進する。	警察庁において、毎年、年末・年始、夏季行楽期及び旧盆期前に各都道府県警察に対し通達を發出し、交通渋滞予測に基づく事前広報の徹底、交通規制等による交通渋滞の解消、交通障害要因の除去、交通管制機能の強化及び高速道路における対策の強化を指示するなど、各種交通渋滞解消対策を推進している。 また、都道府県警察において、道路交通の安全を確保するための交通安全施設等整備事業(平成28年度予算額:約177億円)を着実に推進するとともに、「ゾーン30」については、平成28年度末までに全国で約3,000か所を整備することを目標としており、27年度までに2,490か所を整備している。 行楽地を含む生活道路において、歩道整備等により安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、ハンブ・狭さくの設置等による速度抑制と通過交通の進入抑制を図る対策を推進している。 幹線道路においては、重点的・集中的に交通事故の撲滅を図る「事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)」に取り組んでいる。 高速自動車国道等については、交通安全施設の整備やピンポイント渋滞対策、道路交通情報提供装置等の整備により、利用者サービスの向上を推進した。	第3次社会資本整備重点計画に基づく交通安全施設等の整備によって、平成27年度までに信号機の高度化等により抑止されていると推計される死傷事故件数が約2万8,000件/年となるなど、順調に成果を上げている。 また、「ゾーン30」について、その整備区域における交通事故発生件数の減少が確認されるなど、一定の効果が認められている。 幹線道路と生活道路の両面に対策を推進してきたところであり、いずれの道路においても一定の抑止効果が確認されている。 しかし、我が国の歩行中・自転車乗車中の死者数の割合は主な欧米諸国と比較して2～3倍となっているなど、歩行者や自転車が多く通行する生活道路における安全対策を一層推進する必要がある。 高速自動車国道等については、交通安全施設の整備やピンポイント渋滞対策、道路交通情報提供装置等の整備により、利用者サービスの向上が図られた。	引き続き、行楽期等における交通渋滞解消対策を推進する。 また、第4次社会資本整備重点計画に掲げられた指標(信号機の改良等により、平成32年度までに死傷事故約2万7,000件/年抑止)の達成に向け、安全・快適な交通環境実現のための施策を推進していく。ゾーン30についても、引き続き適切な箇所への整備の推進に努めるとともに、既に整備済みの区域においても、道路管理者と連携し、更なる安全対策を講じていくほか、道路交通環境の変化や地域住民等の意見等を踏まえ、必要に応じてゾーンの拡大等の見直しを行う。 今後の道路交通環境の整備にあたっては、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の「暮らしのみち」(生活道路)の機能分化を進め、暮らしのみちの安全の推進に取り組んでいく。 また、幹線道路における交通安全対策に引き続き取り組んでいく。 高速自動車国道等については、引き続き、交通安全施設の整備やピンポイント渋滞対策、道路交通情報提供装置等の整備により、利用者サービスの向上を推進する。
54	138	② 観光旅行における事故の発生防止	ウ 宿泊施設の防火安全対策の推進 防火対象物定期点検報告制度及び自主点検報告表示制度について、防火セイフティマーク(防火基準点検済証、防火優良認定証)や自主点検済証の活用も含め、利用者である国民及び事業者である旅館・ホテル等の管理権原者に対する積極的な周知・広報や消防法令違反に対する是正の徹底を促進する。 また、火災時における初動対応能力の向上、防火管理体制が手薄となる夜間の体制整備、高齢者等の災害時要援護者に対する火災安全対策等の推進を図る。 さらに、旅館、ホテル等については、防火査察を実施し、既存不適格建築物について改善指導に努めるとともに、一定規模以上の旅館、ホテル等に対しては建築基準法に基づき定期的に維持保全の状況報告を求め、必要な改善指導を行い、防火・避難上の安全の確保を図る。	防火対象物定期点検報告制度については、平成27年3月31日現在、宿泊施設に係る対象88,660施設のうち67.4%に当たる5,838施設が報告を行っている。特に、管理開始から3年以上継続し、消防法令基準の遵守状況が優良なものとして認定された施設は2,474施設あり、全体の28.6%を占めている状況にある。 また、平成25年10月には、ホテル・旅館等の宿泊施設の自主的な防火安全性の確立を図るための新たな「適マーク制度」を創設し、全国の消防本部に通知を發出した。 さらに、平成25年12月には、消防法令に重大な違反のある防火対象物について違反内容を公表する「違反対象物の公表制度」の実施について、全国の消防本部に通知を發出した。 防火査察については、年2回(8月30日～9月5日、3月1日～7日)の建築物防災週間において、地方公共団体等に対し、査察の実施等を通知しているところ。 定期報告については、報告の対象である旅館・ホテルのうち、平成27年度においては、約6割の施設において報告が行われている。なお、建築基準法令の改正(平成28年6月施行)により、一定規模以上の旅館、ホテル等を一律に報告対象として指定するなど、更なる防火避難上の安全確保を図ったところ。	防火対象物定期点検報告制度に係る報告の割合は近年6割台と横ばいで推移する傾向にある。 また、「適マーク制度」の創設により、宿泊施設での「適マーク」の掲出のほか消防庁や消防本部のHPなどで「適マーク」の交付を受けている施設を閲覧することが可能となるなど利用者等への情報提供が進み、宿泊施設関係者の防火意識の向上と防火安全対策の確立が効果的に促進されている。 さらに、「違反対象物の公表制度」については既に政令指定都市の消防本部を中心に導入済みであるが、それ以外の消防本部への導入の拡大を図っていく必要がある。 建築物防災週間における取り組みや既存建築物の定期報告を通じ、宿泊施設の防火安全対策の推進が図られていると考えられる。	防火対象物定期点検報告制度については引き続きその実効性の向上を図るための取組を推進する。 また、「適マーク制度」については引き続き消防庁HPなどで当該制度の周知を図るとともに、各種会議等の場で消防本部に当該制度の推進について協力を求めていく。 さらに、「違反対象物の公表制度」についても導入消防本部の拡大を目指す。 平成29年度以降も、建築物防災週間等における取り組みや新たな定期報告制度を通じ、宿泊施設の防火安全対策の推進に向けて引き続き取り組んでいく。
55	139		エ 海外における事故・事件への対応と安全対策 海外で日本人が安全に楽しく旅行できるよう、関係省庁が連携をしながら、旅行者やホームページ等を通じ海外における危機や安全対策に関する知識の増進を図るとともに、事故・事件への対応及び安全対策に取り組む。また、海外旅行者に対して渡航先における児童買春等の犯罪防止のための啓発を推進する。	観光庁において、旅行会社が不健全旅行に関与しないよう、各社に対する啓発を推進した。 外務省において、海外渡航者向けに配布している「海外安全虎の巻」の「ケーススタディ～旅先のトラブル事例と対策～」の中で、日本人が「犯罪者」となるケースとして売買春を挙げ、買春行為は多くの国で禁止されており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの所持等は日本の法律により国外犯としても処罰の対象となる旨を説明し、不適切な行動は慎むよう呼び掛けている。	渡航先の安全情報の見直しを行い、渡航を制限する場合、旅行者の責任判断となる場合を明確に再整理した。これまでの取組を通じて、海外旅行者に対する渡航先における児童買春等の犯罪防止のための啓発が推進された。	パリ、ベルギー、タイ、トルコでのテロが相次いでいることから、渡航先の安全情報の周知や引き続き、「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、関係省庁が連携して、海外旅行者に対する渡航先における児童買春等の犯罪防止のための啓発を推進していく。
55	140		オ テロ対策の推進 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定)等に基づき、航空、鉄道及び自動車運送等の交通機関におけるテロ対策を含め、各種テロ対策を推進することにより、テロ事件による被害の発生を未然に防止する。	内閣に設置されている「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」等において関係省庁が緊密に連携し、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)及び「『世界一安全な日本』創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)等に基づき、各種テロ対策を推進した。	関係省庁が緊密に連携し、各種テロ対策を推進する中、我が国において、テロ事件による被害の発生はなかった。	今後とも関係省庁が緊密に連携し、各種テロ対策を推進していく。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
(五)新たな観光旅行の分野の開拓						
55	141	① ニューツーリズムの創出・流通	<p>我が国は、自然や景観、歴史、伝統、文化、産業等、豊富な観光資源があり、訪日外国人のみならず、日本人にとっても魅力的な観光メニューを提供することができる。観光旅行者の多様なニーズに応えるためには、これらの資源を活用して地域密着型のニューツーリズムを創出することはもちろんのこと、地域発の旅行商品と観光旅行者とを結ぶための工夫や地域発の旅行商品が旅行市場において広く流通するための工夫が必要である。</p> <p>このため、地域発のニューツーリズム旅行商品について、優良事例の選定等を通じて顧客ニーズの把握や旅行商品化に向けたノウハウの蓄積に努め、関係省庁とも広く連携しながら創出を促進するとともに、消費者への訴求力を一段と向上させるため、地域による情報発信の強化、旅行会社との連携強化等により流通を促進する。</p>	<p>平成27年度より、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、文化財、国立公園の活用や観光地の良好な景観形成など、地域資源を活用した観光地づくりを支援している。</p> <p>平成28年度より「テーマ別観光による地方誘客事業」により、共通の観光資源を活用した各地域をネットワーク化し、共通プロモーション等情報発信力強化に向けた支援を行うこととした。この事業により、全国各地域における関係者間において成功事例を共有することにより、各地域における魅力的な旅行商品の開発につながり観光旅行者宿泊増加が期待できる。</p>	<p>景観、文化財に限らず、国立公園、農業、食など様々な地域ならではの資源を磨き上げ、着地型旅行商品の造成や、観光客の満足度を高めるためのガイドの育成などを行うことができた。多くの対象地域では、観光客の入り込み客数が増加している。</p>	<p>引き続き、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により地域の観光資源を発掘し、それを活用した観光地づくりの支援を行っていく。</p> <p>各ネットワークが自立・継続するために、各年度毎に厳正な審査を行いながら、3年程度継続して支援する予定。</p>
55	142	② 各ニューツーリズムの推進	<p>ア エコツーリズムの推進</p> <p>エコツーリズムとは、観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深める活動であり、自然観光資源の適切な利用を促進し、新たな観光需要を掘り起こすとともに、持続可能な観光のあり方として重要なものである。</p> <p>このため、エコツーリズム推進法に基づき、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、整理、広報活動等のほか、地域協議会に対する技術的助言等を実施する。</p>	<p>平成27年度より、地域資源を活用した観光地魅力創造事業により、国立公園の利活用や、地域の自然を感じてもらうガイドツアーの造成、ガイドの育成など、地域特有の自然環境を活用した観光地づくりを支援している。</p> <p>例えば、松本市では、上高地の自然を活かしたツアーガイドの育成や情報発信、上高地における観光拠点を結ぶ二次交通の実証実験などの支援を行った。</p> <p>平成28年度より「テーマ別観光による地方誘客事業」により、共通の観光資源を活用した各地域をネットワーク化し、共通プロモーション等情報発信力強化に向けた支援を行うこととした。今年度は、エコツーリズムの取組についてもテーマの一つとして選定をしており、ネットワークの自立・継続に向けた取り組みに対して支援する予定。</p> <p>以下の施策を実施することにより、エコツーリズムの推進を図った。</p> <p>①エコツーリズムに取り組む地域への支援</p> <p>エコツーリズムのガイド技術を有する優れた人材を確保するため、平成22年度から平成27年度までの6年間で計370名の受講者が研修を修了した。</p> <p>エコツーリズム等による地域振興を図ろうとする地域に対し、平成22年度から平成27年度までの6年間で延べ102団体に対し、有識者をアドバイザーとして派遣した。</p> <p>エコツーリズム推進協議会等に対し、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費(国費1/2)を支援するため、平成23年度から計52団体に交付金を交付。</p> <p>②エコツーリズム推進全体構想の認定・周知</p> <p>エコツーリズム推進法に基づく全体構想は、埼玉県飯能市、沖縄県渡嘉敷村・座間味村、群馬県みなかみ町、三重県鳥羽市、三重県名張市、京都府南丹市、東京都小笠原村の計7地域を認定(認定順)。</p> <p>③エコツーリズム推進・普及のための広報活動等</p> <p>毎年9月に開催される「ツーリズムEXPO」へのブース出展や、環境省ホームページ上での情報発信により、国内のエコツーリズムの取組状況のPRを実施。</p>	<p>松本市では、観光客入り込み客数は横ばいであるものの、インバウンド向けのガイドの育成を行い、受入環境の整備を行っていることもあり、外国人旅行者入り込み客数は増加している。</p> <p>このように、地域の観光資源に対して支援を実施したことにより、新たな観光需要の掘り起こしや観光資源の更なる活用等に寄与できたことから、これらの事業は一定の成果があったものと考ええる。</p> <p>エコツーリズム推進法に基づく全体構想の認定地域は、平成28年9月末現在、7件であり、毎年着実に増えているものの、今後も引き続き、地域への取組支援等が必要である。</p>	<p>引き続き、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により国立公園や地域独自の自然環境を活用した観光地づくりの支援を行っていく。</p> <p>各ネットワークが自立・継続するために、各年度毎に厳正な審査を行いながら、3年程度継続して支援する予定。</p> <p>今後、エコツーリズムに対する国民の理解を深めつつ、エコツーリズムの更なる普及・定着のため、エコツーリズムの概念や全体構想の意義や利点を効果的に発信することや、地域の魅力を活かしたエコツーリズムに主体的に取り組む地域を支援するなど、効果的な事業の実施について検討していく。</p> <p>エコツーリズム推進法に基づき、全体構想が認定された先進地域の活動について環境省HP等による情報発信を行う。</p>
56	143		<p>イ グリーン・ツーリズムの推進</p> <p>グリーン・ツーリズムとは、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であり、農作業体験や農産物加工体験、農林漁家民泊、さらには食育などがこれに当たる。</p> <p>グリーン・ツーリズムの普及拡大を図るため、良好な景観や歴史的風土に恵まれた農山漁村において、都市との交流の取組の中心となる人材の育成を支援するとともに、都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、都市と農山漁村の出会いの場の設定、小学生の農山漁村における宿泊体験活動、都市住民等の多様な主体によるボランティア活動、市民農園、交流拠点施設等の整備を推進する。また、都市と農山漁村の共生・対流に係る国民的な運動を推進する。</p>	<p>農山漁村振興交付金により、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援。グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数については、平成26年に1,027万人、平成27年は1,099万人となった。</p> <p>総務省、文部科学省、農林水産省、環境省の4省が連携して、小学校等の農山漁村における農林業体験・宿泊体験の取組を推進。</p> <p>農林水産省と観光庁が、平成26年1月に「農観連携の推進協定」を締結し、農林水産分野と観光分野が連携したモデルとなる事例を選定し、他地域へ周知する取組を実施。</p> <p>平成27年度より、地域資源を活用した観光地魅力創造事業により、農山漁村地域における農業、酪農、漁業の体験や、地域ならではの食文化などを活用した観光地づくりを支援している。</p> <p>例えば、帯広市では、広大な農地を活用したファームツーリズムのモニターツアーを実施し、商品造成の支援を行った。</p> <p>平成29年度よりテーマ別観光による地方誘客事業により、共通の観光資源を活用した各地域をネットワーク化し、共通プロモーション等情報発信力強化に向けた支援を行うこととした。今年度は、産業観光に関する取組についてもテーマの一つとして選定をしており、ネットワークの自立・継続に向けた取り組みに対して支援する予定。</p>	<p>グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数、小学校の農山漁村における農林業体験・宿泊体験ともに着実に増加しており、農山漁村振興交付金や関係省庁が連携した取組が都市と農山漁村の交流人口の増加につながっているものと考えている。</p> <p>帯広市では、広大な農地を活用したファームツアーを商品化し、平成28年度より販売を行った等、様々な地域の有する観光資源に対して支援を実施したことにより、新たな観光需要の掘り起こしや観光資源の更なる活用等に寄与できたことから、これらの事業は一定の成果があったものと考ええる。</p>	<p>農山漁村の自立発展のため、都市と農山漁村の交流人口の平成32年目標を従来の1300万人から1450万人に引き上げ、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農山漁村における定住を図るための取組等を強力に支援する。</p> <p>さらに、滞在型農山漁村の確立・形成に向けて、「観光戦略実行推進タスクフォース」や「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」における議論を踏まえ、訪日外国人を含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図り、農山漁村での滞在を伴う「農泊」を推進するための受入体制整備の支援等を行う。</p> <p>引き続き、地域資源を活用した観光地魅力創造事業により、農山漁村地域における農業、酪農、漁業の体験や、地域ならではの食文化などを活用した観光地づくりの支援を行っていく。</p> <p>各ネットワークが自立・継続するために、各年度毎に厳正な審査を行いながら、3年程度継続して支援する予定。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
56	144		ウ 文化観光の推進【施策3-2(二)⑥イ 再掲】	<p>文化庁と観光庁においては平成25年11月に包括的連携協定を締結、さらに平成26年3月にはスポーツ庁を含めた三庁において包括的連携協定を締結したところ。</p> <p>具体的には増大する訪日観光客に文化財の本来の価値・魅力をわかりやすく外国人観光客に伝えられるような環境整備を促進するため、文化庁と観光庁が合同で「文化財の英語解説のあり方に関する会議」を設置し、報告書を取りまとめた。</p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、「文化財の観光資源としての開花」を図るため、文化財の適切な保存を基盤としつつ、観光への活用にも取り組んでいる。平成28年度には、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定し、地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説などの取組をより一層推進することとした。加えて、文化財解説の多言語化を進めるため、文化庁と観光庁が連携し、「文化財の英語解説のあり方について」をとりまとめるなど、文化財の観光への活用を進めた。</p> <p>沖縄県では、沖縄の特色ある文化・芸能を観光資源として活用して、観光客の滞在日数や観光消費額の増加を図るため、文化観光戦略を策定し、本戦略を推進。</p>	<p>沖縄県の文化・芸能を活用した観光誘客の取組への支援の効果もあり、沖縄県の観光客数・滞在日数・観光消費額が伸びた。(入域観光客数:592万人(平成24年度)→794万人(平成27年度)、観光客の平均滞在日数:3.75日(平成24年度)→3.83日(平成27年度)、観光消費額(1人当たり):67,459円(平成24年度)→75,881円(平成27年度))</p> <p>「文化財の英語解説のあり方に関する会議」での議論等を取りまとめることにより、今後の方向性について文化庁と観光庁において認識を共有することができた。</p> <p>歴史文化基本構想の制度に加え、平成27年度からは日本遺産の制度も創設されるなど、着実に地域の文化財を一体とした観光振興を図る取組がなされてきた。特に、日本遺産については、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定する新たな取組であり、日本遺産認定地域においては、観光客数増加などの成果も現れている。</p>	<p>沖縄県では、沖縄の文化・芸能を活用した観光誘客の取組への支援等を通じ、観光の高付加価値化を図ることで、観光客の滞在日数や観光消費額などの増加を目指す。</p> <p>今後とも文化庁と観光庁が、より一層連携を深めながら、文化財を中核とした観光拠点形成を進めていく。</p> <p>文化庁は、平成29年度概算要求においても、この方針に基づく対応を加速するため、「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」として121億円を要求している。今後とも、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点の整備を進め、2020年までにこうした拠点を200か所程度整備する予定である。</p>
56	145	② 各ニューツーリズムの推進	エ 産業観光の推進【施策3-2(二)⑥キ 再掲】	<p>産業観光による観光まちづくりを実践し、他の地域の模範となる優れた取組を行っている団体(地方自治体、観光協会、商工会・商工会議所、NPO、商店街、企業等)を表彰する「産業観光まちづくり大賞」を平成19年度から、公益社団法人日本観光振興協会が実施している。平成26年度から、経済産業大臣賞及び観光庁長官賞を創設。</p> <p>広域関東圏には、かつて「絹の道」があり、絹織物産地・事業者や絹関連産業遺産等が多数存在。「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録(平成26年6月)を契機に2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、絹関連事業者・施設・地域を結ぶ「絹のみち広域連携プロジェクト」を立上げ(平成26年8月)。「絹」を中心とした広域観光振興・交流人口拡大等による地域経済活性化を目指す。(運輸局・農政局とも連携)</p> <p>平成26年度: ①「キックオフ会議」による広域関東圏関係自治体・事業者の参画推進 ②「絹のみち大交流展」「広域ネットワーク会議」による広域連携の促進</p> <p>平成27年度: ①「自治体連携会議」による周遊型観光ルート策定支援 ②「オープンファクトリー」実証と産業観光セミナーによる取組支援</p> <p>九州経済産業局で平成27年度産業観光を活用した地域活性化事例調査を実施。</p> <p>平成27年度より、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」、平成28年度より「テーマ別観光による地方誘客事業」にて、産業観光を盛り込んだ地域への支援を実施。その他産業観光フォーラムなどへの後援を行う。</p>	<p>平成26年度から経済産業大臣賞を創設。毎年秋に地方で開催される全国産業観光フォーラムにおいて表彰。</p> <p>関東経済産業局の主導事業により、絹関連自治体・事業者連携気運を醸成、広域関東圏各地域において絹関連プロジェクトが創発。 ①「信州シルクロード連携協議会」(長野県自治体・事業者) ・広域観光周遊ルート開発会議・モニターツアーの実施 ・インバウンド戦略(案)の策定 ②「ビジット・ジャパン地方連携事業」(横浜一北関東自治体) ・横浜市・足利市等によるFAMツアー、海外旅行博出展等</p> <p>九州管内の各地域が有する産業観光に関する資源(産業遺産、工場見学、ものづくり体験等)を地域活性化の取組に活用するため取組状況について整理ができた。</p> <p>地域の特色ある産業を核に、受入環境の整備、着地型旅行商品の造成、情報発信等を行うことに支援をすることで、地域の魅力を向上させることができる。</p>	<p>産業観光による地域活性化の優れた取組に対する顕彰制度である「産業観光まちづくり大賞」については公益社団法人日本観光振興協会により、継続して事業が行われる予定。「絹のみち広域連携プロジェクト」における各地のプロジェクトをバックアップするとともに、質の高度化、連携事業者・地域の拡大を目指す。</p> <p>①自治体・運輸局等と連携した具体的広域観光周遊ルート開発支援 ②絹を核とした地域資源発掘・磨上げによる観光商品等の開発支援 ③交通事業者と連携した広域連携の仕組作りの推進 ④全国の「絹」関係事業者との連携による全国大ネットワークの構築</p> <p>産業観光ツアー等の市場流通を推進する。</p>
56	146		オ ヘルスツーリズムの推進	<p>ヘルスツーリズムとは、自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する新しい観光形態であり、医療に近いものからレジャーに近いものまで様々なものが含まれる。長期滞在型観光にもつながるツーリズムであり、地域や民間とも連携して取組を進める。</p> <p>平成27年度より、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、地域の自然や温泉など健康や癒やしを主眼に置いた地域資源を活用した観光地域づくりを支援している。</p> <p>例えば、白浜町では、観光資源である温泉と増加する訪日外国人旅行者に着目し、温泉インバウンド促進アクションプランの策定や、温泉街における旅行者の回遊を促すためのレンタサイクルの導入などに向けた取組を行っている。</p>	<p>白浜町では、温泉インバウンド促進アクションプランを策定することにより、今後の観光地域づくりの方向性を定め、現在それに則って受入環境整備を進めている。また、訪日外国人旅行者は増加している。</p> <p>このように、地域の観光資源に対して支援を実施したことにより、新たな観光需要の掘り起こしや観光資源の更なる活用等に寄与できたことから、これらの事業は一定の成果があったものと考えられる。</p>	<p>引き続き、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、地域の自然や温泉など健康や癒やしを主眼に置いた地域資源を活用した観光地域づくりの支援を行っていく。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
56	147		カ スポーツツーリズムの推進【施策3-2(二)⑥ク 再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年 6月 スポーツツーリズム推進基本方針策定 平成24年 4月 一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構発足 平成25年 9月 IOC総会において、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定 平成27年10月 スポーツ庁発足 平成28年 3月 スポーツ庁、文化庁、観光庁の三庁において包括的連携協定を締結。 <p>三庁連携の取組の具体的施策として、「スポーツ文化ツーリズムアワード2016」を実施。平成28年9月に「10選」として入賞作品を発表。地域スポーツコミッションの数は増加傾向にあり(23団体(H26.7)→38団体(H27.10))、全国の「地域スポーツコミッション」の更なる拡大と活動の充実のために、H27年度より「地域スポーツコミッションへの活動支援事業」を実施。27年度は8、28年度は6の自治体に対し支援を行っている。</p>	<p>包括的連携協定に基づき、観光誘客につながる地域のスポーツツーリズムの推進を支援しているところ。</p> <p>スポーツツーリズム推進基本方針において目標に掲げた、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域スポーツコミッションの設立の促進 ②スポーツツーリズム推進連携組織の創設 ③2020年の東京オリンピック・パラリンピックの招致 <p>についてはおおむね達成している。</p>	<p>今後とも三庁連携の枠組みを活用し、スポーツツーリズムを推進する取組を支援。</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、スポーツツーリズムは更なる盛り上がりが見込まれるものの、社会一般に広く認知が進んでいるとはまだ言えない。</p> <p>スポーツツーリズムの定着に向けて、官民一体のプロモーション等により国民需要の喚起を図ると共に、地域スポーツコミッションの活動を支援し、数の更なる増加と良質な観光コンテンツ創出を図る。</p>
56	148	② 各ニューツーリズムの推進	<p>キ ファッション・食・映画・アニメ・山林・花等を観光資源としたニューツーリズムの推進</p> <p>スポーツや医療のほか、ファッションや食、映画、アニメ、山林、花等についても、国内旅行のみならず、最近では訪日旅行の動機にもなる観光コンテンツであるため、これらを活用しながら観光につなげる地域の取組を促進する。</p> <p>ファッションについては、大きな集客力を持つファッションショーや服飾・宝飾展示会等が各地で開催されている。これらの開催を引き続き支援するとともに、参加者に対して周辺観光を促す地域の取組を支援する。</p> <p>食については、各地の気候風土に根差した郷土料理を始め、B級グルメや地酒・地ビール等の飲料も観光コンテンツとして注目を集めている。引き続き、各地の食の魅力発信するイベントやブランド化等に対する取組を支援する。</p> <p>映画については、国内旅行や訪日旅行において、映画ロケ地への訪問が観光の一つの形として定着しつつある。日本を舞台にした作品制作を促し、各地のフィルムコミッション等と連携してロケ地の誘致を促進する地域の取組を支援する。</p> <p>アニメについては、作品の舞台となった地域への訪問など、参加者に対して周辺観光を促す地域の取組を支援する。</p> <p>山林については、登山、トレッキング、スキー等、観光に活用可能な重要な資源であり、平成23年には「国際森林年」を契機とした観光振興が図られたところである。山林の保護と利用とのバランスを顧慮しつつ観光につなげる地域の取組を支援する。</p> <p>花については、日本の四季折々の多種多様な花が観光旅行者の心を捉え大きな感動を与えることから、花を観光資源としたニューツーリズムをフラワーツーリズムと位置付け潤いのある豊かな観光地域づくりや花とのふれあいによる新しい旅行スタイルを形成する地域の取組を支援する。</p>	<p>我が国の高品質・高感度な繊維素材やファッションのクリエイションを世界に向けて効果的に発信するファッション・ウィーク東京の開催を支援した。</p> <p>平成28年度事業にて、食やアクティビティ、アート等の地域における魅力ある観光資源を活用した観光プラン形成プロジェクトを9件を採択し、本年9月に「ツーリズムEXPO 2016」内で記念シンポジウムを実施。</p> <p>平成27年度より、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、文化財、国立公園の活用や観光地の良好な景観形成に限らず、食やクールジャパンコンテンツなど地域資源を発掘し、磨き上げ、観光資源とすることで、新たな旅行需要を創出しようとする、先駆的な観光地域づくりを支援している。</p> <p>倉吉市では、平成28年度より、クールジャパンコンテンツと歴史的な町並みを融合させることによって、回遊を促すような先駆的な取組を支援している。</p> <p>平成29年度より「テーマ別観光による地方誘客事業」により、共通の観光資源を活用した各地域をネットワーク化し、共通プロモーション等情報発信力強化に向けた支援を行うこととした。今年度は、ロケツーリズムに関する取組についてもテーマの一つとして選定しており、ネットワークの自立・継続に向けた取り組みに対して支援する予定。</p>	<p>ファッション・ウィーク東京への海外メディア等の招聘や継続的な開催支援を通じ、我が国の高品質・高感度な繊維素材やファッションのクリエイションの海外に対する効果的な発信に一定程度寄与したものと考えている。</p> <p>食やアクティビティ、アート等の地域魅力ある観光資源を活用した観光プランの先進事例の発信を通じて、今後、地域での消費拡大が期待される。</p> <p>景観、文化財に限らず、国立公園、農業、食など様々な地域ならではの資源を磨き上げ、着地型旅行商品の造成や、観光客の満足度を高めるためのガイドの育成などを行うことができた。多くの対象地域では、観光客の入り込み客数が増加している。</p>	<p>引き続き、ファッションショーの着実な開催を支援していく。今年度中に、採択案件によるツアー造成等を目指し、地域における消費拡大に寄与する。</p> <p>引き続き、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により地域の観光資源を発掘し、それを活用した観光地域づくりの支援を行っていく。</p> <p>各ネットワークが自立・継続するために、各年度毎に厳正な審査を行いながら、3年程度継続して支援する予定。</p>
57	149	③ その他の新たな観光需要の開拓	<p>ア 若年層の旅行需要の喚起</p> <p>近年、若者層の旅行回数の落ち込みが顕著であるが、現在及び将来において旅行市場を維持・拡大するという観点や、旅を通じて若者層が自己を見つめ直して成長するという観点、また、地域の魅力に触れることで日本を愛する気持ちを培う機会を増大するという観点等からも、若者層の旅行促進は重要である。</p> <p>若年層を旅行に促すに当たっては、若年層にとっての明確な目的・新価値の提示やITツール等の効果的な活用、新規顧客獲得としてのアプローチの不十分さが指摘されている。</p> <p>このため、国、民間、地域は協力して、若者層の旅行実態等を把握するとともに、成功事例の収集・普及、若者層の旅行需要を喚起するための実証実験、旅行の意義の啓発、若年層に係る新たな旅行機会の創出等を通じて若者層の旅行促進を推進する。</p>	<p>若者が旅を通じて今まで知らなかった世界と触れあうことで視野を広げ、触れあう過程で生きる力を伸張させる。その一歩として、まずは「旅に出たい、出よう」という気持ちを持てるような働き掛けを行うべく、旅に精通した方を講師として派遣し、学生に旅の意義・素晴らしさを伝える「若旅★授業」を行っている。</p>	<p>平成25年度より年10回程度を開催。授業後のアンケートでも「旅の魅力を知ることができた」「この授業を受けると旅行に行きたくなる」等の感想があり、旅の意義、すばらしさを伝えることができていたと考えられる。</p>	<p>引き続き「旅に出たい、出よう」という気持ちを持てるような働き掛けを行い、若者の旅行に対する意識向上を醸成する。</p>
57	150		<p>イ 長期滞在型観光の推進</p> <p>長期滞在型観光は、団塊の世代の大量退職時代を迎え国内旅行需要拡大や地域経済の活性化の起爆剤として期待され、東日本大震災からの復興と我が国の経済社会の再生を進める上でもその推進は重要であるが、長期滞在型観光地づくりに成功している地域の数は未だ限定的である。</p> <p>このため、国においては、長期滞在型観光に係る需要の掘り起こしに努めるとともに、地域による継続的な長期滞在型観光地づくりを促進する。</p>	<p>自然・歴史・文化等で密接な関係のある観光地を「観光圏」として全国で13地域を認定し、複数の市町村が連携し幅広い観光資源を活用することにより、国内外の観光客が二泊三日以上の滞在・周遊ができる観光地のブランド確立に向けた取組を支援し、滞在型観光の促進を図っている。</p>	<p>各観光圏において設定している数値目標(満足度、宿泊者数、消費額、リピーター率)の達成に向けて、地域の関係者や、農業・教育・交通機関等異分野と幅広く連携した取組を支援することにより、ブランド観光地域づくりを目指している。</p> <p>また、総務省、文化庁等の補助事業も活用して観光振興が図られており、各観光圏や自治体等が実施する事業との間に相乗効果が発揮されることが期待される。</p>	<p>引き続き観光圏における観光地域づくりへの取組を支援するとともに、これらの優れた取組を参考事例として全国の他の自治体等に横展開することを目指す。</p>

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
58	151	③ その他の新たな観光需要の開拓	ウ 船旅の魅力向上の推進 フェリー、離島航路等による「普段着の船旅」の魅力向上に向け、国、関係業界が一致協力して、船の認知度向上のための戦略的な情報発信や利用者ニーズにあった旅行商品の開発・販売等を促進する。	海からの景色や各地の魅力を楽しませる船旅を活性化させ、日本を訪れる外国人旅行者の期待に応えるとともに、日本人にとってもクルーズ・船旅が身近になるような環境を進めるため、国土交通省・観光庁、旅客船事業者、観光関係者等で構成する船旅活性化協議会を平成27年11月に設置し、島めぐりの旅、首都圏の舟運、大型フェリーによるクルーズをテーマとした商品化の具体化等の議論を開始した。 また、事業者の創意工夫を引き出すよう、旅客船事業の規制運用を弾力化し、そのあり方を検証するため、平成28年4月より、観光利用に特化し、周辺の生活航路に悪影響を及ぼさないと認められる地区を「船旅活性化モデル地区」として設定し、地区内での旅客船事業の運用を弾力化する実証実験を開始した(平成29年度までの2年間)。	船旅活性化協議会では、テーマの一つである島めぐりの旅として、サイクリスト向けの船旅を促進するため、旅客船とセットで楽しめる全国各地のサイクリングコースをまとめた情報を、国土交通省及び運輸局等HPに掲載するとともに、(公財)日本サイクリング協会HPに掲載するなどのPRを行った。 船旅活性化モデル地区の運用については、国土交通省が社会実験として実施する東京-羽田空港-横浜間の舟運社会実験を始めとした全国7地区を船旅活性化モデル地区として指定した。	今後も船旅活性化協議会等における旅行商品の造成や効果的な情報発信等の検討を通じ、船旅の魅力向上の更なる推進や航路の活性化等に繋げていく。
58	152		エ 医療と連携した観光の推進 医療と連携した観光について、外国人患者等の受入環境を整備しつつ、医療と連携した観光ツアーの多様化・高付加価値化を推進するとともに、海外における認知度の向上を進める。	2020年までに外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を全国に整備するため、2016年3月に、都道府県を通じて、外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」を全国に約320箇所選定し、JNTOホームページで公表。	2016年3月に、都道府県を通じて、外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」を全国に約320箇所選定したが、都道府県によってはまだ不十分な地域もある。	訪日外国人旅行者受入医療機関リストをさらに充実させ、JNTOホームページ等において医療機関情報の提供を強化していく。

(六) 観光地域における環境及び良好な景観の保全

58	153	① 観光地域における環境の保全	ア エコツーリズムの推進【施策3-5(五)②ア 再掲】	<p>平成27年度より、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、国立公園の利活用や、地域の自然を感じてもらおうガイドツアーの造成、ガイドの育成など、地域特有の自然環境を活用した観光地域づくりを支援している。</p> <p>松本市では、上高地の自然を活かしたツアーガイドの育成や情報発信、上高地における観光拠点を結ぶ二次交通の実証実験などの支援を行った。</p> <p>平成28年度より「テーマ別観光による地方誘客事業」により、共通の観光資源を活用した各地域をネットワーク化し、共通プロモーション等情報発信力強化に向けた支援を行うこととした。今年度は、エコツーリズムの取組についてもテーマの一つとして選定しており、ネットワークの自立・継続に向けた取り組みに対して支援する予定。</p> <p>以下の施策を実施することにより、エコツーリズムの推進を図った。</p> <p>①エコツーリズムに取り組む地域への支援 エコツーリズムのガイド技術を有する優れた人材を確保するため、平成22年度から平成27年度までの6年間で計370名の受講者が研修を修了した。</p> <p>エコツーリズム等による地域振興を図ろうとする地域に対し、平成22年度から平成27年度までの6年間で延べ102団体に対し、有識者をアドバイザーとして派遣した。</p> <p>エコツーリズム推進協議会等に対し、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費(国費1/2)を支援するため、平成23年度から計52団体に交付金を交付。</p> <p>②エコツーリズム推進全体構想の認定・周知 エコツーリズム推進法に基づく全体構想は、埼玉県飯能市、沖縄県渡嘉敷村・座間味村、群馬県みなかみ町、三重県鳥羽市、三重県名張市、京都府南丹市、東京都小笠原村の計7地域を認定(認定順)。</p> <p>③エコツーリズム推進・普及のための広報活動等 毎年9月に開催される「ツーリズムEXPO」へのブース出展や、環境省ホームページ上での情報発信により、国内のエコツーリズムの取組状況のPRを実施。</p>	<p>松本市では、観光客入り込み客数は横ばいであるものの、インバウンド向けのガイドの育成を行い、受入環境の整備を行っていることもあり、外国人旅行者入り込み客数は増加している。</p> <p>エコツーリズム推進法に基づく全体構想の認定地域は、平成28年9月末現在、7件であり、毎年着実に増えているものの、今後も引き続き、地域への取組支援等が必要である。</p>	<p>引き続き、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により国立公園や地域独自の自然環境を活用した観光地域づくりの支援を行っていく。</p> <p>各ネットワークが自立・継続するために、各年度毎に厳正な審査を行いながら、3年程度継続して支援する予定。</p> <p>今後、エコツーリズムに対する国民の理解を深めつつ、エコツーリズムの更なる普及・定着のため、エコツーリズムの概念や全体構想の意義や利点を効果的に発信することや、地域の魅力を活かしたエコツーリズムに主体的に取り組む地域を支援するなど、効果的な事業の実施について検討していく。</p> <p>エコツーリズム推進法に基づき、全体構想が認定された先進地域の活動について環境省HP等による情報発信を行う。</p>
----	-----	-----------------	-----------------------------	---	---	--

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
58	154	① 観光地域における環境の保全	イ 国立・国定公園の保護と利用の推進 国立・国定公園の保護及び適正な利用を図るため、自然公園法に基づく公園区域や公園計画の概ね5年おきの定期的な見直し、良好な風致及び景観が損なわれないよう必要な保護規制を行うとともに、国、地方公共団体、NPO、地元住民及び民間企業等の広範な関係者の協力体制による質の高い利用サービスの提供を行い、自然公園の魅力の向上を図る。 また、我が国の優れた自然景観を生かした自然とのふれあいの推進を図るため、散策路、休憩所・広場、駐車場、公衆便所等の安全で快適な公園利用施設の整備を進めるとともに、自然公園指導員やパークボランティアによる利用者指導や自然解説の推進、国立公園や美しい自然を紹介したホームページ、パンフレットの充実を図る。 さらに、陸中海岸国立公園等の既存の自然公園を「三陸復興国立公園(仮称)」として再編成し、防災上の配慮を行いつつ森づくりや長距離歩道の整備等に取り組むことにより、東日本大震災からの復興と観光振興を図る。	平成19～22年にかけて、自然環境や社会状況の変化、風景評価の多様化を踏まえ、全国の自然の資質を再評価して、国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張を検討する候補地を抽出する「国立・国定公園総点検事業」の結果に基づき、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張を進め、現在、国立公園区域として33ヶ所、2147315haが、国定公園区域として57ヶ所、1417586haが指定されている。(平成28年9月15日時点) また、平成23年度から平成25年度の3か年に開催された「国立公園における協働型運営体制のあり方検討会」の提言を踏まえ、多様な関係者との協働による管理運営を推進するための、新たな国立公園管理運営計画作成要領を発出した。一方、全国の国立公園において「協働型管理運営体制構築事業」を実施するとともに、平成26年度からは「新たな国立公園管理システム構築推進事業」を開始し、国立公園の協働型管理運営を推進した。自然公園法に基づく公園管理団体は、国立公園内で計5法人が指定され、活動対象地域は23地域となっている。 くわえて、平成28年度より、観光ビジョンに基づく国立公園満喫プロジェクトを実施し、先行的、集中的に取組を推進する国立公園を8つ選定し、当該国立公園において訪日外国人旅行者を増加させるための取組を推進している。 自然公園等における適正な利用を推進するため、自然公園指導員やパークボランティアの人材の育成を実施するとともに、自然とのふれあいの機会を提供している。 平成27年度に国立公園ホームページ(日英)を全面改訂。特に利用者向けに見どころやアクティビティに関する情報の充実を図った。平成28年度には国立公園公式インスタグラムを開始した。平成26年度に国立公園のリーフレット(日英)を統一デザインで作成、各公園に配置した。平成28年度に改訂を行っている。 このほか、国立公園の散策路や利用拠点施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザイン化や情報提供の多言語化に努めた。 また、国立・国定公園等において地方公共団体が整備する公園利用施設の多言語化について、自然環境整備交付金により支援している。 なお、平成25年5月に創設した三陸復興国立公園については、平成27年3月に南三陸金華山国定公園を編入し、区域の拡張を行っている。	国立・国定公園の保護及び適正な利用を図るための区域・計画の見直しを適切に実施し、近年では、公園計画の見直しとして西表島のほぼ全域の国立公園化をはじめとした西表石垣国立公園の区域拡張を行い、また、新規指定としてやんばる国立公園の指定を行う等、大きな進捗が見られた。 自然公園の保全管理については、全国の国立公園において、地域の関係者が一体となった協働型管理運営体制の構築を着実に進めている。 国立公園満喫プロジェクトについては、平成28年度からのプロジェクトであるため、現時点での評価は困難である。 定期的に自然公園指導員(約2,600人)やパークボランティア(約1,500人)の研修を実施し、知識や技術の向上を図っているが、引き続き取組みを進め、必要な人材の育成・確保に努める必要がある。 国立公園ホームページやパンフレット改良を年々着実に進めているが、SNSの活用など旅行者のニーズに合わせた効果的な情報発信を今後も行う必要がある。 国立・国定公園等における公園利用施設のユニバーサルデザイン化や情報提供の多言語化を進めているところであるが、未だ十分とはいえない。 平成24年5月7日に策定した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」に基づき、グリーン復興プロジェクトを実施することにより、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興に貢献するために必要な事業を進めており、大きな進捗が見られた。	国立・国定公園の区域・計画の見直しについては、概ね5年おきに実施することとされていることから、今後も計画的に実施する。 また、「協働型管理運営体制構築事業」及び新要領に基づく管理運営計画の作成により、引き続き全国の国立公園において、地域の関係者の協働によるより質の高い管理運営を推進する。 平成28年12月までに、選定した8つの国立公園ごとに設置した地域協議会においてステップアッププログラム2020を策定する。以後、当該プログラムに基づき取組を推進することにより、2020年までに国立公園を訪れる訪日外国人旅行者数1000万人の目標達成を目指す。 また、引き続き、自然とのふれあいをサポートする人材の育成・確保を図るとともに、自然への理解と関心を高めるために、自然とのふれあいの機会を提供する。 国立公園の散策路や利用拠点施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザイン化や情報提供の多言語化を引き続き推進していくとともに、地方公共団体が整備する公園利用施設の多言語化についても、同様に自然環境整備交付金により支援していく。 「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」に基づき引き続きグリーン復興プロジェクトの取組を進めていく。
58	155		ウ 世界自然遺産地域の適正な保全管理 知床、屋久島及び白神山地については、科学的知見に基づき、地域関係者との合意形成を図りながら、引き続き保全管理の充実を図る。また、世界自然遺産に新たに登録された小笠原諸島については、外来種対策の実施などの登録時の勧告事項を踏まえた、質の高い保全管理を実施する。このように適切な保全管理を行うことにより、旅行者の利用による自然環境への影響の軽減に努める。さらに、新たな世界自然遺産の記載に向けた条件整備を関係機関と連携して進める。	平成24年度から平成28年度において、小笠原諸島においてオガサワラオオコウモリの天然記念物食害対策事業への補助を行った。 屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島の各世界自然遺産地域について、科学的知見に基づき、地域関係者との合意を図りながら、適正な管理を進めた。前3地域については、シカによる植生への影響が深刻な状況又は懸念され始めている状況を踏まえて、捕獲の推進や捕獲体制の構築等の対策を進めた。小笠原諸島においては、世界遺産登録時の勧告事項である外来種対策について、個別の対策を推進しつつ、希少種保全も含めた対策の拠点となる小笠原諸島世界遺産センターを整備した。 新たな世界自然遺産候補地である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、できるだけ早期の世界遺産登録に向け、関係機関と連携して必要な取組を実施した。	世界自然遺産地域の適切な保全管理を図るために必要な、天然記念物に係る事業に対する支援を適切に行った。 既存の世界自然遺産地域については、シカや外来種といった予測困難な変動的な課題に対して、科学的データに基づきながら順応的な管理を進めることができた。 新たな世界自然遺産候補地については、奄美大島、徳之島、沖縄島北部における国立公園の新規指定を進めるとともに西表島における国立公園の大幅拡張などを行い、推薦に向けた条件整備を進めることができた。また、奄美大島、徳之島の国有林を森林生態系保護地域に設定するとともに、西表島において森林生態系保護地域の拡充を行い、世界遺産候補地としての価値を維持していくため、厳格な保護・管理を進めた。	引き続き必要に応じ、世界自然遺産地域の適切な保護管理を図るために必要な天然記念物に係る事業について、国からその経費の補助を行う。 既存の世界自然遺産地域については、引き続き、科学的知見に基づき、地域関係者との合意を図りながら、順応的な管理を進める。 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、早期かつ確実な世界遺産登録を目指して、必要な取組を進める。
59	156		エ 環境対応車の普及促進による観光地域の環境の保全及びその魅力の向上 観光地域等で使用される営業用自動車については、電気自動車等の環境性能に優れた自動車の導入に対する支援を行うことにより、環境対応車の普及を促進し、観光地域の魅力を高める。	低公害車普及促進対策費補助金により、電気自動車等環境性能に優れた自動車の導入に対する支援を実施。 なお、平成28年度より、地域の計画と連携が取られている案件を優先採択することとしており、「観光圏整備実施計画」も対象に含まれる。	本施策により、電気自動車等環境性能に優れた自動車の導入が進んでいる。	地域の計画と連携のうえ、電気自動車等環境性能に優れた自動車の普及促進を着実に実施。
59	157		オ 自然と調和した港湾・河川環境の保全・創出 港湾において、今後とも親水性を高めるとともに良好な環境・景観を創造するため、港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用し干潟・藻場等を再生・創出する。 また、汚濁が著しい河川の底泥浚渫や浄化用水の導入による水質改善、多自然川づくりの推進等により、良好な河川空間を保全・創出する。	水質汚濁の著しい河川等において、「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスII)」に基づき、市町村や地域住民等の取組と一体となって、水質改善を推進。 また、すべての川づくりの基本として、「多自然川づくり基本方針」を踏まえた河川事業を実施。 港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効活用した干潟等の保全・再生・創出や水質悪化の原因となる深掘り跡の埋戻し等を推進することで、親水性の向上に貢献している。	清流ルネッサンス対象32箇所における直近5年間の平均環境基準達成率について、平成21年の69%から平成26年には75%まで増加している。 国や自治体により平成27年度までに33港、4水域で浚渫土砂を活用した干潟等の保全・再生・創出や深掘り跡の埋戻しを実施しており、良好な海域環境の再生等が図られている。	引き続き、水質改善が必要な箇所における取組、多自然川づくり基本方針を踏まえた河川事業を継続する。 観光地域における自然と調和した港湾環境の保全・創出に資するよう、引き続き、良好な海域環境等の保全・再生・創出を図るための取り組みを推進する。

頁	施策番号	項目	施策内容	実施状況	評価	今後の取り組みの方向性
59	158	② 観光地域における良好な景観の保全(良好な景観形成・歴史まちづくりの推進)	<p>景観行政団体による景観計画の策定等景観法に基づく制度の活用による良好な景観形成の推進を図り、地域の魅力を増進、創出するため、法制度の効果的な活用のあり方や先進事例に関する情報提供といった取組を行うとともに、法にある基本理念の普及や良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の啓発活動、多様な主体の参加を図るための景観に関する教育、専門家の育成といったソフト面での各種支援策について充実を図る。</p> <p>また、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、歴史的建造物の修理、無電柱化等を通じて、良好な景観を形成するとともに地域固有の観光資源である歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを進める。</p> <p>さらに、平成22年度に設定した屋外広告物適正化旬間において地方公共団体間や関係団体の連携を強化することなどにより、各地方公共団体による一斉パトロール等違反広告物の是正対策を促進する。</p>	<p>景観法運用指針の改正し、HP等で周知するとともに、地方公共団体を対象として講演等を実施し、景観行政の動向や先進事例等を周知した。</p> <p>また、景観教育においては「景観まちづくり学習助成事業」の情報提供等を行った。</p> <p>文部科学省・農林水産省・国土交通省の連携により、歴史的風致維持向上計画の認定を希望する市町村に対して、計画策定を支援している。また、認定を受けた市町村の歴史まちづくりを支援した。</p> <p>屋外広告物適正化旬間として官民連携による一斉パトロール等の是正指導を推進するとともに、各種会議を通じて、各地域における是正対策に係る情報交換等を行った。</p>	<p>景観法の運用指針の改正、情報提供等による支援が進められ、平成28年3月31日時点で景観行政団体数は681団体、景観計画策定団体数は523団体と着実に増加している。</p> <p>平成28年10月末現在で、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村は59市町となり、地域固有の歴史と文化を活かした歴史まちづくりが進められている。</p> <p>屋外広告物適正化旬間において、全国で点検パトロールによる違反広告物の是正指導などが実施された。また、各種会議を通じて、情報交換等により屋外広告物適正化の推進に寄与している。</p>	<p>引き続き、情報提供や顕彰制度等による普及啓発活動の推進を図っていく。</p> <p>引き続き、文部科学省・農林水産省・国土交通省の連携により、歴史的風致維持向上計画の認定市町村を増やすとともに、認定を受けた市町村の文化財を核とした観光拠点形成等の歴史まちづくりを支援する。</p> <p>引き続き、屋外広告物適正化旬間において、地方公共団体間や関係団体の連携を強化し違反広告物の是正対策を推進するとともに、各種会議を通じた情報交換等により、更なる屋外広告物適正化の推進を図っていく。</p>

(七) 観光に関する統計の整備(観光に関する統計の整備・利活用の推進)

59	159	観光に関する統計の整備(観光に関する統計の整備・利活用の推進)	<p>平成24年度から、経済センサスと連動して「観光地域経済調査」を実施する。「観光入込客統計に関する共通基準」について、すべての都道府県での導入を図る。多様化する宿泊旅行について、その実態を把握するための方策について検討する。各種観光統計について、地方公共団体や観光関連産業等へ具体的・実践的な分析・活用方法を示すなど、施策立案への利活用を推進する。</p>	<p>わが国の観光地域における観光産業の観光売上割合等の実態を把握し、観光産業振興施策等の基礎資料を得るため、平成24年度に「観光地域経済調査」を実施し、確報値を平成27年度に公表した。</p> <p>また、都道府県毎の「観光入込客数・観光消費額単価・観光消費額」を地域間で比較可能とするため、調査手法や集計方法の要件について定めた「観光入込客統計に関する共通基準」を平成21年度に策定した。平成22年度から各都道府県で順次導入され、平成27年度末時点において、全国46都道府県で本基準に基づく調査が実施されている。</p> <p>さらに、わが国の宿泊旅行の実態を把握する「宿泊旅行統計調査」について、昨今の訪日外国人旅行者数の増加及びそれらの実態を迅速に把握し、適切に施策に反映させる必要性等を踏まえ、平成27年4月分調査より、公表周期を四半期から月次に変更し、調査対象月の翌月末に1次速報、翌々月末に2次速報を公表することとした。</p> <p>地方公共団体や観光関連産業等への観光統計の利活用促進に関しては、全国の運輸局ブロック毎に観光統計説明会を開催した他、地域レベルの観光統計について、観光地域経済の「見える化」推進事業を実施し、地域における入込客数、消費額等のデータの収集・分析手法について、モバイルデータなどの活用も含めた検討結果を取りまとめた。</p> <p>さらに、これらの手法を各地域が活用できるよう、DMOシンポジウム等で普及に努めた。</p>	<p>「観光地域経済調査」は、各産業毎や観光地域毎の観光需要による売上の把握や、観光産業に係る資金の流れを域内外(市内・県内・県外)の別で直接把握した唯一の調査であり、観光地域の観光産業の規模(売上・雇用等)や地域に及ぼす経済効果が明らかにされることで、観光産業振興に関する施策等の企画立案時の基礎資料として活用していくことが可能となる。</p> <p>「観光入込客統計に関する共通基準」について、各都道府県で当該基準が導入されることで、同基準に基づく全国集計や他都道府県との比較が可能になり、各地域において観光振興に関する戦略や施策を立案する際の基礎として活用していくことが可能となる。</p> <p>また、「宿泊旅行統計調査」の調査周期の月次への変更は、特に昨今の訪日外国人旅行者の急激な増加へ対応するため、行政、宿泊事業者、旅行業者等が意思決定や判断を迅速に実施しなければならぬ中で、観光政策の迅速な企画立案・遂行の観点、観光関連業界への迅速な情報提供の観点から有効な方策である。</p> <p>さらに、「見える化」推進事業によって、各地域の実態が把握可能なツールを作成し、地方公共団体や各地域の観光関連産業等に提供し、活用してもらうことで、各地域における観光振興に関する戦略や施策立案、効果検証等を実施する際の基礎として活用していくことが可能となる。</p>	<p>今後の外国人旅行者の地方誘客等の施策の企画立案、効果測定等に資するため、更に「地域観光統計」の整備を図っていく。</p> <p>地域の観光実態として、都道府県別の日本人・外国人の宿泊・日帰り別の旅行者数や費目別旅行消費額を把握するため、「宿泊旅行統計調査」や「旅行・観光消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」などの既存の観光統計を活用した推計方法を確立し、公表していく。</p> <p>そのため、「旅行・観光消費動向調査」の調査票の変更や「訪日外国人消費動向調査」の拡充など、「地域観光統計」の精度向上に向けた対応を実施する。</p>
----	-----	---------------------------------	--	---	---	--